

日新火災の現状

平成20年版／平成19年度決算

2008

はじめに

皆さまには、日頃より日新火災をお引き立ていただき、誠にありがとうございます。

このたび、当社の経営方針、事業概況、財務状況などをご説明するためにディスクロージャー誌「日新火災の現状2008」を作成いたしました。

本誌が当社をご理解いただくうえで、皆さまのお役に立てれば幸いです。

本誌は「保険業法(第111条)」および「同施行規則(第59条の2および第59条の3)」に基づいて作成したディスクロージャー資料(業務及び財産の状況に関する説明資料)です。



会社の概要(2008年6月20日現在)

社名	日新火災海上保険株式会社	子会社等	
本店所在地	東京都千代田区神田駿河台二丁目3番地 TEL 03-3292-8000(大代表)	日新火災損害調査株式会社	
取締役社長	宮島 洋	日新火災キャリアアンドライフサービス株式会社	
創業	1908年(明治41年)6月	日新火災総合サービス株式会社	
資本金	203億円	日新情報システム開発株式会社	
従業員数	2,745名	NISSHIN INSURANCE GUERNSEY PCC LIMITED	
代理店数	15,542店	ユニバーサルリスクソリューション株式会社	
URL	http://www.nisshinfire.co.jp	日新火災インシュアランスサービス株式会社	

従業員数・代理店数は2008年3月31日現在



当社のシンボルマークは、ブルーの半円に表されている未来と、それに続くしなやかな緑の曲線で描かれている道によって構成されています。このシンボルマークには、今年度100周年を迎える歴史と、より輝かしい未来に向かって歩み続ける日新火災の意志が込められています。

メインコーポレートカラーであるグリーンは「いきいきとした活動力・生命力」を、また、サブカラーである鮮やかなブルーは「積極性・知性」を象徴しています。

日新火災の現状 2008

目次

日新火災の現状

トップメッセージ・経営理念	2
日新火災創立100周年	4
信頼回復に向けた取り組み	5
お客さまにご満足いただくために	13
トピックス	17

経営について

東京海上グループ概要	20
経営戦略	22
代表的な経営指標	24
2007年度の事業概況	29
コーポレート・ガバナンスの状況	32
健全な保険数理に基づく第三分野保険の 責任準備金の確認についての合理性及び妥当性	34
内部統制基本方針	35
CSRの取り組み	37
コンプライアンスの体制	38
情報管理方針	39
情報開示	42
勧誘方針	42
リスク管理態勢・リスク管理方針	43
資産運用方針	46
募集制度	47

商品・サービスについて

保険のしくみ	50
個人向け保険商品	54
個人向けサービス	56
企業向け保険商品	58
企業向けサービス	59
新商品の開発状況(主な料率改定)	60

業績データ

主要な業務の状況	62
経理の状況	74

コーポレートデータ

沿革	108
株式の状況	109
会社の組織	111
役員の状況	112
従業員の状況	115
企業集団の状況	116
設備の状況	118

損害保険用語の解説	119
店舗の一覧	122
店舗ネットワーク	127

トップメッセージ・経営理念



取締役社長 宮島 洋

日頃より、当社業務につきましては、格別のお引き立てを賜り厚く御礼申し上げます。

当社は、おかげさまで本年7月に創立100周年を迎えることができました。これもひとえに、長きにわたるお客さまのお引き立てと、代理店の皆さまをはじめとする関係各位のご支援の賜物であり、心より感謝申し上げます次第です。

当社は、昨年度スタートしました中期経営計画におきまして、「強固な内部統制を土台とした損害保険サービス業への再創造」と「お客さま本位における業界トップランナーの位置を占める企業となること」を目指す姿として明確化し、商品、サービス、組織、業務のあり方など全てをお客さまの視点で見直し、当社独自のお客さま本位のビジネスモデルをさらに発展させるためにさまざまな課題に取り組んでまいりました。

こうしたなか、昨年4月以降実施してまいりました全ての保険種目を対象としたご契約内容の適切性に関する調査において、ご契約内容に不備があり保険料を過大に領収していたご契約が多数判明いたしました。過大に領収していた保険料につきましては、お客さまに返戻させていただいております。



経営理念

日新火災は、お客さま本位の安心と補償をお届けし、
最も身近で信頼されるリテール損害保険会社を目指します。

安心を実感していただける的確で誠実な対応を常に心がけ、お客さまにとって
わかりやすい商品とご満足いただけるサービスを提供します。

健全性・収益性を確保し企業価値の向上をはかるとともに、積極的な情報開示
に努め、株主の負託に応えます。

代理店の自主性・独立性を尊重するとともに、お客さま本位の価値観を共有し、
相互の発展をはかります。

従業員一人ひとりがお客さま本位を実践し、いきいきと働くことができる企業
風土を築きます。

損害保険事業を通じて地域社会の発展に貢献するとともに、従業員・代理店の
地域活動や社会貢献活動への参画を支援します。

すが、お客さまならびに多くの関係者の皆さまに多大なるご迷惑をおかけいたしましたことを心よりお詫び申し上げます。

保険金の不払いに続き、このような事態を発生させましたことを厳粛に受け止め、1日も早くお客さまや社会の信頼を回復できるよう、経営陣が先頭に立ち全社を挙げて再発防止に取り組んでまいります。

今後も、当社は、コンプライアンスと適正な業務運営の徹底を図るとともに、あらゆる業務について、お客さまの声に基づいた改善に継続して取り組んでまいります。また、リテール市場における当社の強みを伸展させていくことにより、東京海上グループの企業価値の向上に繋げてまいります。

当社は、これまでの100年の歩みを支えてくださった全ての方々への感謝の気持ちを大切にしながら、「お客さま本位のトップランナー企業」の実現に向けて、全社一丸となって努力していく所存でございます。今後とも引き続きご支援を賜りますようお願い申し上げます。

平成20年7月

日新火災創立100周年

当社は2008年7月に創立100周年を迎えました。当社は、これまで支えていただいたお客さま、代理店をはじめとする多くの関係者の皆さまへの感謝を込めて、以下の100周年記念事業を実施します。

100周年記念「写真コンテスト」開催

お客さまをはじめ広く一般の方にもご参加いただける企画として「写真コンテスト」を実施しています。

- ・テーマ:わたしが感じる「安心」、「やすらぎ」
- ・応募期間:2008年5月1日～9月30日



九州大学との共同研究事業

九州大学大学院数理学研究院とともに2008年4月から5年間、今後の保険事業に必要な数理学の実務への導入研究と、金融工学を中心とした数理学研究・実務に携わる人材育成を目的とした共同研究事業を行っています。

お客さま・代理店との100周年記念懇談会

当社にゆかりの深いお客さま・代理店の方々をお招きし、当社社長はじめ当社スタッフとともに当社の魅力や課題、今後への期待等を語っていただく懇談会を開催します。

お客さま利便を重視した未来型店舗研究

お客さまとの対面の機会を増やし、また地域社会への融和を深められるような店舗の今後のあるべき姿について研究します。

地域ボランティア活動などへの参加・協力

地域や社会への奉仕活動、地域とのコミュニケーションを図る取り組みを行います。

100年史発刊

100年を刻んだ当社の歴史を振り返り、次の100年に向けての記録として100年史を発刊しました。

その他

ラジオ広告の実施

JFN系列全38局のFM放送局で、ラジオ広告(時報)を実施しています。100周年を迎えることができた感謝の気持ちと、これからも身近で信頼される保険会社でありたいという思いで作成しました。

100周年記念ロゴマーク・ポスターの作成

100周年を記念して、[ポスター]

ロゴマーク・ポスターを作成しました。広告物、帳票類などさまざまな場面に展開しています。

[ロゴマーク]



100周年記念特設サイトの作成

当社ホームページの中に100周年記念特設サイトを開設し、100周年記念事業に関するお知らせを随時発信しています。

(URL:<http://www.nisshinfire.co.jp/thanks100>)

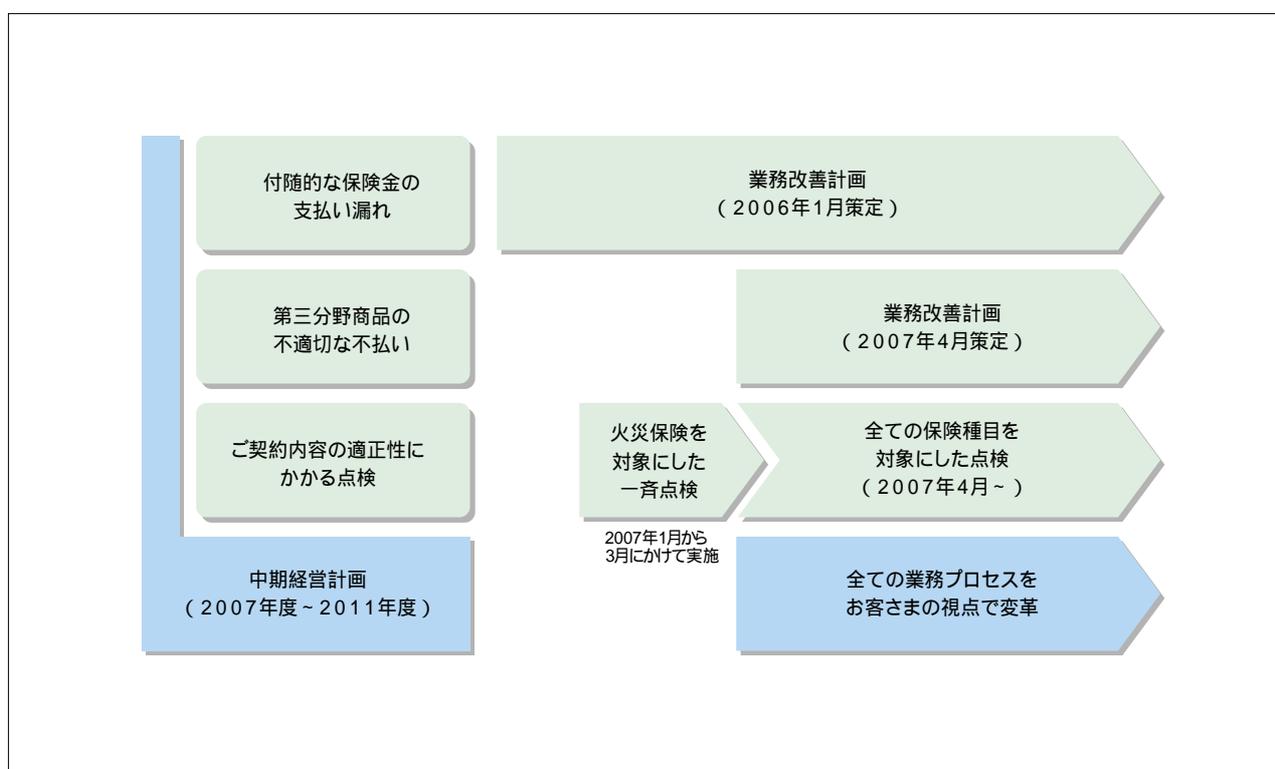


信頼回復に向けた取り組み

当社では、2006年12月20日付の金監第2806号「火災保険の適正な募集態勢等における点検について(要請)」および同21日付の日本損害保険協会における理事会決議「火災保険等の引受適正化に係る『自主調査』の実施(保険商品全般に亘る自主調査)」に基づいて、2007年1月から3月にかけて実施した一部の火災保険契約の点検につづき、同年4月以降、全保険種目にわたりご契約内容の適正性および保険契約の募集態勢について点検を行ってまいりました。

今回の点検の結果、割引の適用漏れや適用する保険料率の誤り、不適切な保険金額の設定等の問題が判明しました。適正な保険料の算出は保険会社の極めて基本的な業務であるにもかかわらず、多くのお客さまにご迷惑をおかけしましたことは誠に申し訳なく、深くお詫び申し上げます。

当社は、保険金の不払い等を含め、今後このようなことを二度と発生させることがないように、再発を防止するための各種対策に鋭意取り組んでおります。また、2007年4月にスタートさせた中期経営計画の中で、商品開発から保険の募集、保険金のお支払いにいたる全ての業務プロセスをこれまで以上にお客さまの視点で変革させ、お客さまにとってよりわかりやすい商品、サービスをよりわかりやすい方法でご提供していくことに取り組んでおります。



* 中期経営計画の概要については、P.23「日新火災の中期経営計画」をご参照ください。

信頼回復に向けた取り組み

ご契約内容の適正性にかかる点検結果と再発防止策

1 ご契約内容の適正性にかかる点検結果

(1) 点検対象件数と保険料を過大に領収していたご契約の件数

過去1年間に保険期間を有していたご契約のほか、点検を開始した2007年1月から過去2年の間に未継続または解約となったご契約など、約230.7万件を対象に点検を実施しました。

点検の結果、ご契約内容が適正でなく、保険料を過大に領収していたご契約の件数と金額は次の通りでした。

(2008年6月末現在)

保険種目	点検対象件数	保険料を返還した契約		
		件数	返還額	
火災保険	2007年3月以前実施	6千件	2,812件	281百万円
	2007年4月以降実施	965千件	9,444件	385百万円
	合計	971千件	12,256件	666百万円
自動車保険	1,005千件	7,730件	51百万円	
その他	331千件	124件	7百万円	
合計	2,307千件	20,110件	723百万円	

なお、2008年6月末現在で想定される返還見込累計額は、右記のとおりです。

火災保険	: 13,726件、735百万円
自動車保険	: 8,746件、60百万円
その他	: 131件、7百万円
合計	: 22,603件、801百万円

(2) 誤りが発生した主なケース

割引の適用漏れ

種目	不備項目	概要	発生件数
火災	地震保険建築年割引	1981年6月1日以降に新築された住宅の地震保険について適用される割引について、お客さまへの説明が不足し、適用が漏れたもの。	2,807件
	高機能住宅割引	割引適用適否判定が煩雑で複雑であったためにお客さまへの説明が不足し、適用が漏れたもの。	538件
	空地割引	保険の目的の周辺状況を確認するという特殊な取り扱いであったために、募集人による確認が不十分となり、適用が漏れたもの。	174件
自動車	安全装置等(ABS、エアバッグ、横滑防止装置、盗難防止装置、衝突安全装置、低公害、福祉車両)	車検証のみで割引適用可否判断が付かない複雑な割引が多く、現車確認もしくはお客さまへの確認を充分行う必要があったが、これを怠ったため適用が漏れたもの。	10,194件

適用料率誤り

種目	不備項目	概要	発生件数
火災	建物の構造	構造規定の認識不足や保険の目的の確認不足により、木造金属板張や木造ALC版張等で本来適用すべき料率区分よりも高い料率区分で契約を行ったもの。	4,576件
	省令耐火構造	物件確認を行っても判定が困難な構造規定であったほか、割引適用についての周知徹底が図られていなかったために、適用が漏れたもの。	350件
傷害	職種	被保険者の職業の確認が不十分であったため、誤った職種級別を適用したもの。	697件

不適正な保険金額の設定

種目	不備項目	概要	発生件数
火災	超過保険	分譲マンションにおける建物や賃貸物件における家財の保険価額、経年減価が相当見られる物件における保険価額の考え方について認識不足があり、保険価額の評価を誤ったため不適正な保険金額を設定したもの。	1,529件

2 発生原因

(1) 経営管理態勢・内部管理態勢が不十分であったこと

不適切なご契約の問題を契約全体に関わる事態として捉え、的確に認識する仕組みが十分に機能していませんでした。

適切な募集態勢や契約管理態勢の確保に対する経営陣の関与が不十分でした。

業務執行に対する牽制機能が十分に機能していませんでした。

(2) 商品開発・管理態勢が不十分であったこと

商品開発・改定に関する規程や商品の品質に関する基準が整備されていなかったため、商品ラインナップや商品の内容そのものが複雑でわかりにくいものになっていました。

適切な契約引受をチェックするシステムや引受業務を管理する仕組みが十分に整備されていませんでした。

(3) お客さまへの説明態勢が不十分であったこと

適切な保険料を算出するために必要な情報のうち、募集文書に説明が記載されていないものや説明がわかりにくいものがありました。

適切な保険料を算出するために必要な情報を、お客さまに漏れなく確認するための仕組みが整備されていませんでした。

(4) 代理店や社員に対する指導・教育態勢が不十分であったこと

募集人に対する研修等の実施状況が適切に管理できておらず、頻繁に行われる商品の改定等に対応した研修の実施が徹底できていませんでした。

募集人に教育や指導を行う社員が適切な知識やスキルを習得するための教育態勢が不十分でした。

3 再発防止策

当社では、点検の結果判明した不適切な契約の発生原因を踏まえ、お客さまの信頼を1日でも早く回復することが重要な責務であると受け止め、既に再発防止策を実施していますが、さらに経営陣が関与しながら再発防止策の実効性を検証し、必要に応じ再発防止策の強化や見直しをすることで、適正な募集態勢の確保に努めていきます。

(1) 経営管理態勢・内部管理態勢の強化

保険募集に係る業務を所管する本社部門で構成する「募集業務適正化部会(仮称)」を2008年9月までに設置し、今回判明した問題に関する情報を共有した上で再発防止策を強力に推進していきます。本部会における再発防止策の推進状況は、代表取締役が委員長を務め取締役および社外委員をメンバーとする「コンプライアンス委員会」が定期的に報告を受け、取り組みの実効性を検証していきます。

2008年4月に保険募集および保険金支払い等に係る業務を所管する本社部門で構成する「お客さまの声をかたちに。部会」を設置し、お客さまから寄せられた苦情等に基づく業務改善策を立案し、これを強力に推進していきます。本部会における業務改善策の推進状況は、社長が委員長を務める「お客さまの声をかたちに。委員会(2008年4月に設置)」が定期的に報告を受け、取り組みの実効性を検証していきます。

2007年度に内部監査部の要員を13名から25名に拡充するとともに幅広い業務精通者を登用するなど内部監査態勢を強化したうえで、契約点検の推進主体である商品部に対し特別監査を実施し、実効性のある点検と適切なお客さま対応が実施されているか検証しました。なお、今後実施する営業部門に対する内部監査では、契約の点検が適切に実施されているか、申込書に記載された事項が適切な物件確認等に基づくものであるか等について検証していく予定です。

信頼回復に向けた取り組み

(2)商品開発・管理態勢の強化

商品開発・改定・廃止について、お客さまの保護と利便性確保の観点で検討するため、「商品開発・改廃にかかる諸規程」および「商品品質にかかる基準」を定め、関連部門の十分な連携と経営陣の適切な関与を確保するとともに、品質基準に沿って商品の新規投入や販売停止等の判断を実施しています。

本基準に基づく商品の整理、改善の具体例は以下の通りです。

保険種目	商品の整理、改善の例
火災保険	住宅火災保険および住宅総合保険等の販売を2008年9月に中止し、当社の基幹商品である生活安全総合保険に集約します。
自動車保険	複雑な割引制度や内容を改善した新自動車保険の開発に取り組んでおり、準備が整い次第、発売する予定です。同時に、長期無事故払戻金付き自動車保険(無事故円満)の販売を中止し、35特約の販売を中止または統合する予定です。
傷害保険	レジャーの保険、国内航空傷害保険など18商品および77特約の販売を2008年10月に中止します。
新種保険	2008年4月に、適用漏れが多数判明した自動車管理者賠償責任保険優良割引規定等の簡素化を行ったとともに、50商品の販売を2008年7月に中止します。

2007年4月に、契約を計上する際のシステムチェックを強化するとともに、ご契約の更改時に「ご契約内容確認書」に基づいて割引要件等を含めて漏れなく確認する態勢としました。同時に、保険金支払い時に保険金額の設定が不適切であることが疑われた場合に、営業部門へこのことを通知し、契約の適正性を確認するスキームを構築しています。

更改契約と前契約における構造級別や適用割引の相違、保険金額の著しい相違等を契約計上時にシステム的に検出し、不適正な過去の契約を把握する仕組みを構築する予定です。

全ての保険種目について、ご契約内容確認書における確認項目について、営業部門に加えバックオフィスである事務部門で重ねて点検する事務処理としています。

(3)お客さまへの説明態勢の強化

個々のお客さまのご契約内容や保険料算出の基礎となる項目等を、イラスト等を使いわかりやすく表現したツールである「ご契約内容確認マップ」を2005年10月に自動車保険に導入したのに加え、2006年11月には火災保険にも導入しています。

火災保険における建物構造の判定や割引適用の漏れを防止するため、2007年2月に「火災保険構造等判定シート」「地震保険割引制度にかかる確認資料のご案内」を新設するとともに、適用できる割引制度や適切な保険金額設定のための記載をパンフレットに追加する対応を実施しました。

「お客さまに誤解を与えるような表現がないか」、「わかりにくい表現はないか」という観点でパンフレットの一斉点検を実施し、点検結果を踏まえた見直しを行いました。また、募集資料を作成する際には、その適正性を確保するために、チェックシートに基づいて関連部門が点検を実施しています。

長期のご契約については、保険期間の途中で保険料の算出条件が変更となったり、保険価額に変動が生じることも考えられることから、ダイレクトメール等で定期的にご契約内容をご案内する仕組みを構築する予定です。

(4)代理店や社員に対する指導・教育態勢の強化

当社独自の研修・資格制度である「実務講習(基本・商品)」および「商品資格制度(基礎・上級)」に加え、日本損害保険協会によって2008年4月から実施されている「損害保険募集人試験」の更新制度に参加し、全ての募集人が5年ごとに試験を受け資格を更新することで能力の維持・向上を図ります。なお、「実務講習」および「商品資格制度」は2008年11月に見直しを行う予定です。

2008年3月に募集人単位の研修受講履歴や資格取得履歴を管理するシステムを構築し、募集人の能力向上に向けた態勢を強化しています。当該システムにより、所定の研修を受講した募集人がいない代理店においては契約が計上できないチェック機能を追加し、2008年6月に新規契約の販売を再開する所得補償保険から適用しています。

代理店による規定の誤認等による契約時の確認漏れを防止するため、募集手続きの流れに沿って必要な確認項目をわかりやすく整理した「販売ナビ」を火災保険(2007年4月)、自動車保険(2007年6月)、傷害保険(2007年8月)等の家計向け商品を対象に作成しました。このツールは契約手続き時の参考資料として使用するほか、募集人や社員の研修資料としても活用しています。

代理店の業務遂行レベルを引き上げていくため、コンプライアンスの遵守、適切な募集ルールに基づく保険販売を基本に据え、代理店に対して「商品説明」「保険料計算」「申込書作成」の重点業務のレベルアップに向けた指導・教育を2007年度に全営業部門で実施しました。これら重点業務課題のレベルが一定水準に達していない種目については、適切な募集品質を確保するため、他代理店との提携や委託種目の削除、当社による業務の引き取りなど、募集形態を見直すこととしました。

収入保険料規模等を中心に保険会社への貢献度を評価し、これにより手数料ポイントが決定されるという従来の仕組みを抜本的に見直し、代理店がお客さまとの関係で果たすべき業務の達成水準を会社が評価して手数料ポイントを決定する仕組みに変更することとしました。2008年度を評価期間とし、2009年度から新体系に基づく手数料を適用する予定です。

信頼回復に向けた取り組み

業務改善計画の実施状況

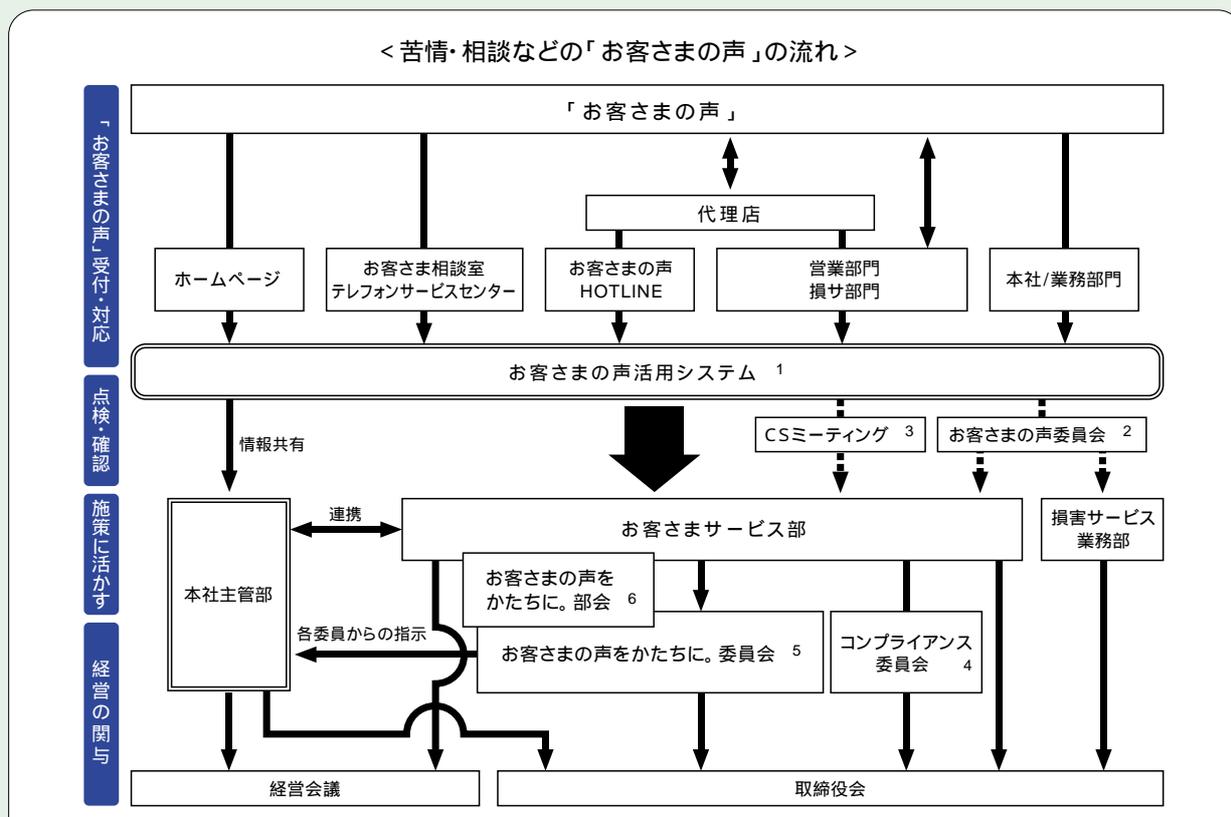
付随的な保険金の支払い漏れおよび第三分野商品の不適切な不払いに関して、業務改善計画に則り具体的な改善策に取り組んでいます。

なお、当社はこれまで第三分野商品の新規契約の販売を凍結し、今後の販売方針について慎重に検討してきましたが、所得補償保険については販売体制や改定認可等の各種態勢が整ったため、2008年5月1日以降の保険始期の契約について、新規契約の販売を再開しています。

1. 経営管理(ガバナンス)態勢の改善・強化

(1) 適正な業務運営態勢の整備に経営陣が関与する態勢の構築

2008年4月に、「お客様の声」に関する基本方針やお客さまの声に基づく業務の改善策等を検討する委員会として、社長を委員長とする「お客様の声をかたちに。委員会」を設置しました。5月に開催した委員会においては、ISO10002(苦情対応プロセスに関する国際規格)の自己適合宣言に向け、お客様の声マネジメントシステムの運営マニュアルに関して審議を行いました。



1 <お客様の声活用システム>

社内ネットワーク上で2005年8月から稼働しているお客様の声専用システム。受付情報および対応経過もすべて一元管理され、閲覧が必要な社員が即時に情報共有できます。

2 <お客様の声委員会(損害サービス部門)>

損害サービス部門における苦情への対応や保険金をお支払いできなかった事案の点検などを行うため、「お客様の声委員会」を本社および各損害サービス部に設置し、適正かつ円滑な保険金支払いに努めています。

3 <CSミーティング>

営業部門、損害サービス部門の各拠点単位で開催する「お客様の声」への対応やCSの課題をフォローアップするミーティングです。

4 <コンプライアンス委員会>

「お客様の声」をもとに、当社や代理店のお客さま対応が保険業法をはじめとする法令を遵守した適切なものであったかを常に点検し、コンプライアンス委員会を確認の上、取締役会に報告しています。

5 <お客様の声をかたちに。委員会>

社長を委員長とする取締役会委員会。お客さまにご満足いただけるサービスの提供を実現するため、苦情をはじめとする「お客様の声」をもとにした業務改善の取り組みを統括、推進します。

6 <お客様の声をかたちに。部会>

本社関連部長による「お客様の声をかたちに。委員会」の作業部会。「お客様の声」をもとに本社各部門が検討した改善策の点検・フォローを行います。

(2) 保険金の不払い状況に係る問題について、適切に実態を把握し、改善が行われる実効性のある内部監査態勢の構築

2007年度に内部監査部の要員を大幅に増員し体制を強化したことに加え、内部監査の品質の維持、向上を図るため、2008年4月に監査の企画・管理を担当する企画グループを内部監査部内に設置しました。

2 保険金支払管理態勢の改善・強化

(1) 公正かつ的確な審査体制・手続きの確立を含めた第三分野商品に係る保険金支払管理態勢の整備

2007年4月より、第三分野商品の始期前発病や告知義務違反、約款免責等に該当する支払不能事案の決裁を本社で実施することとしていますが、不払い事案の事後検証において、2008年5月までの支払不能事案の全件が適切な手続きを経ていることを確認しています。

また、社外専門家への協力態勢の構築、再審査請求制度の新設、支払審査委員会の設置により公正かつ的確な審査体制を構築してきましたが、2008年5月までの活用実績は以下の通りです。

審査体制	活用実績
社外専門家への相談	2007年5月から2008年5月までの相談件数は127件
再審査請求制度	2007年4月から2008年5月までの再審査申請件数は13件、うち支払対象となった件数は4件
支払審査委員会	2006年12月から2008年5月までの審査件数は60件、うちお支払いに該当しないと判断した件数は26件 お支払いに該当しないと判断した事案の概要は別表のとおり

お支払いに該当しないと判断した事案の概要(主なもの)

事由	保険の種類	事案の概要
始期前発病	医療保険	保険加入後3日目に通院し、医師から「糖尿病」であるとの診断を受け保険金のご請求をいただきましたが、医療調査等の結果、保険金の請求の原因となった疾病が保険始期より前に発病していることが判明したことから、お支払いに該当しないと判断しました。
事故と死亡との因果関係	自動車保険 (人身傷害保険金)	自動車単独事故を起こした際にフロントガラスに頭部を打った被保険者が、事故後に工事中の橋から転落し亡くなりましたが、確認調査等の結果、自動車事故と転落死との間に因果関係はないことから、お支払いに該当しないと判断しました。
事故と死亡との因果関係	自動車保険 (搭乗者傷害保険金)	契約車両を運転中に低速度で道路脇に路外逸脱し、運転していた被保険者が病院に搬送され2時間後に亡くなりましたが、確認調査等の結果、自動車事故と死亡との間に因果関係がないことから、お支払いに該当しないと判断しました。
被保険者の故意	傷害保険	被保険者が6階建てホテルの屋上から転落し、亡くなりましたが、調査の結果、自殺行為によるものと確認されたことから、お支払いに該当しないと判断しました。
再審査結果に対する異議申し立て	傷害保険	落下した箱が左まぶた付近に当たり、左目視力低下の後遺障害が残存したとして保険金のご請求があった事案に関して、事故と後遺障害との間に因果関係がなくお支払いに該当しないと判断しましたが、これに対して異議の申し立てがなされました。このため、本審査委員会にてあらためて審査しましたが、当初の判断の妥当性が確認され、お支払いに該当しないと判断しました。

信頼回復に向けた取り組み

3 契約者保護、契約者利便の改善・強化

(1) 第三分野商品に係る適切な保険募集や顧客説明を行うための社員および代理店に係る管理態勢の確立

社員や代理店が、第三分野商品の募集にあたって必要な商品知識(始期前発病免責など)を習得するために作成した「第三分野商品教育テキスト」を利用し、2007年9月から12月にかけて代理店講習および確認テストを実施しました。

また、この講習の受講者がいない代理店が取り扱った第三分野商品の契約計上を系統的にロックする仕組みを2008年6月に導入しました。

(2) 苦情に関する情報等の透明性の強化

当社ホームページ上に苦情受付状況や苦情内容別件数、改善事例、「お客さまの声」対応基本方針等を掲載し、四半期ごとに情報を更新しています。

4 法令等遵守態勢の改善・強化

(1) 法令等遵守態勢の見直し・改善

2007年度にコンプライアンスの評価ウエートを高めた人事考課評定制度に改定し、改定した制度に則り考課評定を実施しました。

(2) 法令等遵守の企業風土を醸成するための徹底的な研修の実施およびその後の定期的なフォローアップ

2007年度に、全社員を対象にしたコンプライアンスの自己点検(上期と下期の2回)、全代理店を対象にしたコンプライアンス研修を実施するとともに、営業部門・損害サービス部門を対象にしたオンサイトモニタリングを実施し、コンプライアンス推進状況を点検しました。

お客さまにご満足いただくために

当社は、「お客さまに最も身近で信頼される損害保険会社」を目指し、全社員がお客さまの声に真摯に耳を傾け、お客さまの満足の向上に向けて会社業務の改革や改善に取り組んでいます。

「お客さまの声」をお聴きする取り組み

「お客さまの声」対応基本方針

当社は、2008年4月に「お客さまの声」対応に関する姿勢を明確にするため、経営理念をもとに「お客さまの声」対応基本方針を策定しました。「お客さまの声」をもとに商品・サービスや会社業務全般の品質を改善し、また、「お客さまの声」対応プロセスを継続的に改善することで、「最も身近で信頼されるリテール損害保険会社」としての社会的責任を果たすとともに、お客さま本位の事業展開を実現します。

「お客さまの声」対応基本方針

「お客さまの声」を積極的に受け止め、安心を実感していただける的確で誠実な対応を行うとともに、お客さまにとってわかりやすい商品とご満足いただけるサービスの提供に活かします。

「ISO10002」規格への適合

「お客さまの声」への対応プロセスを全社で標準化するために、国際標準化機構(ISO)において発行された苦情対応マネジメントシステム「ISO10002(品質マネジメント-顧客満足-組織における苦情対応のための指針)」に準拠した苦情対応態勢の仕組みの見直しを図りました。

そして、当社の「お客さまの声」対応が「ISO10002」に適合していることを第三者の支援を得て自ら確認し、創立100周年を迎えた2008年7月1日に自己適合宣言を行いました。

「ISO10002」は2004年に発行された国際規格です。苦情対応のためのガイドライン(指針)を示すものであり、審査登録機関による第三者認証制度は存在せず、企業自らの責任で適合を宣言することができます。

「お客さまの声」の受付窓口

当社ではお客さまのご契約を担当する代理店を通じて、また、全国の営業店や損害サービスセンターの各拠点、およびテレホンサービスセンターなどのお客さま相談窓口でお客さまの声を承っています。特に苦情に関しては、関連部門とも連携し、迅速かつ適切な対応を行っています。

なお、いずれの窓口にご連絡いただきましても専門スタッフが責任をもって対応しています。

最寄りの営業店、および損害サービスセンター
(P.122「店舗の一覧」をご参照ください。)

ご契約に関するご質問やご相談は最寄りの営業店に、また、事故の経過確認・解決についてのご相談はお客さまの事故対応を担当する損害サービスセンターにお問い合わせください。(受付時間 平日 9:00~17:00)

テレホンサービスセンター(0120-25-7474)

万一のときの事故受付をはじめ、商品や営業サービス、事故サービスへのご照会などをいつでもお気軽にご相談いただけるよう「テレホンサービスセンター」を設置し、休日・夜間でも専門スタッフが対応しています。(受付時間 24時間365日)
(2007年度受付件数 132,397件[うち苦情 2,358件])

お客さま相談室(0120-17-2424)

本社のお客さま相談対応窓口として「お客さま相談室」を設置しています。お客さまからの各種商品内容やサービス内容へのご照会、当社の募集活動や事故対応等に係るご意見・ご要望、および当社や当社代理店へのご不満に専門スタッフが対応しています。
(受付時間 平日 9:00~17:00)
(2007年度受付件数 4,542件[うち苦情 919件])

ホームページ照会窓口

(<http://www.nisshinfire.co.jp>)

当社ホームページ上にもお客さまからのご照会窓口を設置し、商品やサービス、あるいは損害保険全般についてのご照会や、日新火災へのご意見を承っています。

お客さまにご満足いただくために

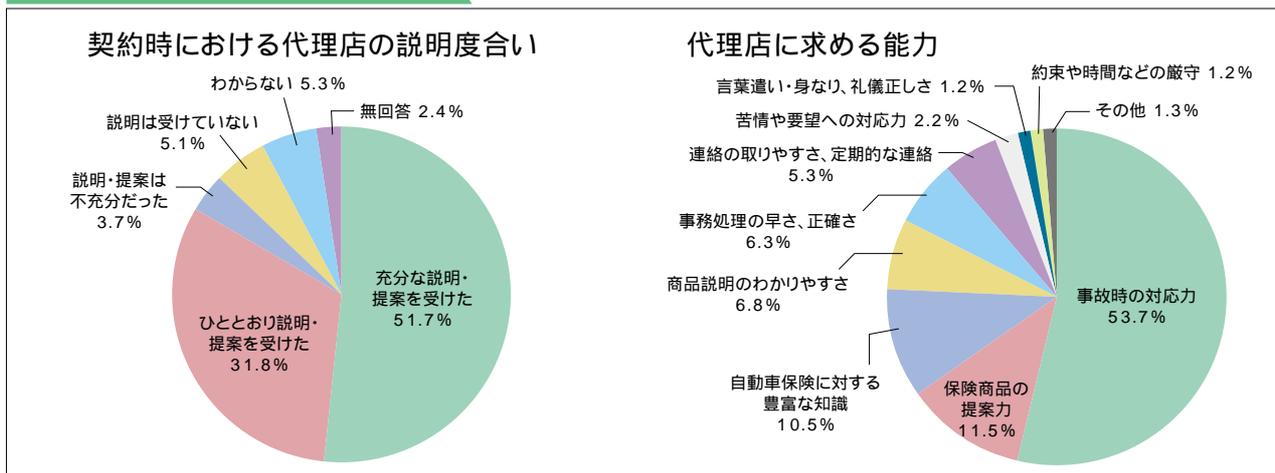
お客さまアンケートの実施

当社ではお客さまの満足度やご意見をお聴きする取り組みとして、2004年度から自動車保険のご契約者を対象に「お客さまアンケート」を実施しています。2007年度のアンケートは全国の自動車保険のご契約者の中から無作為に抽出した3,000名を対象に実施し、777名のお客さまからご回答をいただきました。

調査項目は「契約時における代理店の説明度合い」、「代理店に求める能力」など全42項目にわたっています。

お客さまが契約手続きの際に受けた「契約時における代理店の説明度合い」では、83.5%(前年度83.3%)のご満足という評価をいただきました。

2007年度お客さまアンケートより



「お客さまの評価」制度

保険募集時や保険金支払時などにおける当社および代理店のお客さま対応に対する評価を直接お聴きする「お客さまの評価」アンケートを実施しています。

保険募集時のアンケートはインターネット上で、保険金支払時のアンケートは封書で実施しており、それ

ぞれ毎月約600名、2,000名のお客さまからご回答をいただいています。

お客さまからいただいたご意見や分析結果につきましては、今後の業務改善に活用していきます。

お客さまからの苦情への対応

お客さまからの「苦情」とは

当社では、苦情を「お客さまから不満足の原因がわかったもの」と定義し、幅広く受け止め、迅速かつ丁寧な対応を行うとともに、お客さまからの貴重なご意見として業務改善に活かしています。

「お客さまの声(苦情)」受付状況

当社では全国の拠点から全社員が入力可能な「お客さまの声活用システム」を稼働させるなど、全社を挙げて積極的に「お客さまの声」を把握し、その内容を記録する取り組みを行っています。2007年度の苦情受付状況は次ページの通りでした。なお、苦情受付件数や苦情事例・改善事例などはホームページにも開示しています。

(当社ホームページ: <http://www.nisshinfire.co.jp>)

「お客さまの声(苦情)」の受付件数

	お客さまの声(苦情内容)	2007年度合計
商品・募集業務	満期案内の遅れや満期更改手続きに不備があったなど、更改手続きに関する声	430
	商品の説明が不十分だった、契約の意思確認に不備があったなど契約時の説明に関する声	571
	保険料の計算に誤りがあった、保険料の引き落としに不備があったなど保険料計算・受領に関する声	119
	保険商品の内容や付帯サービスに関する声	11
	パンフレットがわかりづらいなど帳票類に関する声	58
契約管理業務	証券が届かない、証券の記載に誤りがあったなど証券に関する声	624
	ご契約内容の変更手続きが遅い、変更手続きに誤りがあったなどご契約の変更・手続きに関する声	1,063
	満期返れい金の支払いが遅いなど満期返れい金の支払いに関する声	24
保険金支払業務	示談交渉時の説明が不十分だった、保険金額に納得がいかないなど損害認定や保険金額に関する声	985
	事故担当社員からの連絡が遅い、事故担当社員の対応が悪いなど事故対応に関する声	1,475
接客態度・その他	接客態度や社員のマナー、誤FAXなど個人情報に関する声	513
	合計	5,873

(注)上記件数には、テレフォンサービスセンター、お客さま相談室での受付件数を含みます。

公平・中立な立場でお応えする機関のご紹介

(社)日本損害保険協会の損害保険調停委員会

日本損害保険協会では、そんがいはけん相談室において、損害保険全般に関する相談や苦情を受け付けています。そんがいはけん相談室は、損害保険会社に苦情の解決を依頼するなど、適正な解決に努めますが、当事者間で問題の解決がつかない場合に対応するため、中立・公平な立場から調停を行う損害保険調停委員会が設けられています。苦情の申し出から、原則として2ヵ月を経過しても問題が解決しない場合、苦情申出人の希望により損害保険調停委員会をご利用いただけます。

詳しくは、日本損害保険協会のホームページをご参照ください。

(<http://www.sonpo.or.jp>)

(財)自賠責保険・共済紛争処理機構

自賠責保険[自賠責共済]の保険金[共済金]の支払いをめぐる紛争の、公正かつ的確な解決を通して、被害者の保護を図るために設立され、国から指定を受けた紛争処理機関として、(財)自賠責保険・共済紛争処理機構があります。同機構では、自動車事故に係る専門的な知識を有する弁護士、医師、学識経験者等で構成する紛争処理委員が自賠責保険[自賠責共済]の支払内容について審査し、公正な調停を行います。同機構が取り扱うのは、あくまで自賠責保険[自賠責共済]の保険金[共済金]の支払いをめぐる紛争に限られますので、ご注意ください。

詳しくは、同機構のホームページをご参照ください。

(<http://www.jibai-adr.or.jp>)

「お客さまの声」を施策に活かす取り組み

「お客さまの声」を施策に活かす体制づくり

お客さまからお寄せいただいた苦情やアンケートなどのご意見については、お客さまの声を施策に活かすための専任組織であるお客さまサービス部において一元管理し、苦情再発防止策を検討するとともに、業務プロセスや商品等の改善など当社の施策に活かしていきます。

「お客さまの声をかたちに。委員会」

お客さまが満足されるサービス提供を実現するため、社長を委員長とする取締役会委員会である「お客さまの声をかたちに。委員会」を設置いたしました。

本委員会は「お客さまの声」をもとに商品・サービスや会社業務全般の品質改善の取り組みを統括、推進します。

お客さまの声活用システム

「お客さまの声」や「代理店の声」、およびお客さまの視点に立った社員からの提案である「社員の声」などを一元管理するために2005年8月からお客さまの声活用システムを稼働しています。受付情報および対応経過も全て一元管理され、閲覧が必要な社員が即時に情報共有することができます。

(2007年度の入力総件数は、7,484件)

お客さまの声委員会

損害サービス部門における苦情への対応や保険金をお支払いできなかった事案の点検などを行うため「お客さまの声委員会」を本社および各損害サービス部に設置し、適正かつ円滑な保険金支払いに努めています。

お客さまにご満足いただくために

「お客さまの声」をもとに実施した改善事例

お客さまの声(苦情、ご意見、ご要望)

改善事例

「休日・夜間でも事務手続きをしてほしい」という声への改善策

子供が急に運転することになったので、年齢条件の変更をしてほしい。代理店に連絡したが、休日で連絡が取れなかった。

休日・時間外に当社の主力自動車保険「VAP」の異動手続きを行うVAP異動受付センター(営業時間:平日9:00~20:00、土日・祝日9:00~17:00)を設置いたしました。異動受付センターでは従来の書類のやりとりなどの事務手続きを簡略化し、電話で異動手続きが完了する体制を整えました。

「火災保険料の引き上げ(引き下げ)の仕組みを知りたい」という声への改善策

火災保険の満期案内が来たが、保険料が高く(安く)なっている理由を説明してほしい。

2007年4月1日以降に満期を迎えられるお客さまに火災保険料改定の仕組みをわかりやすく説明したご案内を作成いたしました。どのような場合に保険料が上がる、下がるのかそれぞれのケースをイラストでわかりやすく記載しております。

「保険証券が届かない」という声への改善策

契約手続きをしたのに証券が届かない。

保険証券が届かないという「お客さまの声」を調査・分析いたしましたところ、実際には到着していたものの誤って破棄されているケースがありました。他の郵便物に紛れないように、証券封入専用封筒のデザインを重要物と気づきやすいデザインに変更いたしました。

「自動車保険のノンフリート等級別料率制度がわかりづらい」という声への改善策

自動車保険「VAP」パンフレットのノンフリート等級別料率制度の記載がわかりにくい。パンフレットを見ると、1年間無事故であれば次年度必ず保険料が割引になるという誤解を招く。

ノンフリート等級別料率制度について等級制度の概要や等級と割引率に関して、ご契約時に誤解を招かないようにパンフレットの記載内容の見直しを行いました。

「約款が読みづらい、わかりやすくしてほしい」という声への改善策

自動車保険の約款の文字が小さくて読みづらい。また保険の言葉が難しくてわからない。

インターネットのWeb画面上で大きな文字で読める「インターネット約款」を開発いたしました。簡単な操作でお客さまのご契約にあった約款をお選びいただけます。保険約款以外にも、保険証券に記載されている内容を簡単にご説明した「保険証券ガイド」や、主な補償内容などをアニメとともに簡単にご説明した「シーン別簡単説明」などもご覧いただくことができます。

「休日・夜間でも専門家に事故対応してほしい」という声への改善策

事故は休日にも起こるのに、事故受付だけで専門社員の対応や連絡が休み明けになるのはおかしい。

休日および夜間に受け付けた自動車事故については、翌営業日を待つことなく事故に遭われたお客さまや被害者の方へのご連絡をはじめ、病院、整備工場との打ち合わせなどの初期対応を行う「安心サービスセンター」を開設し、全国の事故に対応しております。

トピックス

「募集新時代」にふさわしい 代理店手数料体系へ改定

2009年7月以降始期契約に対して適用する新しい代理店手数料体系を決定し、2008年4月より社内および代理店に対する説明会等の開催を開始しました。

現在、「募集新時代」と表現されるほど、保険募集環境は劇的に変化していますが、当社ではこの新時代にふさわしい新しい手数料体系を決定しました。

新代理店手数料体系の基本的なコンセプトは、代理店手数料を「規模を含めた保険会社への貢献度に対する対価」という位置付けから、「代理店がお客さまとの関係で果たすべき業務とその機能に対する対価」という位置付けに抜本的に変更することです。

具体的には、代理店の運営について、代理店の特性や保険販売方針に応じた選択肢を用意する、手数料の構成を「業務評価基準手数料」と「収益基準手数料」の2本立てとする、「業務評価基準手数料」は、代理店としての実務能力や業務の達成水準を会社が評価して算出する、といったものです。

当社では、2007年度1年間をかけて、既存の全代理店を対象に、保険販売の高品質化に向けた「販売網変革プログラム」を実施しました。その延長線上に新しい代理店手数料体系を置き、2008年度の1年間を、一連の取り組みの総仕上げ期間と位置づけてさらに運動を前進させるとともに、新しい代理店手数料体系を販売網拡大にも活用していきます。

「新自動車事故対応システム」を開発

当社は、新自動車事故対応システム「SネットVer.2.0」を開発し、2008年3月14日より全国の事故対応拠点で稼働を開始しました。同システムは、事故対応の進捗状況の「見える化」により、お客さま対応品質の向上と内部統制を強化することを狙いとしています。

具体的な機能として、入力支援機能の強化、検索システムの導入、対応すべき事案の一覧画面やアウトプットの整備、などがあり、これらの機能により、それぞれの事案の方針や対応状況が可視化され、当社が推進している「ご安心4コール」(事故対応の状況に応じたお客さまへの進捗報告)をよりタイムリーに実施することや、担当者が事案の対応方針に応じた次回の行動予定を管理することを実現しました。

今後も継続的な業務改善、いわゆるPDCAサイクルを有効に機能させ、お客さま対応品質の向上と内部統制の強化に必要なシステムを、順次、追加していく予定です。

代理店の商品説明話を競う 「トークコンテスト」開催

2008年1月21日、日新火災TALKクラブ(日新火災のプロ代理店等で構成される組織)が、「自動車保険更改時の説明話法」を競うトークコンテストを開催しました。

適切な商品説明と販売スキルが代理店に求められるなか、限られた時間でいかに効果的に説明するかは重要な課題であり、同コンテストはその対応力向上を狙いとしたものです。コンテストでは、全国9ブロックのTALKクラブ会員の代表9名が同じ場面設定の下で30分以内に満期更改手続きを行い、その様子が審査されました。

審査では、当社の「ご契約内容確認マップ」やパンフレットに加え、ミニカーを使って事故の例を示したり、自前で作成したオリジナルツールを使用する等、それぞれの代理店が創意工夫をしながら、お客さまの立場に立ったわかりやすい説明を行いました。

本コンテストの内容はビデオ化し、お客さまにご満足いただける販売品質の確保と向上を図るための代理店教材として利用するとともに、今後の販売ツール類等の改善にも活用しています。



トピックス

九州大学との共同研究をスタート

創立100周年の記念事業として、かねてより準備を進めてきた九州大学大学院数理学研究院との共同研究を2008年5月から本格的にスタートさせました。本共同研究を通じて保険実務上の高度な数理モデル等の研究・開発を行っていきます。

共同研究の正式名称は、「産業技術数理共同教育研究プロジェクト・日新火災プログラム」と称し、保険実務に対する新しい要求に応えるための数理モデルに係る新規技術の開発およびその実務への反映について両者で連携推進を図っていきます。共同研究は、当面2年間にわたり、保険のロス・モデルや将来キャッシュフロー・モデルの開発、リスク・マージンの計測手法の構築などに取り組むこととしています。

現在保険業界では、2011年頃を目途に国際会計基準や新ソルベンシー・マージンの導入が予定されており、当社はこれらに対応していくための一つとして、今般の共同研究をスタートさせることとしました。

本共同研究を通じてリスク管理の高度化や新たな会計基準に対応できる態勢を早期に構築し、財務状況の透明性・明確性をより一層高めていきます。

ものづくりプロジェクトチームの設置

2007年6月、東京大学大学院21世紀COEものづくり経営研究センター(センター長:藤本隆宏教授)と共同研究契約を締結し、2007年7月には、本社メンバーによる「ものづくりプロジェクトチーム」を設置しました。

東京大学では、製造業の一連の業務を「開発、生産、販売」の3つのプロセスに分類をして分析を行い、製造業の競争優位性を主に組織学、生産管理学などに基づいて研究しています。当社では、2007年4月にスタートさせた中期経営計画を側面から支えるために、製造業の知見を損害保険に応用して品質向上を図ることを検討しており、「ものづくりプロジェクトチーム」では、製造業のプロセスである「開発、生産、販売」のプロセスを損害保険事業に当てはめることで、損害保険事業の問題点を洗い出すとともに、その解決策を具体的に実行することで、業務品質の向上を図っていきたいと考えています。

松蔭高校主催「グリーン・エコプロジェクト」に協賛

2008年2月、神戸ハーバーランドで開催された「グリーン・エコプロジェクト」に協賛しました。このプロジェクトは、松蔭高校(神戸市)



の生徒が中心となり、国産間伐材を利用した割箸(エコバシ)等の配布やFM放送での呼びかけ等を行い、環境へのメッセージを発信する環境保護啓蒙活動です。

今年は、「エゴをエコに変えよう!」、「まずは、地球環境に関心を持ち、素敵な生活者になろう。」をチームスローガンに掲げ、森林エコ、ゴミゼロエコ、エネルギーエコ、MYエコという4つの視点でエコアク



ションを起こし、少しでも環境に配慮した消費者になることを提案しました。当社は、エコバシ、エコバッグの製作、エコ風呂敷の提供、およびリサイクルパーツの展示等を行いました。

2007年度社会貢献活動

2008年3月、社会貢献活動の一環として、2007年度に全国から集められた、使用済み切手・プリペイドカードおよび未使用切手を(社)日本キリスト教海外医療協力会をはじめ3団体に寄贈しました。

使用済み切手・プリペイドカードは、収集家等の協力により換金され、保健医療が不十分な地域への医療従事者の派遣費用や、ボランティアの現地での活動資金の一部として役立てられています。また、未使用切手は骨髄バンクのドナー登録募集に活用されています。

また、2007年12月には、ケニア共和国のワンガリ=マータイ氏が主催するグリーンベルト運動に役立てていただくため、毎日新聞社に582,350円(環境配慮型自動車保険「アサンテ」の収益金82,350円を含む)を寄託しました。

当社は、今後も社員の理解と協力のもと、積極的な社会貢献活動を続けていきます。

経営について

東京海上グループ概要	20
経営戦略	22
代表的な経営指標	24
2007年度の事業概況	29
コーポレート・ガバナンスの状況	32
健全な保険数理に基づく第三分野保険の 責任準備金の確認についての合理性及び妥当性	34
内部統制基本方針	35
CSRの取り組み	37
コンプライアンスの体制	38
情報管理方針	39
情報開示	42
勧誘方針	42
リスク管理態勢・リスク管理方針	43
資産運用方針	46
募集制度	47

東京海上グループ概要

東京海上グループ経営理念

東京海上グループは、お客様の信頼をあらゆる活動の原点におき、企業価値を永続的に高めていきます。お客様に最高品質の商品・サービスを提供し、安心と安全をひろげます。株主の負託に応え、収益性・成長性・健全性を備えた事業をグローバルに展開します。社員一人ひとりが創造性を発揮できる自由闊達な企業風土を築きます。良き企業市民として公正な経営を貫き、広く社会の発展に貢献します。

東京海上ホールディングスの業務内容

東京海上ホールディングスは、グループ全体の経営戦略・計画立案、グループ資本政策、グループ連結決算を担うとともに、コンプライアンス・内部監査・リスク管理等の基本方針を策定し、各事業子会社の経営管理を行っています。また、上場企業としてIR・広報および、CSR推進機能を備えています。

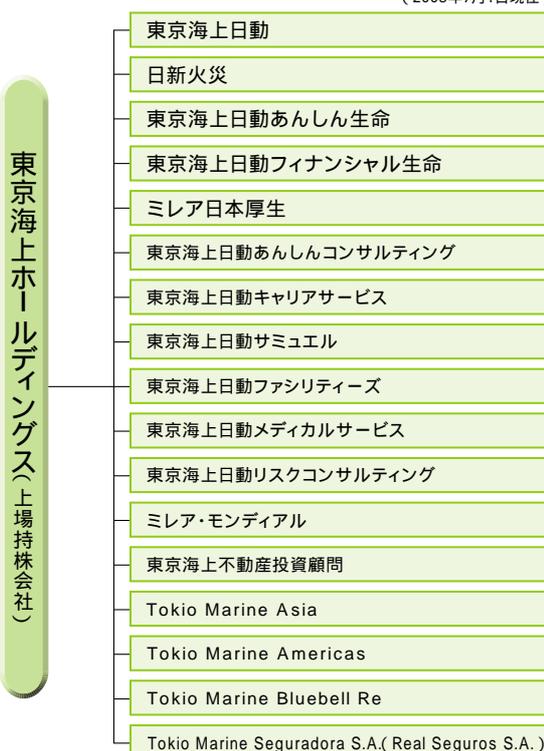
これにより、企業価値の最大化に向けて、中長期的なグループ戦略の立案と収益性・成長性の高い分野への戦略的な経営資源の配分を行い、グループ全体の事業の変革と事業子会社間のシナジー効果を追求します。

会社の概要(2008年7月1日現在)

名称 : 東京海上ホールディングス株式会社
 (英文名称「Tokio Marine Holdings, Inc.」)
 所在地 : 東京都千代田区丸の内1-2-1
 東京海上日動ビル新館9F 〒100-0005
 電話 03-6212-3333(代表)
 設立日 : 2002年4月2日
 資本金 : 1,500億円
 従業員数 : 382名(2008年3月31日現在)
 株式上場取引所 : 東京証券取引所第一部、
 大阪証券取引所第一部
 事業内容 : 保険持株会社として傘下子会社の経営管理およびそれに附随する業務を営む
 ホームページアドレス <http://www.tokiomarinehd.com/>

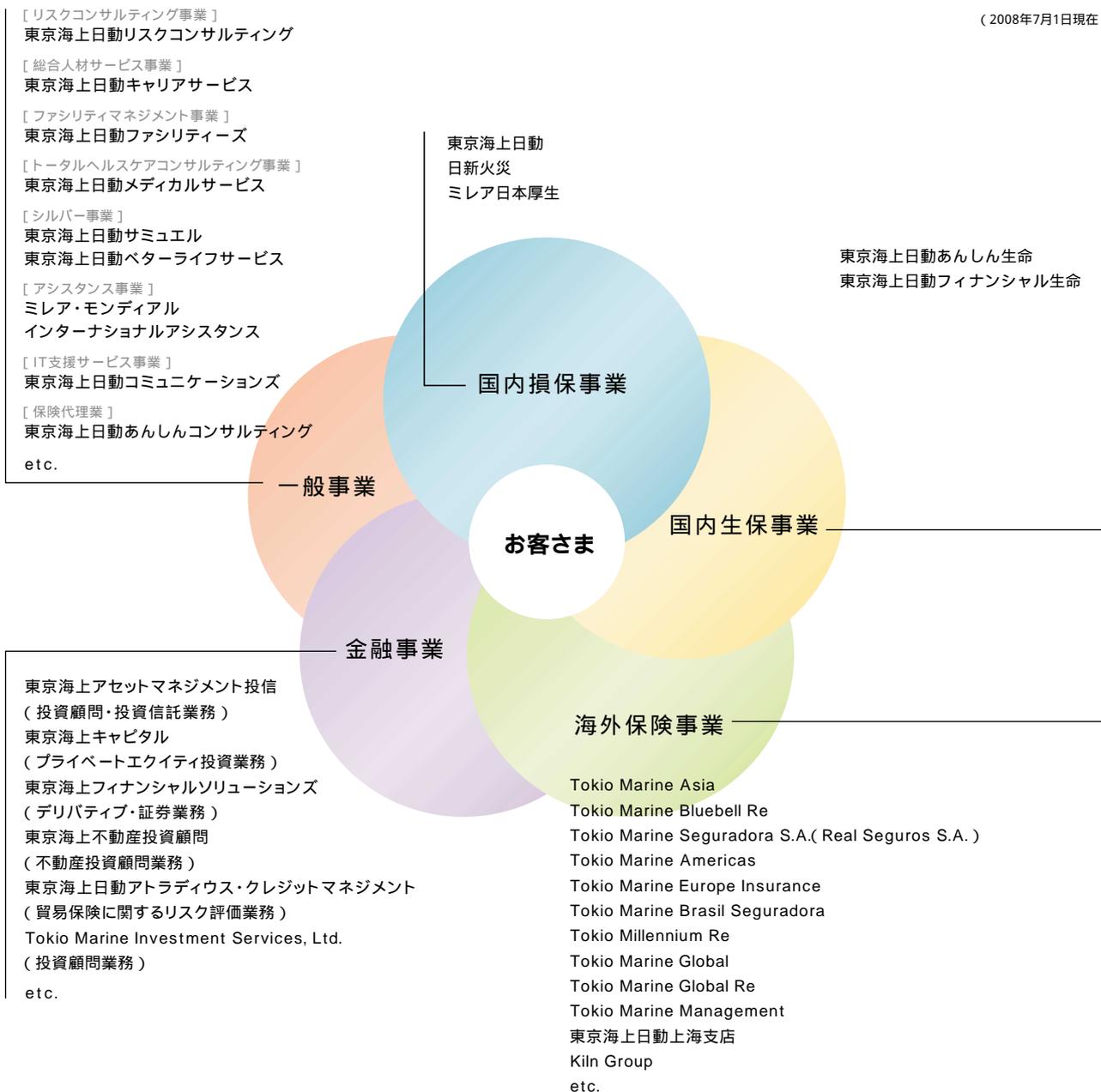
東京海上ホールディングスが直接出資する会社

(2008年7月1日現在)



東京海上グループの事業領域と主なグループ会社

(2008年7月1日現在)



海外ネットワーク



(2008年7月1日現在・現地スタッフ数は2008年3月31日現在)

現
状

経
営
に
つ
い
て

商
品
・
サ
ー
ビ
ス
に
つ
い
て

業
績
デ
ー
タ

コ
ー
ポ
レ
ー
ト
デ
ー
タ

経営戦略

東京海上グループの目指す姿・中長期戦略および中期計画「ステージ拡大 2008」

「東京海上グループは、保険のステージを拡大し、世界トップクラスの保険グループを目指します。」を中長期的に目指す姿(ビジョン)として掲げ、グループ総合力を結集してグローバルに安心と安全の拡大を目指します。

「商品・サービス」「販売チャネル」「事業地域」における戦略的ステージ拡大

商品・サービス戦略のステージ拡大	多様化するお客さまニーズを捉え、創造的な商品を開発していくとともに、事前の事故防止サービス・事故後のケアサービスとの融合や周辺サービスの拡充など、持株会社の優位性を最大限に活かして、お客さまニーズにお応えする商品・サービスを提供します。
販売チャネル戦略のステージ拡大	銀行窓販の全面解禁など、今後の事業環境の変化を的確に捉え、お客さまとの最適な接触ポイント(販売チャネル)を構築します。
事業地域のステージ拡大(グローバル戦略)	進出国の地域特性に合わせ、きめ細かなマーケティング・商品戦略をベースとした成長戦略と、M&A・提携戦略等を組み合わせた事業展開を大胆に推進し、各国の保険事業の拡大を図ります。

グループの総合力の結集

東京海上グループでは、「経営資源の最適配分」「グループ横断のマーケティング機能の強化」「グローバルな資産運用体制の強化」などを通じ、グループ総合力を結集し、グローバルに安心と安全の拡大を図ります。

資本効率の向上

東京海上グループでは、定量的・体系的な統合リスク管理により、事業を取り巻くリスクを定量的に把握し、資本の範囲内にリスク量を抑える管理を行う一方で、収益性・成長性の高い戦略的な事業分野に資本を振り向けるとともに、株主還元策を充実させることにより、資本効率の向上を図っていきます。

長期戦略・中期計画「ステージ拡大 2008」における実績および目標

長期的(10年以内)に修正利益約3倍(05年度対比)、修正ROE8%以上を目指します。

事業ドメイン	2005年度実績	2006年度実績	2007年度実績	2008年度通期予想
国内損保事業	915億円	890億円	994億円	757億円
東京海上日動	908億円	881億円	1,002億円	749億円
日新火災	7億円	8億円	8億円	1億円
ミレア日本厚生				6億円
国内生保事業	346億円	482億円	151億円	377億円
東京海上日動あんしん生命	294億円	304億円	291億円	268億円
東京海上日動フィナンシャル生命	52億円	177億円	144億円	108億円
海外保険事業	77億円	286億円	297億円	317億円
元受	136億円	170億円	168億円	210億円
再保険	52億円	123億円	165億円	119億円
金融・一般事業	49億円	38億円	10億円	12億円
グループ合計	1,387億円	1,697億円	1,432億円	1,465億円
グループ合計ROE	3.7%	3.8%	3.5%	4.1%

収益・ROEは、企業価値を的確に把握し、その拡大に努める観点から「修正利益ベース」で定めます。

< 修正利益の定義 >

(1) 損害保険事業

修正利益 = 当期純利益 + 異常危険準備金等繰入額 - 価格変動準備金繰入額

- ALM債券・金利スワップ取引に関する売却・評価損益 - 保有株式・不動産等に関する売却損益・評価損 - その他特殊要素(各調整額は税引き後)

(2) 生命保険事業

修正利益 = エンベディッド・バリューの当期増加額 - 増資等の資本取引

(ブラジル等の一部の生保については(3)の基準により算出(利益については本社費等を控除))

(3) その他の事業

財務会計上の当期純利益

日新火災の中期経営計画

当社は、2007年4月から、5カ年の中期経営計画をスタートさせました。この計画は、2008年度までを前期、2009年度以降を後期として策定しており、2007年度は、当社独自のお客さま本位のビジネスモデルを発展させるため、お客さまの視点に立った当社独自のわかりやすい商品のラインナップの整備を進めるとともに、お客さまにとってわかりやすい商品の提供に努めてきました。また、損害サービス面でも、新しい自動車事故受付システムを全国の拠点で稼働させ、事故対応の進捗状況の「見える化」によるお客さま対応品質の向上と内部統制の強化を実現してきました。

前期の締めくくりにあたる2008年度につきましても、損害保険業界におけるお客さま本位のトップランナーの実現および後期3カ年における成長に向けて、課題を着実に遂行していきます。

中期経営計画の目指す姿

1. 一番誠実で真面目な、また内部統制が最も貫かれた「お客さま本位の保険会社」として、損害保険業界のトップランナーとしての位置を占める企業
2. 国内のリテール損害保険市場において「損害保険業」から「損害保険サービス業」へと業務全般のあり方を見直し、お客さまのニーズや信頼に効果的に応えうる企業
3. 東京海上グループ各社との共同取り組みによって業容の拡大を達成し、東京海上グループの一員としてより存在感のある企業
4. 独自のビジネスモデルを用いて成長力を維持し、より効率的に事業運営を行う企業
5. 社員が「お客さま本位」の理念を共有し、自らの業務に具体化している企業

中期経営計画の概要

1. お客さま本位の事業展開

お客さまのニーズに合致し、シンプルでわかりやすい商品の提供や丁寧でわかりやすい募集ツールの整備、代理店指導の強化とカスタマーサービスセンターの業務拡大による均質で高品質な説明態勢の強化、親身で丁寧な損害サービスの提供と公正で適正な保険金支払いなど、募集から保険金支払いに至るまでの全ての業務プロセスを見直していきます。

2. 事業展開を支えるインフラの充実・効率化

事業の土台となる人材の育成やサービス基盤と考えている店舗機能のお客さま視点での見直し、カスタマーサービスセンター機能の充実、インターネットの活用、機能に重点を置いた代理店制度の構築、損害サービス体制の強化、財務力の充実、全てのサービス提供において適正な業務遂行を確保するための態勢強化に加え、お客さまサービス力の拡大に向けた効率化に取り組みます。

3. 内部統制の強化

2007年4月に内部管理本部や内部統制部の設置、内部監査部の態勢強化を行いました。新たな態勢の中で代理店の業務を含む当社全体の業務を横断的にチェックするとともに、内部統制基本方針に則った業務運営がなされているかという観点から各部門の業務の監督を行い、「業務の有効性および効率性、財務報告の信頼性、事業活動に関わる法令等の遵守ならびに資産の保全」という内部統制の4つの目的が達成されているとの合理的な保証を確保していきます。また、個人情報保護を配慮した上での苦情の公表や当社に係る不祥事件の公表など、当社にとってのマイナス情報をも公開し、企業運営の透明性を拡大していくことに取り組みます。

代表的な経営指標

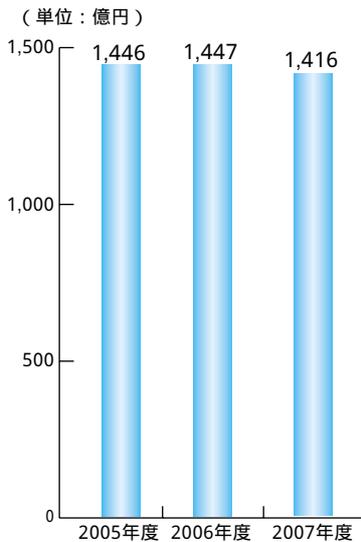
2007年度 代表的な経営指標

年度		2006年度(平成18年度)	2007年度(平成19年度)
正味収入保険料(対前期増減率)		144,711百万円(0.1%)	141,684百万円(2.1%)
正味損害率		62.1%	61.4%
正味事業費率		36.4%	37.1%
保険引受利益(対前期増減率)		6,789百万円(-)	637百万円(-)
経常利益(対前期増減率)		652百万円(87.8%)	2,622百万円(302.2%)
当期純利益(対前期増減率)		423百万円(85.6%)	1,962百万円(363.5%)
ソルベンシー・マージン比率		1,012.6%	899.3%
総資産		516,415百万円	481,808百万円
純資産額		118,278百万円	86,549百万円
その他有価証券評価差額		72,506百万円	21,665百万円
リスク管理債権の状況	破綻先債権	-百万円	566百万円
	延滞債権	409百万円	724百万円
	3カ月以上延滞債権	-百万円	-百万円
	貸付条件緩和債権	-百万円	175百万円
	リスク管理債権額	409百万円	1,465百万円
資産の自己査定結果	分類	5,837百万円	3,231百万円
	分類	483百万円	780百万円
	分類	527百万円	1,620百万円
	分類額計(+ +)	6,848百万円	5,633百万円

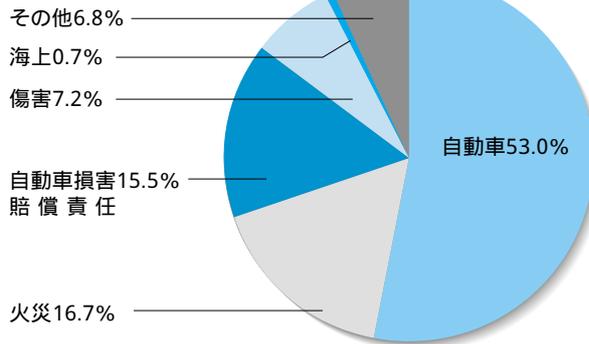
正味収入保険料(対前期増減率)

1,416億円(2.1%)

正味収入保険料の推移



種目別構成比



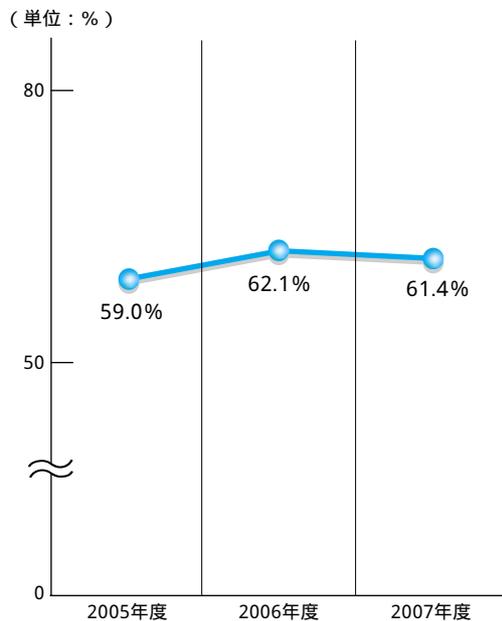
正味収入保険料

ご契約者から直接受け取った保険料(元受保険料)に、保険金支払負担平均化・分散化を図るための他の保険会社との保険契約のやりとり(受再保険料および出再保険料)を加減し、さらに将来ご契約者に予定利率を加えて返れいすべき原資となる積立保険料を控除した保険料です。

正味損害率

61.4%

正味損害率の推移



正味損害率

正味収入保険料に対する支払った保険金の割合のことであり、保険会社の経営分析や保険料率の算出に用いられるものです。具体的には、損益計算書上の「正味支払保険金」に「損害調査費」を加えて、前述の「正味収入保険料」で除した割合を指しています。

代表的な経営指標

正味事業費率

37.1%

正味事業費率の推移

(単位：%)



正味事業費率

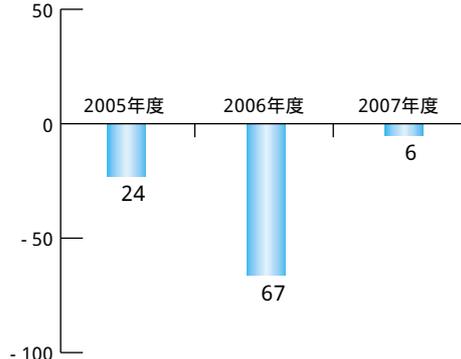
正味収入保険料に対する保険会社の保険事業上の経費の割合のことであり、正味損害率と同様に保険会社の経営分析や保険料率の算出に用いられるものです。具体的には、損益計算書上の「諸手数料及び集金費」に「営業費及び一般管理費」のうち保険引受に係る金額を加えて、前述の「正味収入保険料」で除した割合を指しています。

保険引受利益(対前期増減率)

6億円(-)

保険引受利益の推移

(単位：億円)



保険引受利益

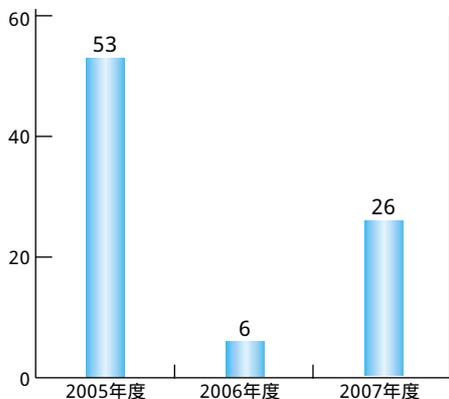
正味収入保険料等の保険引受収益から、保険金・損害調査費・満期返戻金等の保険引受費用と保険引受に係る営業費及び一般管理費を控除し、その他収支を加減したものであり、保険本業における最終的な損益を示すものです。なお、その他収支は自賠償保険等に係る法人税相当額などです。

経常利益(対前期増減率)

26億円(302.2%)

経常利益の推移

(単位：億円)



経常利益

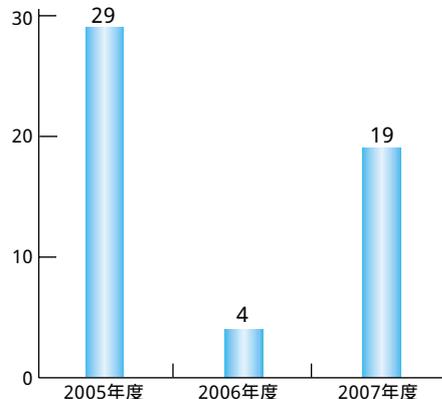
正味収入保険料・利息及び配当金収入・有価証券売却益等の経常収益から、保険金・満期返戻金・有価証券売却損・有価証券評価損・営業費及び一般管理費等の経常費用を控除したものであり、経常的に発生する取引から生じた損益を示すものです。

当期純利益(対前期増減率)

19億円(363.5%)

当期純利益の推移

(単位：億円)



当期純利益

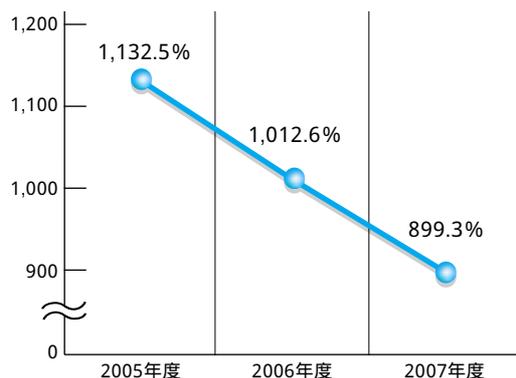
上記の経常利益に固定資産処分損益や価格変動準備金繰入額等の特別損益・法人税及び住民税・法人税等調整額を加減したものであり、事業年度に発生した全ての取引によって生じた損益を示すものです。

ソルベンシー・マージン比率

899.3%

ソルベンシー・マージン比率の推移

(単位：%)



ソルベンシー・マージン比率

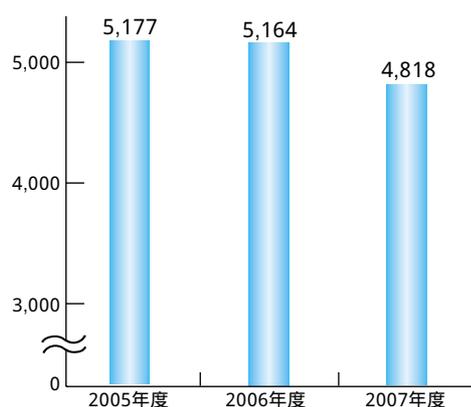
巨大災害の発生や、保有資産の大幅な価格下落等、通常の予測を超えて発生しうる危険に対する、資本金・準備金等の支払余力の割合を示す指標です。ソルベンシー・マージン比率は、行政当局が保険会社を監督する際に、経営の健全性を判断するために活用する指標のひとつであり、その数値が200%以上であれば「保険金等の支払能力の充実の状況が適当である」とされています。

総資産

4,818億円

総資産の推移

(単位：億円)



総資産

損害保険会社が保有する資産の総額であり、具体的には貸借対照表上の「資産の部合計」です。損害保険会社の保有する資産規模を示すものです。

取得格付 (2008年7月1日現在)

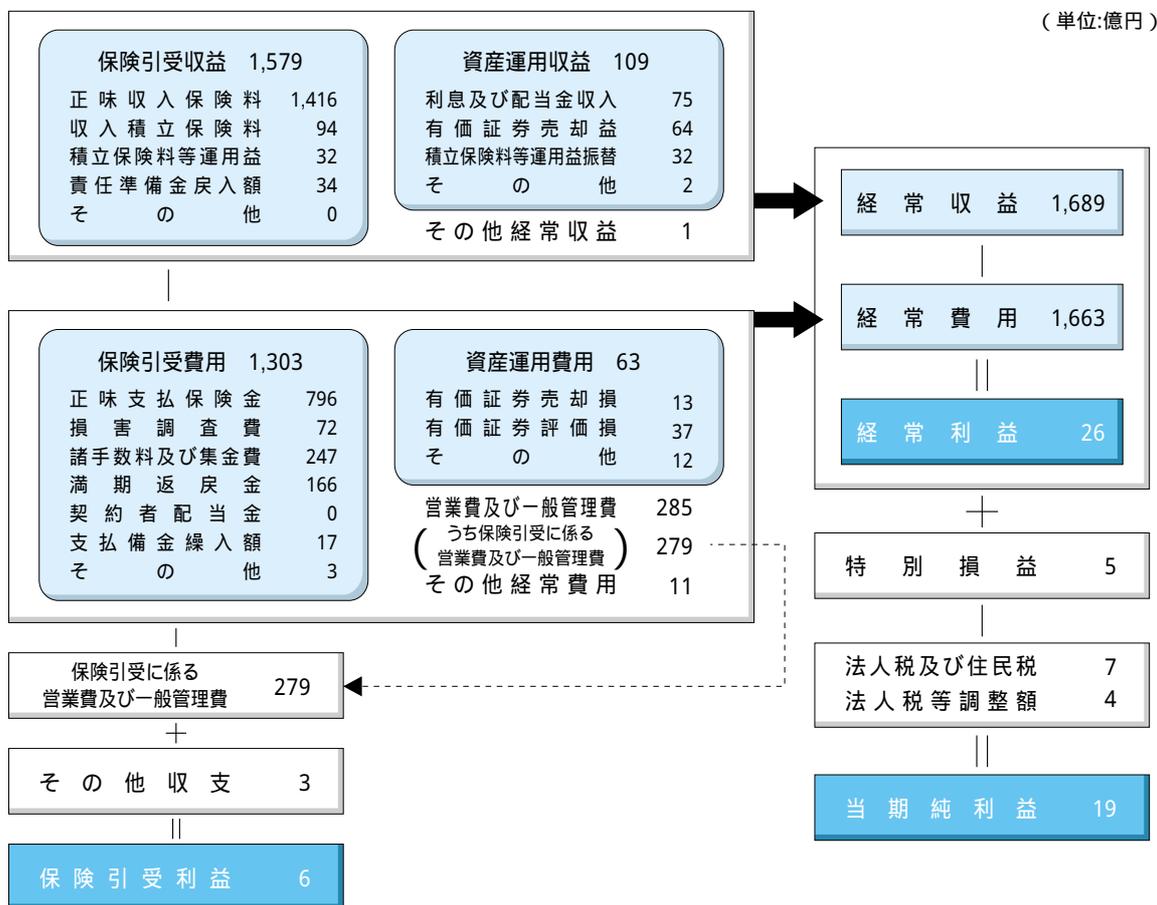
スタンダード アンド プアーズ (S&P) **A+ / 安定的** *1

格付投資情報センター (R&I) **AA / 安定的** *2

*1 保険財務力格付 *2 発行体格付

代表的な経営指標

決算のしくみ(2007年度)



代表的な経営指標の用語説明

純資産額

損害保険会社が保有する資産の合計である「総資産額」から、責任準備金等の「負債額」を控除したものが「純資産額」であり、具体的には貸借対照表上の「純資産の部合計」です。損害保険会社の担保力を示すものです。

その他有価証券評価差額

「金融商品に係る会計基準(いわゆる時価会計)」により、保有有価証券等については、売買目的、満期保有目的などの保有目的で区分し、時価評価等を行っています。その他有価証券は、売買目的、満期保有目的等に該当しないものであり、保有有価証券等の大宗を占めています。この、その他有価証券の時価評価後の金額と時価評価前の金額との差額(いわゆる評価損益)が、その他有価証券評価差額です。財務諸表においては、税金相当額を控除した純額を、貸借対照表上の純資産の部に「その他有価証券評価差額金」として計上しています。

リスク管理債権

貸付金のうち、保険業法施行規則第59条の2第1項第5号口に基づき開示している不良債権額です。貸付金の価値の毀損の危険性、回収の危険性等に応じて、「破綻先債権」、「延滞債権」、「3カ月以上延滞債権」、「貸付条件緩和債権」の4つに区分されています。

自己査定

損害保険会社としての資産の健全化を図るために、不良債権等については適切な償却・引当等の処理が必要です。自己査定は、適切な償却・引当を行うために、損害保険会社自らが、保有資産について価値の毀損の危険性等に応じて、保有資産を分類区分することです。具体的には、債務者の状況及び債権の回収可能性を評価して、資産を回収リスクの低い方から順に、、、の4段階に分類します。このうち、分類は、回収の危険性または価値の毀損の可能性について問題の無い資産です。、、分類は、何らかの回収の危険性または価値の毀損の可能性のある資産であり、これらの合計額が「分類額計(+ +)」です。

2007年度の事業概況

営業の経過及び成果と今後の課題

2007年度のわが国経済は、個人消費に足踏み感が見られたものの企業収益が総じて高水準で推移するなど景気は緩やかな回復基調にありましたが、後半は、住宅投資の落ち込みや米国の信用力の低い個人向け住宅融資(サブプライムローン)問題をきっかけとした米国経済の減速等の影響により、景気の回復は足踏み状態となりました。

損害保険業界においては、2007年度、自動車販売台数や住宅着工件数の伸び悩みなどにより保険料収入は減少しました。また、損害保険会社各社は、保険金不払い等の再発防止や契約内容の確認・是正に努めるなど、信頼回復に向けた取り組みを最優先課題として実施してきました。

こうした状況の中、当社は、2007年4月に金融庁に提出した業務改善計画に基づき、適正な業務運営を徹底するため、経営管理態勢、保険金支払管理態勢、契約者保護・契約者利便および法令等遵守態勢の改善・強化に努めるとともに、契約内容の確認・是正にも取り組んできました。

当期の業績

経常収益は、正味収入保険料の減少などにより、前期に比べ9億円減少し、1,689億円となりました。

一方、米国サブプライムローン問題に端を発した金融市場の混乱の影響を受け、有価証券評価損が増加したものの、大きな自然災害が発生しなかったことから、保険引受費用が大幅に改善したため、経常費用は、29億円減少の1,663億円となりました。

その結果、経常損益は前期と比べ、19億円増加し26億円の経常利益となりました。

また、特別損益は不動産売却益を計上したことなどから5億円の利益となり、法人税及び住民税ならびに法人税等調整額を控除した当期純利益は、19億円となりました。

販売網の強化

2007年度は、「販売網の変革」推進プログラム(OP-Z(オプションZ))を通じて、新たな募集ルールに則った契約締結の実践およびお客さま対応力の向上を主眼においた代理店指導を強力に推進してきました。

当社の全ての代理店が募集新時代に求められる販売品質に適合し、お客さまから信頼され、選ばれる代理店となり、永続的に発展できるように、年間を通して同プログラムを推進した結果、多くの代理店の意識改革・業務力の向上を図ることができました。引き続き「お客さまの信頼を勝ち得る販売網の確立」を推進していきます。

また、お客さまの信頼回復に向けた契約の適正な募集態勢等に係る点検については、営業部門をはじめ地区業務部門および本社管理部門が一体となって、最優先課題として取り組みを進めてきました。

商品

お客さまにわかりやすくご納得いただける商品を提供するための取り組みを推進してきました。

4月および6月には、代理店が「ご契約内容確認マップ」等の募集ツールを使用してお客さまにわかりやすい商品説明を行い、最適な契約プランのご案内とスムーズな契約締結ができるよう、「火災保険販売ナビ」および「自動車保険販売ナビ」をリリースしました。

また、個人向けの火災保険(生活大臣)や傷害保険の主要種目についても、保険証券の改善を行い、お客さまにとっての見やすさを追求するなど、わかりやすい商品の提供に努めました。

2007年度の事業概況

損害サービス

保険金の支払いについては、業務改善計画を中心とした再発防止策を引き続き強力に推し進め、経営管理態勢、保険金支払管理態勢、契約者保護・契約者利便および法令等遵守態勢を不断に改善・強化する取り組みを進めてきました。

また、2008年3月には新自動車事故受付システム「SネットVer2.0」を全国の拠点で稼働させ、事故対応の進捗状況の「見える化」によるお客さま対応品質の向上と内部統制の強化を実現しました。今般のシステム開発により、新中期経営計画の目指す姿である「損害保険業」から「損害保険サービス業」への転換をさらに推進していきます。

内部統制

内部統制については、東京海上ホールディングス株式会社および東京海上日動火災保険株式会社からノウハウの提供を受け、態勢の強化を進めています。2007年度は、内部統制基本方針に基づき、年間を通じて統制手続きの実施状況をモニタリングすることに加え、2008年度に本番を迎える日本版SOX法への対応等を進めてきました。

当社が対処すべき課題

2008年度のわが国経済は、年度後半から緩やかに回復していくものと見込まれていますが、米国経済の減速や金融市場の混乱等による下振れリスクもあり、不透明感が拭えません。

保険業界においては、引き続き、お客さまや社会からの信頼回復に向けた態勢強化が課題となっています。

当社は、2007年度よりスタートさせた、強固な内部統制を土台とした損害保険サービス業への再創造を進める5カ年の中期経営計画を引き続き強力に推進し、2009年度からの後期3カ年に繋がる成果を達成するために、主要課題に対してより一層のスピード感を持って取り組んでいきます。

また、当社は、事業活動のあらゆる局面において、コンプライアンスの徹底を図ることにより企業の社会的責任を果たすとともに、適正な業務運営の徹底を通じて、お客さまや社会からの信頼を回復できるよう全力で取り組みを推進していきます。そして、今後ともお客さまから「人にやさしい、温かさ」をもつ企業として親しまれ、一番誠実で真面目な、お客さま本位の保険会社として、全社一丸となって努力していきます。

保険引受の概況

保険引受収益の1,579億円のうち正味収入保険料については、全種目合計で1,416億円と前期に比べて30億円、2.1%の減収となりました。また、保険引受費用1,303億円のうち正味支払保険金については、台風などの自然災害による支払保険金が減少したことなどにより全種目合計で796億円と前期に比べて25億円の減少となり、正味損害率は0.7ポイント低下し、61.4%となりました。一方、保険引受に係る営業

費及び一般管理費については、279億円と6億円の増加、諸手数料及び集金費は6億円減少し247億円となり、正味事業費率は37.1%となり0.7ポイントの上昇となりました。これらに収入積立保険料、満期返れい金、支払備金繰入額および責任準備金戻入額などを加減した結果、保険引受損失が6億円と前期に比べて61億円改善することとなりました。

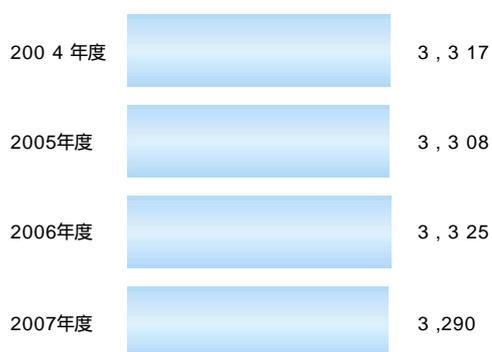
保険種目別の概況

保険種目	正味収入保険料	正味損害率
火災保険	236億円	38.7%
海上保険	10億円	46.2%
傷害保険	102億円	55.1%
自動車保険	750億円	66.6%
自動車損害賠償責任保険	219億円	73.5%
その他の保険	96億円	57.1%

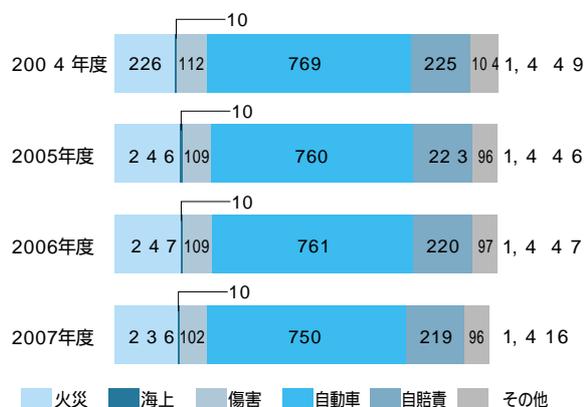
賠償責任保険、動産総合保険、労働者災害補償責任保険、運送保険などが主なものです。

責任準備金の推移

(単位：億円)



種目別正味収入保険料の推移 (単位：億円)



コーポレート・ガバナンスの状況

当社は、「経営理念」を経営戦略の策定や経営の意思決定の拠りどころとなる諸活動の基本方針と位置付け、コーポレート・ガバナンスの充実に努め、お客さま、代理店、株主の皆さまとの円滑な関係を築き、健全な企業経営を維持していくために、経営責任の明確化、速やかな意思決定、経営監視機能の強化を図っています。

1. 取締役会・監査役会

当社の取締役会は、現在、取締役10名(うち社外取締役1名)で構成され、経営の重要な意思決定を行い、取締役の職務の執行を監督しています。なお、2002年6月より、各事業年度の経営責任を明確にするため取締役の任期を1年としています。

当社は監査役制度を採用しており、監査役会は、監査役4名(うち社外監査役2名)で構成されています。各監査役は、監査役会で策定された監査方針および監査計画に基づき、取締役会をはじめとする重要な会議への出席や、業務および財産の状況調査を通して、取締役の職務執行を監査しています。

社外取締役および社外監査役は、当社のその他の取締役、監査役と人的関係を有さず、当社との間に特別な利害関係はありません。

2. 経営会議・執行役員会議

当社では、取締役会の下で経営の意思決定を迅速化し経営効率を向上させるため、経営会議を設置し、経営に関する全般的な重要事項を審議しています。経営会議は、取締役10名(うち社外取締役1名)と常勤監査役2名で構成されています。

また、業務執行責任の一層の明確化を図るために執行役員制度を取り入れ、執行役員会議において業務執行に関する重要な事項を審議しています。執行役員会議は、社長と15名の執行役員で構成されています。

3. 取締役会委員会

当社では、取締役会から付託を受けた事項について、計画の立案、課題の推進、推進状況の把握とそれを踏まえた改善策の立案を行うために以下の委員会を設置しています。それぞれの委員会は、必要な取締役と常勤監査役および部長で構成されています。ただし、コンプライアンス委員会については、社外委員を含みません。

(1) リスク管理委員会

保険引受リスクおよび資産運用リスク等の分野別のリスク管理状況を把握するとともに、会社全体としての事業に係るリスク量を的確に管理していくために、リスク管理委員会を設置しています。当委員会は、リスク管理に関する基本方針およびリスク管理計画の策定、リスク管理態勢の整備状況の点検と改善策の立案等の役割を担っています。

(2) コンプライアンス委員会

当社におけるコンプライアンス推進態勢を構築し、推進状況を的確に管理していくために、コンプライアンス委員会を設置しています。当委員会は、コンプライアンスに関する諸施策の検討、コンプライアンスプログラムの推進状況の検証、不祥事件の報告、再発防止策の検討、法令等違反リスクの管理に関する諸施策および推進状況の検討等の役割を担っています。

なお、2008年4月1日付けで、個人情報保護管理委員会をコンプライアンス委員会へ統合しました。統合の主な理由としては、今年度は、不正競争防止法等への対応として機密情報や法人情報の漏洩管理などへの対応が求められるなど、取り巻く環境に変化が予想され、統合することが総合的に見てメリットが大きいと判断したためです。

(3) お客さまの声をかたちに。委員会

当社では、「お客さまの声」をもとにした業務改善の取り組みを統括および推進し、「お客さま本位」の業界トップランナーとしてお客さまにご満足いただけるサービスの提供を実現するため、「お客さまの声をかたちに。委員会」を2008年4月1日に設置しました。当委員会は、「お客さまの声」をもとにした取り組みに関する基本方針や改善策を策定し、重点取り組み課題の進捗状況や改善結果の把握等の役割を担っています。

4. 監査役・監査役会

監査役は、独立した機関として、企業の健全で公正な経営に寄与し、社会的信頼に応えることを目的に、取締役の職務執行について監査を実施します。監査役数は4名で、うち2名が社外監査役です。

監査の実施にあたっては、監査役会で定めた監査役会規則、監査役監査基準等に従い、質の高い監査を実施するよう努めています。

5. 社外・社内の監査・検査態勢

(1) 社外の監査・検査

当社は、社外の監査・検査として、「会社法および金融商品取引法に基づく監査法人による外部監査」ならびに「保険業法に基づく金融庁による検査」を受けています。

(2) 社内の監査態勢

当社は、監査役が行なう監査と、他の部門から制約を受けることのない独立した組織である内部監査部による内部監査を実施しています。

当社では、内部監査を「経営目標の効果的な達成を図るために、企業における全ての業務を対象とした内部管理態勢(法令等遵守態勢、リスク管理態勢を含む)等の適切性、有効性を検証するプロセスであり、内部

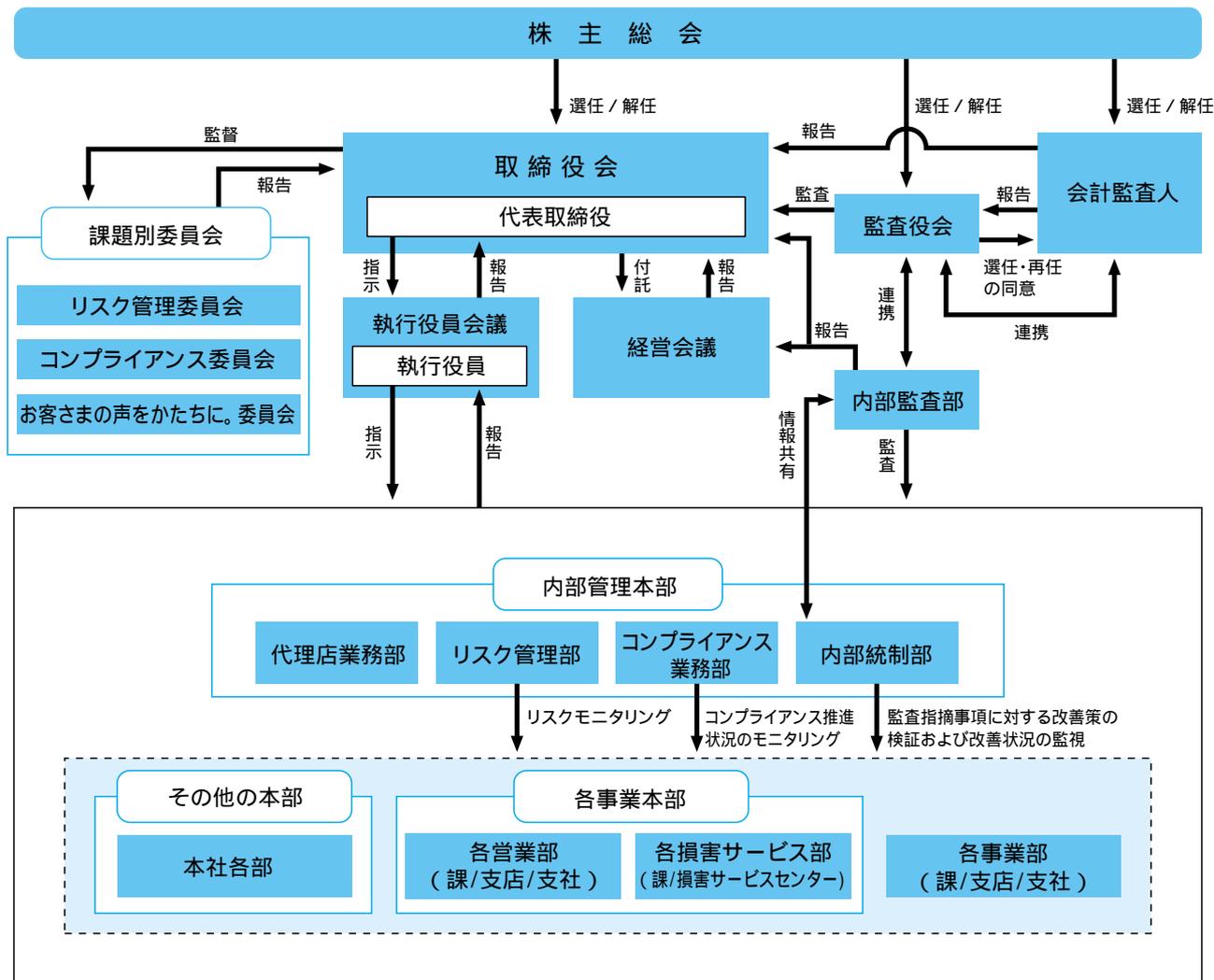
事務処理等の問題点の発見、指摘にとどまらず、内部管理態勢等の評価および問題点の改善方法の提言等を目的とする。」と定義し、当社の全ての組織・業務に対し内部監査を実施しています。

内部監査は、取締役会の承認を受けた内部監査計画に基づき実施されており、内部監査結果は、代表取締役、内部監査部担当取締役等に報告されています。

6. 東京海上ホールディングスによる統治の仕組み

東京海上ホールディングスは、健全で透明性の高いコーポレート・ガバナンスを構築し、持株会社として東京海上グループ各社を適切に統治していくため、「コーポレート・ガバナンス方針」を策定し、グループとしてのガバナンスを効かせています。

〔コーポレート・ガバナンス態勢〕



健全な保険数理に基づく第三分野保険の責任準備金の確認についての合理性及び妥当性

第三分野保険とは

医療保険、がん保険、所得補償保険、介護費用保険その他の疾病または介護を事由とする保険および特約条項をいいます。

第三分野保険の特徴

通常、ご契約期間が長期にわたることが多く、また、医療政策等の外的要因の影響を受けやすいことから、将来の事故発生率が、他の保険と比べて過去の実績からの予測が難しく、不確実性を有しているといえます。

保険会社は、その不確実性も含めて、将来の保険金支払いに備える責任準備金を十分に積み立てておく必要があります。

責任準備金の十分な積み立てに向けて

当社では、現状の責任準備金が、将来の不確実性も含めて十分に積み立てられているかどうか、以下の通り実績の事故データを用いた事後的な確認を行っています。確認の結果、十分に積み立てられていなければ追加して責任準備金を積み立てることとしています。

1 第三分野保険における責任準備金の積立の適切性を確保するための考え方

保険業法第121条第1項第1号に基づき、保険計理人は第三分野保険を含む各種保険の責任準備金が健全な保険数理に基づいて積み立てられているかどうかを確認しています。この確認は、関係法令のほか社団法人日本アクチュアリー会が定める「損害保険会社の保険計理人の実務基準」に基づき行っています。

また、長期(保険期間1年超)の第三分野保険に関しては、将来の保険事故発生率に不確実性があることから、平成10年大蔵省告示第231号に基づくストレステストをリスク管理部が実施し、経理部がそのテスト結果を検証しています。さらに、検証結果を保険計理人が確認することで、責任準備金の十分性を確認しています。

2 ストレステストにおける事故発生率の設定水準の合理性および妥当性

ストレステスト実施においては、平成10年大蔵省告示第231号に基づき、実施要領を定めています。

具体的には、ストレステストにおける危険発生率は、実績の発生率を基礎として将来10年間に見込まれる支払保険金を99%の信頼度でカバーする水準としています。

3 テストの結果

ストレステストの結果、長期の第三分野保険の2007年度末(平成19年度末)責任準備金は不足していないことが確認できたため、ストレステストに基づく責任準備金の積み立ては行っていません。

内部統制基本方針

適切な内部統制システムを構築することは取締役会の重要な責務であり、当社は、会社法および会社法施行規則ならびに東京海上ホールディングスの定める東京海上グループに係る各種基本方針等に基づき、取締役会において「内部統制基本方針」を次のとおり決定しています。当社は、本方針に従って内部統制システムを適切に構築し、運用しています。

内部統制基本方針

当社は、会社法および会社法施行規則ならびに東京海上グループの各種基本方針等に基づき、以下のとおり、内部統制基本方針を定める。

1 取締役・使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

(1)当社は、東京海上グループのコンプライアンス推進に関する基本方針に基づき、コンプライアンス体制を整備する。

当社は、東京海上グループのコンプライアンス行動規範および日新火災行動規範に則り、取締役が、率先して研修等へ参加することを通じ、コンプライアンスの意識向上に努めるとともに、すべての役職員が事業活動のあらゆる局面においてコンプライアンスを遵守・実践するよう周知徹底を図る。

当社は、コンプライアンスを推進するために、体制を整備するとともに、毎年度ごとに、コンプライアンス方針およびコンプライアンスプログラムを策定し、定期的に取り組みの評価・検証を行う。また、これらを審議する機関として、取締役会の下に社外委員も含むコンプライアンス委員会を設置するとともに、全社的なコンプライアンス推進を統括する部門を設置する。

当社は、役職員の遵守すべき法令および社内ルールの具体的な内容を明示したコンプライアンス・マニュアルを整備し、全役職員に配付し研修等によりコンプライアンス・マインドの定着と高揚を図る。

当社は、コンプライアンスに係る問題等を発見した場合の報告ルールを定めるとともに、通常の報告ルートの他に社内外にコンプライアンスホットライン(内部通報制度)を設け、その利用につき役職員に周知する。

(2)当社は、東京海上グループの反社会的勢力等への対応に関する基本方針に基づき、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力および団体に対しては、弁護士や警察等とも連携して、毅然とした姿勢で組織的に対応する。

(3)当社は、東京海上グループの内部監査に関する基本方針に基づき、内部監査規程を定め、被監査部門から独

立した内部監査部門が、実効性のある内部監査を実施する。

2 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

(1)当社は、リスク管理を推進するために、東京海上グループのリスク管理に関する基本方針に基づき、リスク管理に係る基本方針および諸施策の決定等を行うとともに、取締役会の下にリスク管理委員会を設置して、当社のリスク管理態勢の整備状況やリスク管理の推進状況の検証等を定期的にも実施する。また、全社的なリスク管理を統括する部門を設置する。

(2)当社は、リスク管理に係る基本方針の下に分類されたリスクの種類ごとにリスク管理基準等を定め、リスクの特定、評価、制御による管理を実施し、これらの状況を定期的に検証することにより、リスク管理の実効性を確保していく。また、大地震等の発生や長期間のコンピュータシステム機能停止が発生した場合のコンティンジェンシープランの策定等を通じて、危機管理体制を構築する。

3 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

(1)当社は、東京海上グループの経営戦略および当社の経営方針に沿った計画を策定する。この経営計画に基づき取締役会等は職務執行を行い、その遂行状況等について定期的に取締役会に報告する。

(2)当社は、職制規程、職務権限規程により、当社の機構および職位ならびにその指揮命令の系列を定め、業務の適正な運営と効率化を図る。

(3)当社は、取締役会の機能を強化し経営効率を向上させるため、取締役会の下に経営会議等を設置するとともに、経営の意思決定の迅速化と責任体制の一層の明確化を図るために執行役員制度を設け、諸施策の遂行に努める。

4 顧客保護等に関する体制

当社は、お客さま本位を徹底し、お客さまの利益保護を実現するため、東京海上グループの顧客保護等に関する基本方針に基づき、顧客保護等に関する体制を整備する。

内部統制基本方針

5 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

- (1) 当社は、法令および文書規程等に基づき、当社が保有する情報資産を適切に保護するための必要な方策を定め、重要な会議の議事録・稟議書類等、取締役の職務の執行に係る情報を含む重要な文書等は適切に保存しかつ管理する。
- (2) 取締役および監査役は、いつでもこれらの文書等を閲覧できるものとする。

6 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制

- (1) 当社は、グループの企業価値を最大化する観点から、子会社に対する適切な株主権の行使を行う。また、子会社の管理に関する規程を定め、子会社における経営上の重要事項の決定を当社の事前承認事項とすること等により、子会社の経営管理を行う。
- (2) 内部監査部門は、子会社の内部監査を実施し、内部管理体制等の適切性・有効性を検証し、その結果を取締役会等に報告する。

7 財務報告の適正性と信頼性を確保するための体制

当社は、財務報告の適正性と信頼性を確保するために必要な体制を整備し、有効性を定期的に評価して、その評価結果を取締役会に報告する。

8 監査役の監査に関する体制

(1) 監査役への報告に関する体制

取締役は、監査役の求めに応じて、経営、財務、コンプライアンス、リスク管理、内部監査の状況等について、適時に監査役に対する報告を行うとともに、職務執行に関し重大な法令もしくは社内ルールの違反または会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見したときは、直ちに監査役に報告を行う。

監査役は、取締役会のほか、経営会議その他の重要な会議または委員会に出席し、意見を述べる。また、重要な会議の議事録、取締役が決裁を行った重要な稟議書類等については、何時にても監査役の求めに応じて、閲覧に供する。

ホットラインの運用状況および重要な報告・相談事項については、定期的に監査役に報告を行う。

取締役および職員は、何時にても監査役の求めに応じて、業務執行に関する事項の説明を行う。

- (2) 監査役の職務を補助すべき使用人に関する事項(当該使用人の取締役からの独立性に関する事項を含む)
 - 監査役の監査業務を補助するため、監査役直轄の事務局を設置する。事務局には、監査役の求めに

じて、監査業務を補助するのに必要な知識・能力を具備した専属の職員を配置する。

監査役事務局に配置された職員は、監査役の命を受けた業務および監査を行う上で必要な補助業務に従事し、必要な情報の収集権限を有する。

当該職員の人事考課、人事異動および懲戒処分は、常勤の監査役の同意を得た上で行う。

(3) 子会社の監査役との連携等

監査役は、監査役監査基準等に基づき、親会社および子会社の監査役と密接な連携を保ち、効果的な監査を実施するよう努める。また、監査役は、必要に応じて、子会社の取締役および職員から業務の状況を聴取する。

2006年(平成18年)5月19日制定

2008年(平成20年)7月1日改定

CSRの取り組み

当社では、経営理念を実践し、お客さま、株主、代理店、社員、地域社会という各ステークホルダーにご提供する価値を高めていくことがCSR(企業の社会的責任)であると位置づけています。

東京海上グループCSR憲章

東京海上グループでは、グループの全役職員がCSR(企業の社会的責任)に対する認識を共有化し、経営理念を具体的に実践していくための行動指針として「東京海上グループCSR憲章」を定めています。

東京海上グループCSR憲章

東京海上グループは、以下の行動原則に基づいて経営理念を実践し、社会とともに持続的成長を遂げることにより、「企業の社会的責任(CSR)」を果たします。

商品・サービス

- ・広く社会の安心と安全のニーズに応える商品・サービスを提供します。

人間尊重

- ・すべての人々の人権を尊重し、人権啓発に積極的に取り組みます。
- ・安全と健康に配慮した活力ある労働環境を確保し、人材育成をはかります。
- ・プライバシーを尊重し、個人情報管理を徹底します。

地球環境保護

- ・地球環境保護がすべての企業にとって重要な責務であるとの認識に立ち、地球環境との調和、環境の改善に配慮して行動します。

地域・社会への貢献

- ・地域・社会の一員として、異なる国や地域の文化や習慣の多様性を尊重し、時代の要請にこたえる社会貢献活動を積極的に推進します。

コンプライアンス

- ・常に高い倫理観を保ち、事業活動のあらゆる局面において、コンプライアンスを徹底します。

コミュニケーション

- ・すべてのステークホルダーに対して、適時適切な情報開示を行うとともに対話を促進し、健全な企業運営に活かします。

当社のCSRの主な取り組み

当社では、東京海上グループCSR憲章を踏まえCSR活動に取り組んでいます。主な取り組みは次の通りです。

(1)商品・サービス

安心してご契約いただけるわかりやすい商品ならびに商品説明ツールの開発に加え、「お客さまの声」に基づいてサービスや業務の改善に取り組んでいます。

(2)人間尊重

社員の60歳以降の雇用延長を制度化するとともに社員の健康増進や人権啓発に積極的に取り組んでいます。

(3)地球環境保護

環境配慮型自動車保険「アサンテ」によるリサイクル部品の利用促進や、紙の約款に代えてWeb上で保険約款を参照していただく「インターネット約款」による紙資源の節約に取り組んでいます。

VAP(総合自動車保険)に「リサイクル部品使用特約」および「指定修理工場入庫条件付車両保険特約」をセットした商品です。

(4)地域・社会への貢献

使用済み切手・プリペイドカードおよび未使用切手を取りまとめ、(社)日本キリスト教海外医療協会をはじめ3団体へ寄贈するなど、積極的な社会貢献活動に取り組んでいます。

(5)コンプライアンス

「コンプライアンスの体制」については、P.38をご参照ください。

(6)コミュニケーション

積極的な情報開示に努めるとともに、お客さまによりご満足いただくために「お客さまの声(苦情を含む)」への迅速な対応やサービス改善への活用等に取り組んでいます。なお、「お客さまの声」については、P.13をご参照ください。

コンプライアンスの体制

当社は、損害保険会社としての社会的責任と公共的使命を果たしていくために、業務執行については、その最高意思決定機関である取締役会での決定を踏まえて行い、監査役会による監査を受け、その記録を取締役会議事録、監査役会議事録として整備しています。

本格的な自由化時代においては、自己責任体制を明確にし、公正かつ透明な企業行動・事業運営が求められます。当社では、コンプライアンスに関する重要な事項は、取締役会において審議・決定しており、経営トップをはじめ全役職員に対する法令遵守徹底の基本方針として「日新火災行動規範」を制定しました。

また、コンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンスの推進諸施策の立案などを行うとともに、傘下にコンプライアンス推進責任者および推進担当者、ならびに推進リーダーおよび推進スタッフを配置し、コンプライアンス推進体制を確立しています。

コンプライアンス基本方針(日新火災行動規範)

当社は、損害保険会社として社会・公共的使命の遂行と人間尊重を信条とし、社会から信頼され続けるために右記の行動規範を定め、全役職員はこれを誠実に遵守・実践します。

全役職員には行動規範を記載した「コンプライアンスカード」を配布し、各自が署名の上、常時携帯することを義務づけることにより、その徹底を図っています。

コンプライアンス・マニュアル

日新火災行動規範、コンプライアンス規程、社内報告ルール、コンプライアンスホットライン、コンプライアンスルール等の内容を掲載したコンプライアンス・マニュアルを社員全員に配布し、研修等を通じコンプライアンス・マインドの高揚を図っています。

日新火災行動規範 < 骨子 >

人間尊重の原則

日新火災は人間尊重を行動の基本精神とし、事業に関わる全てのみなさまの権利を尊重し、お客さま本位を実践するために誠意を持って行動します。

法令等遵守

日新火災は企業行動の基本である法令・ルールについてその制定された目的を十分に理解し、それを誠実に遵守していきます。

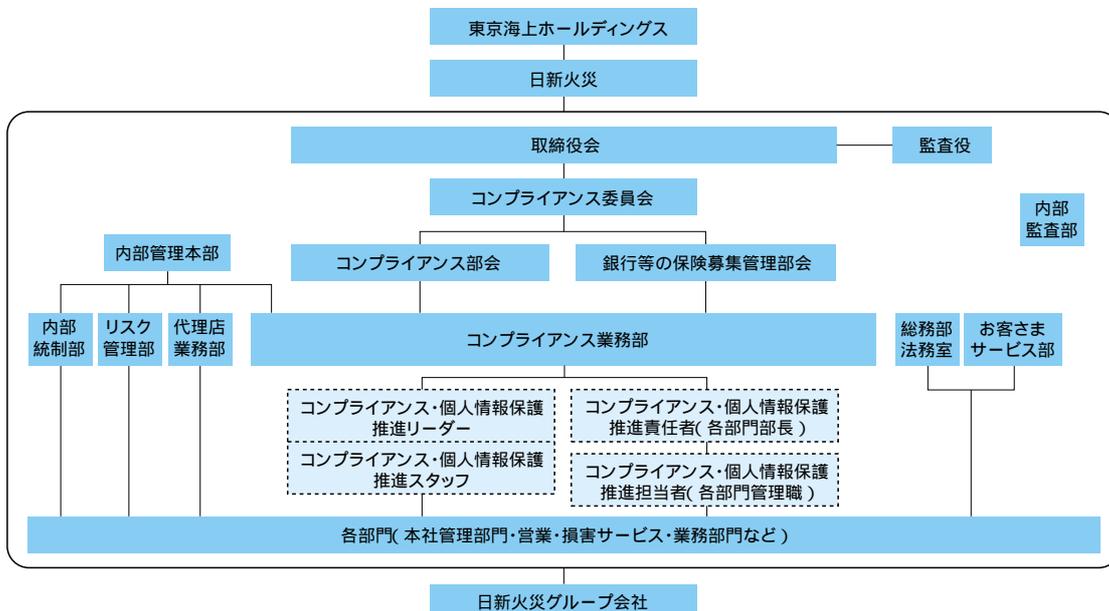
適切な事業活動

日新火災は損害保険会社としての社会・公共的使命を果たすため、高い企業倫理と透明性を維持し、公正かつ自由な競争の促進と内部統制の強化に努めます。

積極的な社会参画

日新火災は、損害保険事業の社会的存在意義を更に高めるため、社会貢献活動や環境問題の取り組みなど、社会に対して有益な働きかけを積極的に行います。

〔コンプライアンス・個人情報保護体制図〕



情報管理方針

当社は個人情報の取り扱いについて、「個人情報の保護に関する法律(個人情報保護法)」、その他関連法令、金融分野における個人情報保護に関するガイドライン、損保指針等に従って、適切な措置を講じています。

お預かりしたお客さまの個人情報の取り扱いが適正に行われるように、代理店および従業員等への教育・指導を徹底するほか、個人情報の取り扱いおよび安全管理に係る適切な措置については、適宜見直し、改善していきます。

当社の個人情報に対する取り組み方針等は「お客さま情報の取り扱いについて<個人情報保護宣言>」としてホームページに常時掲載するとともに、当社各店舗の店頭に掲示・備え付けをし、広く一般に公表しています。

お客さま情報の取扱いについて <個人情報保護宣言>

2008年7月1日
日新火災海上保険株式会社
代表取締役社長 宮島 洋

弊社は、個人情報保護の重要性に鑑み、また、損害保険業に対する社会の信頼をより向上させるため、個人情報の保護に関する法律(個人情報保護法)その他の関連法令、金融分野における個人情報保護に関するガイドラインその他のガイドラインや 社団法人 日本損害保険協会の「損害保険会社に係る個人情報保護指針」ならびに東京海上グループ プライバシー・ポリシーを遵守して、個人情報を適正に取り扱うとともに、安全管理については、金融庁及び 社団法人 日本損害保険協会の実務指針に従って、適切な措置を講じます。

弊社は、個人情報の取扱いが適正に行われるように、弊社代理店及び弊社業務に従事している従業員等への教育・指導の徹底に努めます。また、弊社の個人情報の取扱い及び安全管理に係る適切な措置については、適宜見直し、改善いたします。

1.個人情報の取得

弊社は、業務上必要な範囲内で、かつ、適法で公正な手段により個人情報を取得いたします。

なお、個人情報のご提供はお客さまのご意思によりますが、必要な情報をご提供いただけない場合は、保険契約の締結等手続きができないことがあります。

2.個人情報の利用目的

弊社は、取得した個人情報を、以下の目的ならびに後記4.及び5.に掲げる目的に必要な範囲で利用し、これらの目的以外には利用いたしません。

また、利用目的は、ホームページで公表するほか、申込書・パンフレット等に記載します。さらに、利用目的を変更する場合には、その内容をご本人に通知するか、ホームページ等により公表します。

(1) 保険契約の申込みに係る保険契約の適正な引受やリスクの審査及び管理

- (2) 保険契約の履行及び付帯サービスの提供
- (3) 再保険契約の締結、再保険契約に基づく通知及び再保険金の請求
- (4) 弊社が取り扱う当該契約以外の商品やサービスの案内・提供
- (5) 東京海上グループ会社・提携先企業が取り扱う商品やサービスの案内
- (6) 請求に係る保険事故の調査(関係先への照会を含みます)
- (7) 請求に係る保険金のお支払い
- (8) 弊社が有する債権の回収
- (9) 保険金不正請求等の犯罪防止・排除
- (10) 弊社が取り扱う融資、国債窓販の各種手続き及び管理
- (11) 弊社又は弊社代理店が提供する商品やサービス等に関するアンケートの実施
- (12) 市場調査ならびにデータ分析やアンケートの実施等による新たな商品やサービスの開発
- (13) 弊社社員の採用・雇用管理、販売網基盤(代理店等)の新設・維持管理
- (14) 他の事業者から個人情報の処理の全部又は一部について委託された場合等において、委託された当該業務
- (15) その他、上記(1)~(14)に付随する業務ならびにお客さまとのお取引、及び弊社の業務運営を適切かつ円滑に履行するために行う業務

利用目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を取り扱うときには、個人情報保護法第16条第3項各号に掲げる場合を除き、ご本人の同意を得るものとします。

3.個人データの第三者への提供

弊社は、以下の場合を除いて、お客さまの同意を得ることなく個人データを第三者に提供することはありません。

- (1) 法令に基づく場合
- (2) 医療機関をはじめ、保険金の請求及び支払いに関する関係先等に対して、申込内容や告知事項に関する照会等を行う場合
- (3) 質権及び抵当権等の担保権者が、担保権の設定等に係る事務手続き及び担保権の維持・管理・行使のために個人情報を当該担保権者に提供する場合
- (4) 上記2.の利用目的を達成するために必要な業務の全部又は一部を、委託先(保険代理店を含みます)に委託する場合
- (5) 再保険会社と再保険契約の締結、再保険金の請求等を行う場合

情報管理方針

- (6)東京海上グループ会社・提携先企業との間で共同利用する場合(以下「 4. グループ会社・提携先企業との共同利用 」をご覧ください)
- (7)社団法人 日本損害保険協会及び損害保険会社等との間で共同利用を行う場合(以下「 5. 情報交換制度等 」をご覧ください)
- (8)損害保険料率算出機構との間で共同利用を行う場合(以下「 5. 情報交換制度等 」をご覧ください)
- (9)国土交通省との間で共同利用を行う場合(以下「 5. 情報交換制度等 」をご覧ください)

4.グループ会社・提携先企業との共同利用

前記2(1)から(15)に記載した利用目的のため、ならびに持株会社による子会社の経営管理のために、弊社と東京海上グループ会社・提携先企業との間で、以下のとおり個人データを共同利用いたします。

- (1)個人データの項目:住所、氏名、電話番号、電子メールアドレス、性別、生年月日、その他申込書等に記載された契約内容及び事故状況、保険金支払状況等の内容
- (2)管理責任者:弊社
弊社のグループ会社・提携先企業については、下記「 13 会社一覧 」をご覧ください。

5.情報交換制度等

- (1)損害保険業界の情報交換制度について
弊社は、保険契約の締結又は保険金の請求に際して行われる不正行為を排除するために、損害保険会社等との間で個人データを共同利用いたします。詳細につきましては、社団法人 日本損害保険協会のホームページをご覧ください。下記窓口までお問合せください。

【お問合せ窓口】

社団法人 日本損害保険協会 / そんがいのけん相談室
所在地:〒101-8335 東京都千代田区神田淡路町2丁目9番地
電話:(03)3255-1467
〔受付時間 / 月～金(祝日および協会休業日を除く)〕
午前9時～12時、午後1時～5時
ホームページ: <http://www.sonpo.or.jp>

- (2)損害保険料率算出機構との共同利用について
弊社は、自動車損害賠償責任保険(以下「 自賠責保険 」といいます)に関する適正な支払のために、損害保険料率算出機構との間で個人データを共同利用いたします。詳細につきましては、損害保険料率算出機構のホームページをご覧ください。下記窓口までお問合せください。

【お問合せ窓口】

損害保険料率算出機構 / 総務企画部 個人情報相談窓口
所在地:〒101-0054 東京都千代田区神田錦町1丁目9番地
電話:(03)3233-4141
ホームページ: <http://www.nliro.or.jp>

- (3)代理店等情報確認業務について

弊社は、損害保険代理店の適切な監督や弊社の社員採用等のために、損害保険会社との間で損害保険代理店等の従業者に係る個人データを共同利用いたします。また、損害保険代理店の委託等のために、社団法人 日本損害保険協会が実施する損害保険募集人試験等の合格者情報に係る個人データを共同利用いたします。詳細につきましては、社団法人 日本損害保険協会のホームページをご覧ください。

【お問合せ窓口】

社団法人 日本損害保険協会
所在地:〒101-8335 東京都千代田区神田淡路町2丁目9番地
ホームページ: <http://www.sonpo.or.jp>
募集・研修サービス部 企画業務グループ
(損害保険代理店等の従業者に係る個人データについて)
電話:(03)3255-1942
募集・研修サービス部 運営グループ(損害保険代理店試験の合格者等の情報に係る個人データについて)
電話:(03)3255-1481

- (4)原動機付自転車・軽二輪自動車に係る無保険車防止のための「 国土交通省への自賠責保険のデータ提供 」について
弊社は、原動機付自転車及び軽二輪自動車の自賠責保険の無保険車発生防止を目的として、国土交通省が自賠責保険契約期間が満了していると思われる上記車種のご契約者に対し契約の締結確認のはがきを出状するため、上記車種の自賠責保険契約に関する個人データを国土交通省へ提供し、同省を管理責任者として同省との間で共同利用いたします。

共同利用する個人データの項目は、以下のとおりです

- ・契約者の氏名、住所
- ・証明書番号、保険期間
- ・自動車の種別
- ・車台番号、標識番号又は車両番号

詳細につきましては、国土交通省のホームページをご覧ください。下記窓口までお問合せください。

【お問合せ窓口】

国土交通省 / 自動車交通局 保障課
所在地:〒100-8918 東京都千代田区霞ヶ関2丁目1番地3号
電話:(03)5253-8111
ホームページ: <http://www.jibai.jp>

6.信用情報の取扱い

信用情報に関する機関(ご本人の借入金返済能力に関する情報の収集及び弊社に対する当該情報の提供を行うものをいいます)から提供を受けた情報の利用目的につきましては、「 保険業法施行規則第53条の9 」に基づき、返済能力の調査に限定されています。

弊社は、これらの情報につきましては、ご本人の返済能力の調査以外には利用いたしません。

7. センシティブ情報の取扱い

お客さまの健康状態・病歴などのセンシティブ情報の利用目的につきましては、「保険業法施行規則第53条の10」及び「金融分野における個人情報保護に関するガイドライン第6条」により、お客さまの同意に基づき業務遂行上必要な範囲で利用するなど、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる場合に限定されています。

弊社は、これ以外には、センシティブ情報を取得、利用又は第三者提供いたしません。

8. ご契約内容・事故等に関するご照会

ご契約内容や事故に関するご照会については、保険証券記載もしくは最寄の弊社支店・支社・損害サービスセンター、又はご契約の取扱代理店までお問合せください。ご照会者をご本人であることを確認させていただいたうえで、対応いたします。

9. 個人情報保護法に基づく保有個人データに関する事項の通知、開示・訂正等・利用停止等

個人情報保護法に基づく保有個人データに関する事項の通知、開示・訂正等・利用停止等に関するご請求については、弊社「個人情報保護法に基づく開示等請求について」をご覧ください。下記「11 お問合せ窓口」までお問合せください。ご請求者をご本人であることを確認させていただくとともに、弊社所定の書式にご記入いただいたうえで手続きを行い、後日原則として書面で回答いたします。

10. 個人データの安全管理等

弊社は、取り扱う個人データの漏えい、滅失又はき損の防止その他、個人データの安全管理のため取扱規程等の整備及び安全管理措置に係る実施体制の整備等、十分なセキュリティ対策を講じています。また、弊社が、外部に個人データの取扱いを委託する場合には、委託先の選定基準を定め、あらかじめ委託先の情報管理体制を確認するなど委託先に対する必要かつ適切な監督を行います。

11. お問合せ窓口

弊社は、お客さま情報の取扱いに関する苦情やご相談に対し、適切・迅速に対応いたします。

弊社の個人情報の取扱いや個人データの安全管理措置、保有個人データに関するご照会・ご相談は、下記のお問合せ先で承っております。また、弊社からのEメール、ダイレクトメール等による新商品やサービスの案内について、ご希望なされない場合は、下記のお問合せ先までお申し出ください。

【お問合せ先】

	テレフォンサービスセンター	お客さま相談窓口	弊社支店・支社・損害サービスセンター
電話番号	(0120)25-7474	(0120)17-2424	お手元の保険証券もしくは保険約款に記載しております。
受付時間	24時間・365日	平日9:00～17:00	平日9:00～17:00

12. 認定個人情報保護団体

弊社は、認定個人情報保護団体である社団法人 日本損害保険協会の対象事業者です。同協会では、対象事業者の個人情報の取扱いに関する苦情・相談を受付けています。

【お問合せ窓口】

社団法人 日本損害保険協会 / そんがいのけん相談室
 所在地: 〒101-8335
 東京都千代田区神田淡路町2丁目9番地(損保会館内)
 電話 : (03)3255-1470 (受付時間 / 午前9時～午後5時)
 (土日祝祭日及び年末年始を除く)
 ホームページ: <http://www.sonpo.or.jp>

13. 会社一覧

(1) グループ会社

東京海上日動火災保険株式会社及び子会社、関連会社
http://www.tokiomarinehd.com/group/tm_group_jp.pdf
 東京海上日動あんしん生命保険株式会社・東京海上グループ会社
<http://www.tokiomarinehd.com/group/index.html>

(2) 提携先企業

個人データを弊社が提供している提携先企業はございません。

弊社の子会社・関連会社は以下のとおりです。

日新火災損害調査株式会社	自動車保険、新種保険等の損害調査
日新火災キャリアアンドライフサービス株式会社	人材派遣、給与厚生事務
日新情報システム開発株式会社	情報システムの開発・運用
日新火災総合サービス株式会社	帳票管理と発送、印刷、不動産管理、物品販売
ユニバーサルリスクソリューション株式会社	保険引受のためのリスク調査
日新火災インシュアランスサービス株式会社	損害保険代理業
NISSHIN INSURANCE GUERNSEY PCC LIMITED	損害保険業

(注) 以上の内容は、弊社業務に従事している者の個人情報については対象としていません。

【日新火災の個人情報全般に関するご連絡先】

個人情報管理室

03-5282-5699

【日新火災のホームページ】

<http://www.nisshinfire.co.jp/>

以上

情報開示

当社は次のような方法で経営に関する情報を公正かつ適時・適切に開示しています。

ディスクロージャー誌

当社の事業活動についてご理解いただくために、毎年「日新火災の現状」を発行しています。当社の概要、業績の概況をはじめ、経営方針、当社の取り組み、決算・財務情報についてわかりやすく説明しています。

また、当社の持株会社である東京海上ホールディングスでは、東京海上ホールディングスおよびその事業子会社の業務および財産の状況を説明した「東京海上ホールディングスの現状」を作成しています。

ホームページ

商品、サービス、各種お手続きのご案内などの情報を掲載しています。各コンテンツとも、お客さまにとってのわかりやすさを追求しています。また、当社で発表しているニュースリリースについてもご覧いただけます。(URL:<http://www.nisshinfire.co.jp>)

CSR報告書

東京海上グループではCSRに関する取り組みについて「東京海上グループCSR報告書」を作成し、ステークホルダーの皆さまとのコミュニケーションツールとして活用しています。

勧誘方針

当社では、お客さまに対する商品の販売・勧誘活動を適正に行うため、「金融商品の販売等に関する法律」を遵守するとともに、同法に基づき以下の勧誘方針を定め、全国の営業所で公表しています。

また、当社代理店にも同法の遵守および勧誘方針の策定、公表を指導しています。

〔当社の勧誘方針〕

- 1 保険業法、金融商品の販売等に関する法律、消費者契約法及びその他各種法令等を遵守し、適正な保険販売に努めます。
- 2 保険商品の販売に際しましては、お客さまに重要事項を正しくご理解いただけるよう努めます。また、販売形態に応じて適切な説明に努めます。
- 3 お客さまの保険商品に関する知識、加入経験、加入目的、財産状況等を総合的に勘案し、お客さまのご意向と実情に適合した保険商品の説明と提供に努めます。
- 4 保険商品の販売・勧誘にあたっては、深夜や早朝などお客さまにご迷惑をおかけする時間帯や場所、方法での勧誘はいたしません。
- 5 保険事故が発生した場合には、保険金のお支払いについて迅速かつ的確に処理するように努めます。
- 6 お客さまの様々なご意見・ご要望等の収集に努め、商品開発や保険販売に生かしてまいります。
- 7 保険商品の適切な販売を確保するために、社内体制の整備と販売に当たる者の研修に取り組みます。
- 8 お客さまに関する情報については、業務上必要な目的の範囲内で使用し、漏洩防止等の管理を厳格に行います。
- 9 お客さまのご質問、苦情等につきましては、お客さま相談室にて速やかに対応させていただきます。

リスク管理態勢・リスク管理方針

リスク管理の基本方針

金融自由化の一層の進展など事業環境の大きな変化に伴い、保険会社を取り巻くリスクは複雑化・多様化しています。

このような環境下においては、経営の健全性を維持するとともに、お客さまへのサービスの向上やステークホルダーの皆さまからの信頼確保のため、様々なリ

スクを総合的に把握し、厳格な管理態勢のもとで適切な対策を講じていくことが重要となります。

以上のような認識に基づき、当社では取締役会がリスク管理に関する基本指針として「リスク管理基本方針」を制定するとともに、この方針に則って「個別リスク管理方針」および「統合リスク管理方針」を定めています。

リスク管理態勢

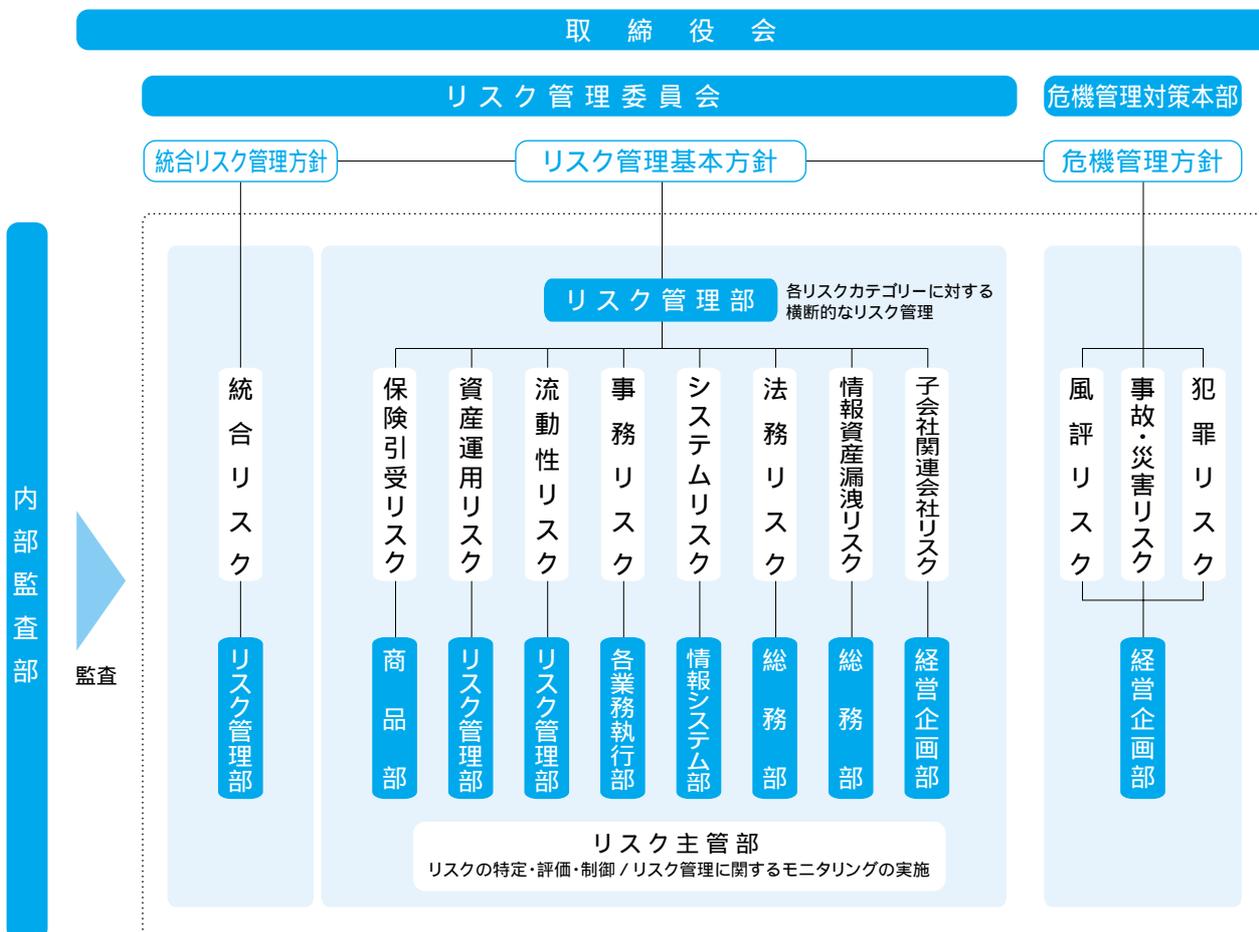
当社では取締役会において選出された委員により構成するリスク管理委員会のもと、リスク・カテゴリごとに定められたリスク主管部がリスクの特定・評価・制御を行うほか、業務執行部門が適切なリスク管理を実行しているかなどについてモニタリングを実施しています。

またリスク管理部が各リスク・カテゴリに対する

横断的なリスク管理を実施するとともに、内部統制部がリスク主管部のモニタリング実施状況に対して検証を行うなど、リスク管理の実効性の確保に努めています。

さらに、経営計画の一環として年度ごとに「リスク管理計画」を策定・実行し、リスク管理の推進・強化を図っています。

〔リスク管理体制図〕



注)法務リスクのうち法令違反に係るリスクはコンプライアンス委員会、情報資産漏洩リスクのうち個人情報に係るリスクは個人情報保護管理委員会の所管事項としています。

リスク管理態勢・リスク管理方針

個別リスクに関する管理方針

保険引受リスク

当社では、保険引受リスクを「商品開発リスク」、「元受保険引受リスク」、「受再保険引受リスク」、「責任準備金・支払備金積立リスク」に分類した上で、それぞれのリスク特性に応じた適切な手法によるリスク管理を実施しています。

1. 商品開発リスク

商品開発リスクとは、新商品の開発および改定に際して、保険約款や保険料率の設定等が適切になされないことにより損失を被るリスクです。当社では、商品開発・改定時の関連部門との協議体制を構築し、複数部門による検証・検討を行うことでリスクの防止を図っています。

2. 元受保険引受リスク

元受保険引受リスクとは、契約の引受にあたり、引受方針に則った引受がなされないこと、再保険等の適切な手配がなされないことなどにより損失を被るリスクです。当社では、「一般保険リスク」、「巨大災害リスク」、「自然災害リスク」などの種類に応じたリスク管理を実施することで適切な保険ポートフォリオの構築に努めています。

3. 受再保険引受リスク

受再保険引受リスクとは、受再保険の引受にあたり、引受方針に則った引受がなされないことなどにより損失を被るリスクです。当社では、引受条件、過去の成績や集積リスク等を十分に検証した上で、引受方針に沿った慎重な引受判断を行うとともに、リスクの分散化に努めています。

4. 責任準備金・支払備金積立リスク

責任準備金・支払備金積立リスクとは、保険契約準備金としての責任準備金および支払備金の決算期における積立が適切に行われないことにより財務諸表が正確に作成されないリスクです。当社では、責任準備金および支払備金の積立に関する規程を整備するとともに検証態勢を構築することでリスクの防止を図っています。

資産運用リスク

当社では、資産運用リスクを「市場リスク」、「信用リスク」、「ALMリスク」、「不動産投資リスク」に分類した上で、それぞれのリスク特性に応じた適切な手法によるリスク管理を実施しています。

1. 市場リスク

市場リスクとは、金利・為替・株価などの変動によって損失を被るリスクです。当社では、適切な分散投資と保有限度額の設定により損失発生の可能性を制御するとともに、リスク量を算定する代表的な手法であるバリュー・アット・リスク (VaR) を導入して、リスク・リターンの最適化を目指しつつ、より望ましい運用資産ポートフォリオの構築に取り組んでいます。

2. 信用リスク

信用リスクとは、与信先の倒産等に伴い貸付金・債券等の元金の回収が困難になるリスクです。当社では、相手先の信用度を判定する「社内格付制度」の充実を図って信用力判定の態勢を強化するとともに、特定業種や特定企業グループに集中するリスクを回避するために、与信枠に制限を設けて厳格に運営しています。

3. ALMリスク

ALMリスクとは、負債の特性に応じた資産管理が行えないことが原因で、不利な条件で流動性を確保せざるを得なくなることや運用利回りが予定利率を下回ることにより損失を被るリスクです。当社では、積立型保険などの長期の保険負債において資産・負債に関する総合管理を行うことで、リスクの最小化を図っています。

4. 不動産投資リスク

不動産投資リスクとは、賃貸料の変動等による不動産収益の減少、または市況の変化等による不動産価格減少のリスクです。当社では、不動産の投資利回りや含み損の状況などを的確に管理し、リスクの軽減、投資効率の向上に努めています。

流動性リスク

流動性リスクとは、巨大災害に伴う多額の保険金支払いや市場の混乱等により資金繰りが悪化し損失を被るリスクです。当社では、保険金支払いに十分な流動性資産と多様な資金調達手段の確保に努めています。

事務リスク

事務リスクとは、社員・代理店等の不適正な事務処理や事故により発生するリスクです。当社では、社員・代理店別に対策を整理し、事務処理の厳正化に向けて、各種規程の整備や事務処理部門における業務研修、チェック・サポート体制等を強化しています。また、内部監査部門を中心とした社内検査を全社において着実に実施するなど、リスクの防止・縮減に向けた取り組みを推進しています。

システムリスク

システムリスクとは、システム開発のミスや遅延、システム運用の誤り、システムトラブルなどにより損失を被るリスクです。当社では、システムリスクを「IT開発リスク」、「IT運用リスク」、「IT基盤リスク」等に分類し、IT投資・開発に係る検討体制の強化、テスト・モニタリングの強化、社外とのネットワーク接続面も含めた様々なセキュリティ対策の強化など、リスク特性に応じた適切な手法によるリスク管理を実施しています。さらに地震などの有事・災害対策としてバックアップセンターを設置し、メインセンターが被災した場合の迅速なシステム復旧体制を構築しています。

統合リスク管理に関する方針

当社では、保険引受リスク、資産運用リスクなどリスク・カテゴリごとのリスク量の合計額を資本の範囲内に収めることにより、格付の維持および倒産の防止を図るリスク管理(「統合リスク管理」といいます。)を実施しています。それぞれのリスクは確率論に基づく計測手法により計量化を行っており、リスク管理部はリスク

その他のリスク

当社では、左記のリスク以外に「法務リスク」、「子会社関連会社リスク」、「情報資産漏洩リスク」、「風評リスク」、「事故災害リスク」、「犯罪リスク」についてそれぞれ管理ルールを定め、リスクに応じた適切な手法に基づきリスク管理を実施しています。

なお、災害リスク管理の一貫として、当社では、大規模地震などの広域災害が全国のいかなる地域において発生した場合でも、迅速な損害サービスや保険金支払いを可能とするシステム・事務処理対策を講じるほか、東京圏における大規模地震の際の東京・さいたま両本社機能の維持・確保に向けての諸対策も講じています。

量がビジネスユニットごとに定めた限度額を超過していないかどうかを検証しています。

なお、ストレステスト(想定される将来の不利益が生じた場合の影響に関する分析)についてはこの「統合リスク管理」の中で実施しています。

資産運用方針

資産運用の概況

資産運用方針

損害保険会社の資産は、将来の保険金支払いへの備え、あるいは積立型保険に係る満期返れい金等の支払いのための準備金としての性質を有しています。こうした社会性・公共性の高い資産を運用するにあたり、当社では、安全性・有利性・流動性の確保を大原則として、貸付金・債券を中心とした運用を行うとともに、資金の効率的な活用により安定的な収益を確保することを資産運用の基本方針としています。

近年、金融市場の国際化・自由化が進展する中で、資産運用に係るリスクは多様化・複雑化しています。こうした中、当社では、投融資の実行部署と管理・審査部署の分離による相互牽制機能の強化、システムの高度利用によるリスク分析・管理機能の向上、社内のルールに則った業務の厳正処理による内部管理の強化など、総合的なリスク管理態勢の強化に努めています。

また、積立資産の運用にあたっては、金利動向等に留意しつつ、資産・負債の両面を考慮したポートフォリオ構築に取り組んでいます。

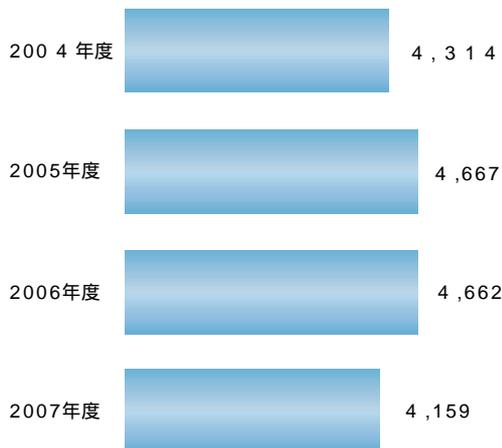
資産運用概況

当期末の総資産は4,818億円となり、前期に対し346億円の減少となりました。このうち、運用資産は4,159億円となり、502億円の減少となりました。

資産運用については、安全性、収益性および流動性に留意しつつリスク管理の面でも徹底を図り、安定的な運用収益の確保に努めましたが、利息及び配当金収入は、米国サブプライムローン問題に端を発した金融市場の混乱の影響等から、前期に対し11.8%、10億円減少し75億円となりました。これに有価証券売却益、積立保険料等運用益振替などを加減した資産運用収益は、8億円増加し109億円となりました。一方、資産運用費用は、有価証券評価損の増加等により、前期から47億円増加し63億円となりました。

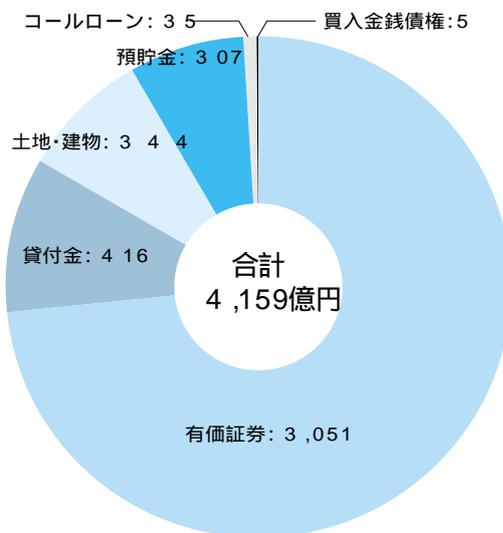
運用資産の推移

(単位：億円)



運用資産の内訳(2008年3月31日現在)

(単位：億円)



募集制度

代理店

当社では、全国15,542店の代理店が、お客さまの安心と安全をお守りするため、適切な保険ときめ細かなサービスをご提供しています。

代理店の役割と業務内容

当社が取り扱っている保険商品のほとんどが、当社と代理店委託契約を結んでいる代理店を通じて販売されています。

代理店の役割

代理店は、保険会社の委託を受けて保険契約の募集・締結の代理を行うことを基本業務としていますが、お客さまを取り巻く様々な危険に対して最適な保険をご提供することも重要な仕事です。

当社では代理店の自主性・独立性を尊重するとともに、お客さま本位の価値観を共有し、相互の発展を図ることを目指しています。

代理店の業務

代理店の主な業務は次の通りです。

1. 保険契約の取り扱い

- 保険商品の説明
- 重要事項の説明
- 告知の受領
- 意向確認
- 保険契約の締結
- 保険料の領収または返還
- 保険料領収証の発行・交付
- 保険会社への契約報告
- 保険契約の変更・解除等の申し出の受付
- 保険料の保管・保険会社への精算

2. 事故発生時の取り扱い

- お客さまからの事故連絡の受付
- 保険会社への通知
- 保険金請求手続きの援助

3. 保険に関する各種サービスのご提供

- お客さまのニーズに合った保険の企画・設計
- 保険の内容に関する相談

損害保険代理店制度

損害保険代理店制度は、保険業法や当社の定める募集関係諸規程等に基づいて実施・運営されています。

代理店の登録・届出

代理店を始めるには「保険業法」第276条に基づいて主務官庁に登録し、また代理店として保険募集をする者は同法第302条に基づいて届出をすることが義務づけられています。

当社の代理店制度概要

当社の代理店制度は、自動車保険・火災保険・傷害保険・新種保険などを広範囲に取り扱う「総合代理店」と自動車損害賠償責任保険などを専門に取り扱う「専門代理店」とに分類され、それぞれの代理店制度における充実したお客さまサービスの提供に努めています。

代理店によるお客さまサービスのさらなる充実とコンプライアンスの徹底を図るため、新代理店手数料体系・代理店教育体系を中心とした代理店制度を策定し、より一層の代理店資質の向上を目指しています。

代理店数の推移

2005年度末	2006年度末	2007年度末
16,950店	16,640店	15,542店

募集制度

代理店の教育

代理店資格講習の開催

損害保険代理店資格を取得するためには、資格試験に合格しなければなりません。当社は損害保険代理店資格取得希望者のための講習を全国で実施しています。

独自の資格制度・講習制度の充実

当社は商品知識を中心とした損害保険代理店資格の他にも、当社独自の資格・講習制度として、事故対応力(SA)資格制度と実務講習制度を実施しています。高度な商品知識と優れた業務能力、迅速かつ適切な事故対応を通じて、お客さまの信頼に応える代理店を育成しています。

各種研修・セミナーの開催

代理店としての商品知識、販売技法、経営手法等の習得だけでなく、金融・経済情勢の研究や、経験交流を目的とした各種の研修やセミナーを開催しています。

営業部・営業課支店等における教育

全国の営業部・営業課支店等において、代理店の業務能力、商品知識の向上を目的とした研修を随時開催しています。

代理店の育成

当社は、お客さまの様々なニーズに応えられる、優れた代理店の新設や育成に力を入れています。新設代理店は、まず基本的な商品知識や業務知識を習得し、保険募集を行います。さらに、より高度な商品知識を習得することで契約の取り扱いが増え、当社の契約募集の中核となる代理店に成長していきます。



代理店経営者養成制度

プロ代理店の養成制度

当社の専属プロ代理店を目指す方が、一定期間当社にリスクアドバイザー社員として在籍し、契約募集およびこれに関連した業務に従事しながら保険販売に必要な様々な知識と実務を習得する制度です。

当社の制度は精鋭主義を基本とし、育成期間中の研修効果を高めるため、研修内容や待遇面など、制度を効果的に組み立て運営しているのが特色です。

入社してからプロ代理店として独立するまでの一環した育成体系が、リスクアドバイザー社員を損害保険のプロフェッショナルへと導きます。さらに独立後のセミナーも用意し、リスクアドバイザー社員出身代理店の活動を応援しています。

やる気にこたえる待遇制度

給与は固定給+歩合給制度(各種手当あり)をとり、やる気が持てる待遇制度となっています。

こうした育成カリキュラムを修了したリスクアドバイザー社員は、損害保険のプロフェッショナルとして全国各地で活躍し、その多くが当社代理店の中核に育っています。

入社1ヵ月

入社直後、本社での基礎研修を通じ、主に保険知識や販売手法などの実践スキルを身につけます。



入社当月より、本社育成スタッフと現地営業社員の連携による個別指導を行い、販売手法や行動管理など個々のリスクアドバイザー社員に適した指導を継続します。

入社5ヵ月前後

今後の活動において最も重要な新規顧客開拓手法を具体的に決定するとともに、保険知識の習得や事故対応、業務処理のスキルアップを図ります。



入社10ヵ月前後

1年目の活動の分析と今後の課題を洗い出し、最も重要な2年目の具体策を決定するとともに、事故対応、業務処理のさらなるスキルアップを図ります。



入社18ヵ月前後

独立後を意識した経営計画を策定するとともに、より高度な知識を身につけます。



独立後

プロ代理店として独立した後、さらなる飛躍を図れるよう、行動管理に重点を置いた指導を行います。

商品・サービスについて

保険のしくみ	50
個人向け保険商品	54
個人向けサービス	56
企業向け保険商品	58
企業向けサービス	59
新商品の開発状況(主な料率改定)	60

保険のしくみ

保険のしくみ

損害保険のしくみ

損害保険とは、同じ種類の経済上の危険にさらされている多数の人々が一定の保険料を出しあって、万一事故に遭った場合に、その損害に対して一定の基準による給付(保険金)を受ける相互扶助制度です。その幅広い普及により、個人や企業などを様々な危険や災害から守り、個人生活や企業の安定を図るという重要な社会的役割を担っています。

保険料率

「保険料率」は保険の価格のもとになる数値であり、保険金の支払原資に相当する「純保険料率」と、保険会社の事業運営のコストに相当する「付加保険料率」があります。

保険の販売価格に相当するものは「営業保険料率」で、「純保険料率」と「付加保険料率」をもとに算出されたものです。

「純保険料率」には、「損害保険料率算出団体に関する法律」に基づいて設立された「損害保険料率算出機構」が算出し参考値として各損害保険会社に提供される「参考純率」と、各損害保険会社が独自に算出する「純保険料率」があります。各損害保険会社はこれに自社で算出した「付加保険料率」を加えて「営業保険料率」を算出し、保険業法の規定に基づき、各社ごとに金融庁に認可または届出の手続きを行っています。

なお、公共性がより高い地震保険ならびに自動車損害賠償責任保険は、「損害保険料率算出機構」がそれぞれ「営業保険料率(基準料率)」の算出を行うとともに、金融庁への届出の手続きを行っています。

約款

保険契約の具体的な内容を取り決めたものが「約款」です。「約款」には保険種類ごとに「普通保険約款」と「特別約款」、「特約条項」があり、保険会社が作成し、金融庁に届出あるいは認可を取得しているものです。

具体的には「保険金をお支払いする場合」、「保険金をお支払いできない場合」、「保険金のお支払いの基準」などの保険の効力に関する事項や、「お客さまからご通知・告知いただく事項」、「保険契約の解約・解除・無効の場合」などの保険契約の維持管理に関する事項等について、ご契約者・被保険者と保険会社の双方の権利・義務を定め、双方を拘束するものとなっています。

保険料の収受、請求・返還

保険料は保険契約締結と同時にその全額を領収することが原則となっていますが、保険種類によっては各種の特約条項を付帯することで、分割払を利用することができます。

また、保険契約が締結されても、特に約定がある場合を除き、保険料あるいは分割払保険料の領収前に生じた事故による損害に対しては、保険金が支払われないことが、保険約款に定められています。

保険期間中に生じた、お客さまのお申し出による保険契約の条件変更やお客さまのご都合による解約、保険会社が行う解除・無効などの場合は、約款の定めのほか、それぞれ所定の計算式により計算した保険料を請求または返還することとしています。

積立普通傷害保険などの積立型保険では、ご契約時に定めた満期返れい金が保険契約の満期時にご契約者に支払われます。加えて、保険期間中の運用利回りがあらかじめ予定した利率を上回った場合には、契約者配当金が支払われます。

ご契約の流れ

1. 日新火災または日新火災代理店とのご相談

損害保険の契約は、代理店による募集、保険仲立人(保険ブローカー)の媒介による保険会社の直接引受、保険会社の役職員による直接の募集、のいずれかの方法によりご契約いただいています。

当社が取り扱っている保険商品のほとんどは「代理店による募集」であり、当社と代理店委託契約を結んでいる代理店が、当社の代理人としてお客さまとの保険契約の締結にあたっています。

2. ご契約内容の決定

ご契約内容をご確認ください

損害保険は目に見えない商品であり、契約の内容は「約款」(普通保険約款・特別約款・特約条項)により定められています。ご契約前にはこれらをよくお読みいただき、当社代理店・社員から十分な説明をお受けください。

適切な保険金額でご契約ください

保険契約は、保険事故によって被った損害を保険金で補うことを目的としていますので、適切な保険金額でご契約いただくことが重要です。例えば、火災保険をご契約いただく場合、保険の目的となる建物などの評価額を超過した保険金額でご契約になっても、超過部分の保険金はお支払いできません。また、評価額を下回るご契約の場合も「一部保険」となり、十分な補償が受けられないことがあります。

3.ご契約のお申し込み

「ご契約内容確認書」にご記入ください

保険契約がお客さまのご希望に沿った内容になっているか、お客さまに適切なお契約を適正な保険料でご提供できているかをご確認いただくために、2007年4月よりご契約内容確認の取り組みを行っています。

ご契約のお申し込み時に、「ご契約内容確認書」にて保険料の決定や保険金のお支払いなどに関わる重要な項目についてご確認いただき、ご記入のうえご提出ください。

申込書は正しくご記入ください

保険契約は、ご契約者による契約のお申し込みと保険会社による承諾という双方の合意により成立し、申込書に記載された事項がご契約者と当社の双方を拘束するものとなります。

したがって、申込書の記載内容が事実と異なる場合、保険金をお支払いできないことがありますのでご注意ください。

4.保険料のお支払い

保険料はご契約と同時に支払ってください

保険料は、ご契約と同時に全額(分割払の場合は初回保険料)を現金または小切手(クレジットカードやデビットカードは除く)でお支払いください。その際には、保険料受領の証として当社所定の保険料領収証を発行します。

保険料または分割保険料を領収する前に生じた事故による損害に対しては、特に約定がある場合を除き、保険金をお支払いできませんのでご注意ください。

あらかじめ取り決めることにより、クレジットカード、デビットカード、口座振替などにより、保険料をお支払いいただくことができます。

5.保険証券のお受け取り

保険証券の内容をご確認ください

保険契約後、ご契約の証として保険証券を発行しますので、内容をご確認のうえ大切に保管してください。

ご契約内容の確認

当社はお客さまにご満足いただける内容でご契約いただくために、2007年4月よりご契約内容確認の取り組みを実施しております。

これは、お申し込みいただく保険契約が(1)お客さまのご希望に沿った内容になっていること、(2)お客さまに適切なお契約を適正な保険料でご提供できていることを、当社がご用意する「ご契約内容確認書」でお客さまと一緒に確認させていただく取り組みです。

ご契約のお申し込みの時に、「ご契約内容確認書」にて保険料の決定や保険金のお支払いなどに関わる重要な項目についてご確認いただき、ご記入のうえ当社代理店へご提出ください。

ご契約後にご注意いただきたいこと

ご契約内容に変更が生じた時は、すぐにご連絡ください

ご契約後に保険証券に記載されている内容に変更が生じたときは、直ちに当社代理店または当社にご連絡ください。

ご連絡をいただくまでの期間に生じた事故による損害については、保険金をお支払いできない場合があります。

保険証券はときどき見直してください

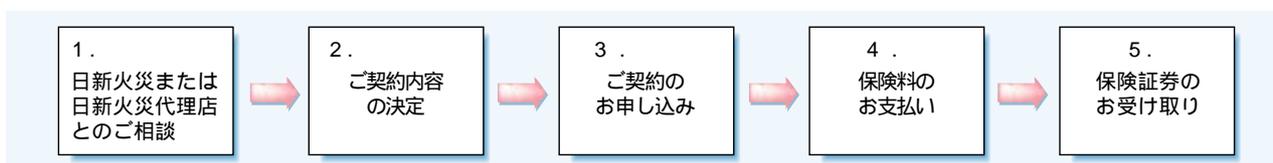
事故が起きた時、すでに保険期間が終了していたり、ご契約内容の変更のご連絡を忘れていたということのないよう、保険証券を定期的に見直し、保険期間や契約内容をご確認いただくことをおすすめします。

なお、ご契約内容は、全国の当社営業課支店にてご照会いただけます。

クーリングオフについて

ご契約のお申し込み後であっても、「保険期間が1年を超える個人契約」で、かつ「お申し込み日または『クーリングオフ説明書』が交付された日のいずれか遅い日から起算して8日以内」であれば、書面によりお申し込みの撤回、またはご契約の解除(クーリングオフ)を行える場合があります(一部例外もあります)。

ご契約時には「クーリングオフ説明書」を必ずお受け取りください。



保険のしくみ

事故発生から保険金お受け取りまでの流れ

不幸にしてお客さまが事故に遭われた場合、お客さまの立場になって、迅速で適切な事故対応のアドバイスを行い、速やかに保険金をお支払いすることが保険会社の使命です。

当社は、1999年10月にワークフローによる損害サービス業務支援システム「S(しんらい)ネット」を導入し、損害サービス業務の細部にまでわたる工程管理を強化しています。

1 事故の発生

万一事故が発生したら、まず損害の拡大を防止し、負傷者を救護してください。また同時に、警察署・消防署などへ速やかにご通報ください。自動車事故の場合は、相手方の住所・氏名・勤務先・保険会社などを確認してください。

2 日新火災または日新火災代理店へのご連絡

緊急措置後は、直ちに当社または当社代理店までご連絡ください。お名前(ご契約者名)・証券番号・保険種目と事故の日時・場所・状況、損害の概略、届出警察署・消防署名などを伺います。

当社のテレホンサービスセンターでは、夜間・休日を問わず、24時間体制で多様な事故対応サービスを実施しています。

フリーダイヤル  **0120-25-7474** ジコナシナン

3 日新火災による損害サービス

当社の各サービスセンターで、お客さまよりご連絡を受けた事故について、保険種目・証券番号をもとに保険料の入金状況・担保条件・特約条項等のご契約内容を確認します。

その後、当社の社員、関連会社のアジャスター(車両損害鑑定人)、日本損害保険協会に登録された鑑定人などが、事故物件・罹災現場の調査や修理業者・病院への照会など、様々な調査活動を行います。また、お客さまには進捗状況を節目節目にご連絡します。

なお、解決までの相手方との示談交渉は、お客さまとご相談の上、進めていきます。

4 保険金請求書類のご提出

事故の内容、お支払いする保険金の種類に応じて、必要な書類を当社へご提出いただきます。

5 保険金お支払い額の決定

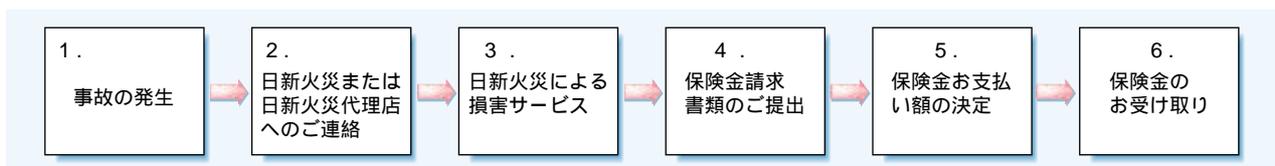
ご契約者・被害者・修理業者・病院等の関係者と交渉し、修理費見積書、診療報酬明細書、領収証などの資料を確認の上、お支払いする保険金の額を決定します。

6 保険金のお受け取り

保険金のお受け取りは、安全で迅速な銀行あるいは郵便貯金口座振込等をご指定いただきます。

〔保険金のお支払いに必要な書類の例〕

- ・保険金請求書
- ・修理費見積書
- ・事故車両の写真



再保険

当社では保険契約の引受にあたり、当社自らが保有するあらかじめ定めた額を超過するリスクについて国内外の保険会社に転嫁(出再)するとともに、他の保険会社が引き受けた契約に関わるリスクの引受(受再)を行うことでポートフォリオを分散し事業成績の安定化に努めています。

このような保険会社間の保険取引を「再保険」と言います。

1. 出再の一般的な方針

保有および出再の一般的な方針はリスクの特性に応じて策定しています。

地震や台風など自然災害の集積リスク、火災保険や自動車保険等の通常リスクおよび発生頻度の低い巨額リスクなど、それぞれについて定量的な評価、リスクの内容や特性、収支状況、再保険市場の動向等を踏まえ、事業成績が単年度で大きく変動することがないように保有と出再方針を定めています。

保有額を超過するリスクについては、効率的に再保険カバーを設定し適正にリスク転嫁を図るよう努めています。

また、出再先である再保険者の選定にあたっては確実な再保険金回収を期するため、外部格付機関による一定以上の格付を有する再保険者とするとともに、特定の再保険者に過度のリスクが偏らないよう管理を行っています。さらに、出再後も常時再保険者の格付の変動に留意し、支払能力に不安が生じた際には速やかに適切な対応を行うように努めています。

2. 受再の一般的な方針

受再の引受にあたっては、個々のリスクの把握が難しく、成績の変動が激しいことから慎重な引受を行っています。

引受に際しては、引受条件・責任額・成績等を十分精査し、地理的分散やリスクの集積をも考慮して優良な案件を選択することで、当社保有リスクの分散化を図っています。なお、一般的にリスクが高いとされる再保険代理店を通じた引受や米国の賠償責任保険のみの引受は行っていません。

また、引受後も成績動向やリスク状況の変化について監視・検証を行い、引受方針の見直しを定期的に行っています。

個人向け保険商品

当社は、お客さまのニーズに合った様々な商品をご用意しています。

くるまの保険

自動車保険の確かな実績と全国に張り巡らせたサービス網で、カーライフに安心をお届けします。

VAP(総合自動車保険)

相手の方への補償、ご自身とご家族の補償やご契約のお車の補償など、自動車保険の基本的な補償から様々な費用まで、お客さまのニーズに合わせて、ピッタリのご契約条件をご提案します。



アサント

お車の事故の際、日新火災が指定する優良工場でありサイクル部品を使用して修理していただくことで、車両保険料を約10%割引く環境配慮型自動車保険です。当社の指定工場で修理していただきますので、質の高い修理とご満足いただけるサービスをご提供できます。



住宅・家財の保険

事故や災害からお客さまの財産を守り、暮らしの安心をお約束します。

生活大臣

日常生活における損害賠償、失火時のお隣への損害賠償など各種の特約をライフスタイルに合わせ、自由に設計することにより、「生活大臣」ひとつで日常生活の様々な損害を補償します。



LプランSuper

賃貸用のマンション・アパートにお住まいの方向けの家財専用火災保険です。火災や盗難などによる家財の損害を補償するほか、家主に対する賠償責任や修理費用、日常生活における第三者への賠償責任などもまとめて補償します。



からだの保険

お客さまご自身やご家族などの予測できない事故や病気に対して、確かな補償をお届けします。

ジョイエ傷害保険

日常生活で偶然に起きた事故によるケガや、日常生活上の賠償責任を補償します。ご契約の満期時には、満期返れい金をお支払いします。



スポーツ・レジャーの保険

スポーツやレジャーの間の事故、用品の損害を補償して、楽しい余暇をサポートします。

レジャーの保険

レジャー中の危険はもちろん、就業中を除く日常生活を幅広く補償します。



商品ラインナップ(主要商品一覧)



くるまの保険

総合自動車保険(VAP)
家庭用自動車保険(HAP)
自動車運転者損害賠償責任保険(ドライバー保険)
自動車損害賠償責任保険(自賠責保険)



住宅・家財の保険

生活安全総合保険
(一般住宅用 = 生活大臣)
(マンション共用部分用)
(賃貸住宅ご入居者用 = LプランSuper)
すまいの保険(住自在)
地震保険
個人賠償責任保険
ボランティア活動保険
車いす利用者総合補償保険
積立生活総合保険
ジョイエ火災保険



からだの保険

普通傷害保険
家族傷害保険
総合補償保険
交通事故傷害保険
ファミリー交通傷害保険
学生・生徒総合補償保険(こども総合保険)
自転車総合保険
所得補償保険
積立ファミリー交通傷害保険
積立家族・普通傷害保険
悠(積立普通傷害保険(個人賠償責任特約付帯)・
動産総合保険のセット商品)
積立女性保険
積立こども総合保険
積立いきいき生活傷害保険(プライムAA)
年金払積立傷害保険
ジョイエ傷害保険
ジョイエ傷害保険(レディースプラン、キッズプラン、
ファミリープラン、アクティブプラン)



スポーツ・レジャーの保険

海外旅行保険
国内旅行傷害保険
国内航空傷害保険
ゴルファー保険
レジャーの保険(総合補償保険特約付帯家族・
普通傷害保険)
ヨット・モーターボート総合保険

個人向けサービス

事故時のサービス

当社では、全国のサービスセンターで専門スタッフが丁寧な損害サービスを提供しています。また、テレフォンサービスセンター「サービス24」をはじめ、次の通り多様なサービスを展開しています。

<サービス24>

24時間・365日、お客さまからの事故のご連絡の受付および事故相談など、様々なサービスをご提供しています。

フリーダイヤル **0120-25-7474**



ドライビングサポート24

ロードサービス(レッカー急行、けん引、緊急軽修理、高速道路上でのガス欠時給油、脱輪・落輪引き上げ)を必要とするお客さまから「サービス24」にご連絡をいただいた場合、提携業者にお取り次ぎします(24時間・365日)。



無料ロードサービスの対象車種は下記の通りです。

- ・ 人身傷害補償保険付きのご契約車両
- ・ 無事故円満のご契約車両
- ・ アサンテのご契約車両
- ・ HAPのご契約車両
- ・ すべてのフリートご契約車両

火災・漏水事故 休日急行サービス

休日に「サービス24」で受け付けた火災・水漏れ事故について、専門のスタッフが現場へと急行し、事故対応をします。

首都圏・名古屋・京阪神・札幌・仙台・広島・九州地区(沖縄を除く)にて実施中

すまいのサポート24

生活安全総合保険(生活大臣・LプランSuper)をご契約のお客さまが、トイレ・台所等の給配水管の詰まりによる応急処置や、鍵の破損・紛失等による建物の鍵開けを必要とした場合、「サービス24」にご連絡をいただければ、提携業者に無料でお取り次ぎします(24時間・365日)。



日新火災デジカメセンター

全国の修理工場よりフリーダイヤルで送られる事故車両の写真画像を受信します(24時間・365日)。受信した画像は「社内ネットワーク」により、送信された修理工場の最寄りのサービスセンターに転送され、アジャスター(車両損害鑑定人)が損害額を協定します。土日祝休日には、安心サービスセンターに駐在しているアジャスターが担当します。

<安心サービスセンター>

夜間・休日など当社の営業時間外に受け付けた自動車事故については、翌営業日を待つことなく「安心サービスセンター」にて専門家による初期対応を行っています。

安心サービスセンターでは、夜間・休日に事故のご連絡をいただいた事案について、事故対応の専門家が、事故に遭われたお客さまや被害者の方へのご連絡を始め、事故後のアドバイスや保険適用の判断、修理工場・病院との打ち合わせ、代車の手配などの初期対応を迅速に行っています。

<その他のサービス>

入院事故クイックサービス

事故受付日から3営業日以内にお客さまと相手方に対して面談を行い、お客さまの不安を取り除きます。

ご安心4コール

お客さまにご安心いただき、何でもご相談いただけるよう、事故の発生から解決に至るまでの節目節目で、お電話による経過等のご連絡を行っています。

ご安心コール

事故受付後、直ちにお客さま(ご契約者・当事者)とご連絡をとり、事故状況を確認し、当面の対応から解決までの流れをご説明します。お客さまに担当者の連絡先をご案内し、事故処理に関する不明な部分をご説明することによってお客さまの不安を取り除きます。

リターンコール

ご安心コール後、相手方・修理業者・病院等との打ち合わせ内容を迅速にご報告します。

経過コール

進捗状況を節目節目でご報告します。

解決コール

事故が解決(示談完了)したことを、いち早くお客さまにご報告します。また、確定した支払保険金額についてもお知らせします。

事故受付通知・途中経過報告サービス

訪問・電話・ハガキ等により、お客さまおよび関係者の方に事故解決までの進捗状況を随時お知らせしています。

海外旅行サポートサービス

海外旅行保険をご契約のお客さまが、海外で病気やケガ等のトラブルに見舞われたときのために、日本語受付センターを設置し、24時間体制でアシスタンスサービスをご提供しています。

病院紹介サービス

病気やケガをされた場合に、お客さまのご希望・状態に応じて最寄りの適切な病院をご紹介します。

キャッシュレス医療サービス

病気やケガをされ、当社提携病院で治療を受けられる場合、その費用をお客さまに代わり当社提携病院へお支払いします。

保険金請求に関する相談サービス

ご加入いただいている保険の契約内容や保険金のご請求方法に関するご相談に、日本語で対応します。

その他のアシスタンスサービス

- ・ 通訳の手配
- ・ 弁護士の手配
- ・ 緊急帰国のための航空券の手配 等

医療相談サービス

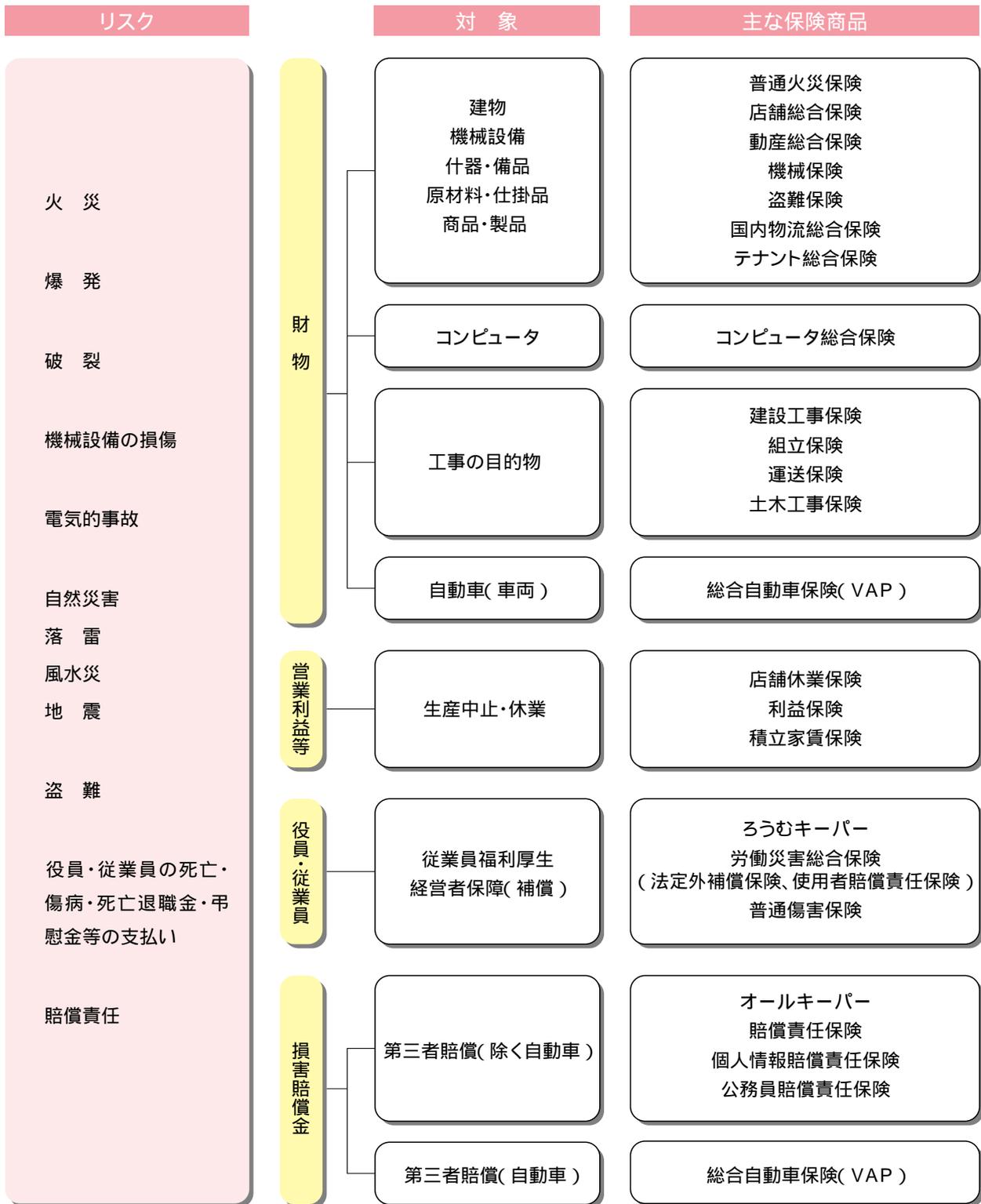
医療のサポート24

医療に関する様々なご質問について、専門スタッフが24時間・365日フリーダイヤルにてご相談に応じます。ジョイエ医療保険をご契約のお客さまとご家族であればいつでも本サービスをご利用いただけます。

- ・ 突然の病気やケガへの対処方法についての救急専門医によるアドバイス
- ・ 日ごろのお体の不調やお悩みに関するご相談
- ・ 夜間・休日の救急医療機関、旅先での最寄りの医療機関のご案内 等

企業向け保険商品

当社は、企業を取り巻く様々なリスクに対応した商品をご用意しています。



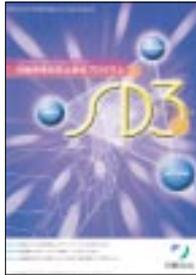
企業向けサービス

企業や個人を取り巻く様々なリスクに対し、各リスクの特性やお客さま固有のリスクを見極め、費用対効果を考えた適切な対策をご提案します。

自動車防災サービス

自動車事故防止総合プログラム「SD3」

企業や団体における交通事故防止対策強化のため、安全運転者(Safe Driver)を育成し、企業の自己防衛力(Self Defense)を「3つのステップ」で強化する自動車事故防止のためのサポートツール「SD3」をご提供しています。自動車事故防止のための様々な情報やサービスを、幅広く、きめ細かく、わかりやすくお客さま企業に提供し、お客さまの事故防止対策が効果をあげるようサポートを行っています。



< SD3の概要 >

【ステップ1】交通事故防止対策をご紹介

42項目の一般的な自動車事故防止対策の中から、お客さまが現在実施していない対策や、思うように効果のあがっていない取り組みなど、ご関心のある対策をチェックしていただきます。

【ステップ2】成功企業による取り組み事例をご紹介
事故防止の効果をあげた企業の事例をご紹介することで、具体的な成功ノウハウのヒントをつかんでいただきます。

【ステップ3】事故防止サポートサービスをご紹介
34種類のサポートサービスをご用意しており、効果的な自動車事故防止対策実施のために、ご関心のあるサービスをご利用いただけます。

各種診断サービス

防災診断サービス

火災・爆発や自然災害など、施設・設備にダメージを与え、企業活動を阻害する恐れのあるリスクへの対応状況を診断し、予防・軽減対策等をご提案します。



リスク診断サービス

アンケートへのご回答をもとにリスクマネジメント診断を行い、リスク分類に応じた対策等をご提案します。

- ・情報リスク診断 ・危機管理体制診断
- ・コンプライアンス体制診断 ・雷リスク診断
- ・瞬低・停電リスク診断 ・土壌汚染リスク診断
- ・中小企業・法人向けリスク診断

火災保険物件調査サービス

企業のビルや工場等について、適切な保険金額をお決めいただくために、建物・機械等を調査・評価します。また、建物ごとの適正な保険料率と割引適用が可能なかどうかを調査し、合理的な契約方式も含め、適切な火災保険契約をご提案します。

賠償リスク診断サービス

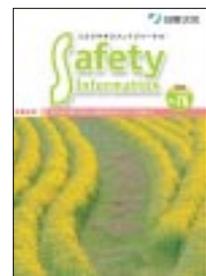
社会の変化や法制化等を背景として、企業活動にダメージを与える賠償リスクへの対応状況診断や予防軽減策をご提案します。

- ・PL(生産物賠償責任)防災サービス
- ・個人情報保護支援サービス

リスクマネジメント情報の提供

「Safety Information」の発行

情報ネットワークの拡大、技術の高度化、社会環境の変化等により、企業リスクはますます多様化・巨大化しています。リスクマネジメントジャーナル「Safety Information」では、リスクから企業をどう守っていくのか、そのヒントとなる最新情報を様々な角度から取り上げてお届けしています。



防災資料の作成

火災・爆発、交通災害、傷害・賠償事故などの各種リスクに対する事故例や、防災対策に関する資料を、お客さまのご依頼に応じて作成し、ご提供します。

新商品の開発状況(主な料率改定)

最近の新商品開発と約款・料率の改定

年月	事項
2000年(平成12年)2月	「車両新価保険」発売
2月	「介護・福祉事業者補償制度」発売
2月	「デビットカード盗難保険」発売
4月	介護費用保険約款改定
6月	自動車保険「等級プロテクト特約」、「子供運転特約」、「臨時運転者特約」発売
6月	指定居宅介護支援事業者・指定居宅サービス事業者賠償責任保険を「介護総合賠償責任保険」に改定
7月	交通事故傷害保険、ファミリー交通傷害保険、国内旅行傷害保険料率改定
7月	「商売安心」(新テナント総合保険)発売
8月	「公務員賠償責任保険」発売
10月	「食品総合保険」発売
10月	「ホールインワン懸賞金保険」発売
2001年(平成13年)1月	自動車保険フリート制度改定
3月	自動車保険「ノンフリート多数割引」創設
3月	「無事故円満」(長期無事故払戻金特約付総合自動車保険)発売
3月	「バスジャック対応費用保険」発売
4月	「生活大臣」(生活安全総合保険)発売
4月	「学生・生徒総合補償保険」(こども総合保険)発売
5月	「共済等運営費用保険」(フリーガン被害共済制度運営費用保険等)発売
6月	普通傷害保険「企業・事業者等包括付保契約特約」発売
7月	「がん保険」発売
9月	自動車保険フリートの特約自由方式の実施
10月	「VAP」(総合自動車保険)の改定
10月	プライムAA「100・30・mini」発売
10月	傷害保険付帯「医療基本特約」、「がん基本特約」発売
11月	火災保険「リスクサーベイ割引」導入
2002年(平成14年)1月	「PCプロテクション」(コンピュータ総合保険)発売
1月	「学費免除費用保険」発売
2月	「コミュニティ活動補償制度費用保険」発売
3月	銀行窓販用商品の一般代理店での販売開始

年月	事項
2002年(平成14年)6月	「無事故円満」(長期無事故払戻金特約付総合自動車保険)改定
7月	「オールキーパー」(企業総合賠償責任保険)発売
11月	リサイクル部品・指定修理工場入庫条件付自動車保険「Eco-ひいき」(現アサンテ)発売
11月	「39Harvest」(積立普通傷害保険)、「39Harvest Smile」(新積立女性保険)発売
2003年(平成15年)4月	「ろうむキーパー」(企業向け傷害保険)発売
4月	「すまいの保険・住自在」(住宅ローン利用者向け火災保険)発売
5月	建設工事保険の改定
7月	「HAP」(家庭用自動車保険)発売
8月	「住宅ローン利用者等長期火災保険」を改定、「いえずまいホーム」に名称変更
2004年(平成16年)2月	「VAP」(総合自動車保険)の改定
2月	火災保険工場物件料率改定
4月	「レジャーの保険」発売
5月	「生活大臣」(生活安全総合保険)の改定
10月	「LプランSuper」(生活安全総合保険)発売
10月	「HAP」(家庭用自動車保険)の改定
12月	「個人情報賠償責任保険」発売
2005年(平成17年)2月	自動車保険「ノンフリート多数割引」の改定
3月	「ジョイエ医療保険」(積立型医療保険)発売
6月	「生活大臣」(生活安全総合保険)の改定
7月	「ろうむキーパー」(企業向け傷害保険)の改定
2006年(平成18年)3月	「Eco-ひいき」を「アサンテ」に名称変更
3月	「海外旅行保険」発売
4月	「生活大臣」(生活安全総合保険)の改定
10月	「公務員賠償責任保険」の改定
2007年(平成19年)1月	「VAP」(総合自動車保険)の改定
1月	「HAP」(家庭用自動車保険)の改定
1月	建設工事保険の改定
4月	「生活大臣」(生活安全総合保険)の改定
8月	傷害保険(積立含む)の改定
10月	「地震保険」の改定
11月	「ろうむキーパー」(企業向け傷害保険)の改定

業績データ

主要な業務の状況	62
経理の状況	74

主要な業務の状況

1 最近5事業年度に係る主要な経営指標等の推移

(単位:百万円)

項 目	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度
正味収入保険料 (対前期増減()率)	149,422 (0.24%)	144,962 (2.98%)	144,620 (0.24%)	144,711 (0.06%)	141,684 (2.09%)
経常収益 (対前期増減()率)	182,724 (5.57%)	183,689 (0.53%)	172,776 (5.94%)	169,908 (1.66%)	168,952 (0.56%)
保険引受利益 (対前期増減()率)	6,122 (20.41%)	1,793 (70.70%)	2,496 (239.21%)	6,789 ()	637 ()
経常利益 (対前期増減()率)	8,819 (81.85%)	5,254 (40.43%)	5,359 (2.01%)	652 (87.83%)	2,622 (302.23%)
当期純利益 (対前期増減()率)	3,010 (29.93%)	2,659 (11.65%)	2,943 (10.68%)	423 (85.62%)	1,962 (363.54%)
正味損害率	53.88%	63.37%	59.05%	62.11%	61.39%
正味事業費率	35.14%	35.88%	36.50%	36.37%	37.14%
利息及び配当金収入 (対前期増減()率)	6,398 (7.97%)	6,694 (4.62%)	7,692 (14.91%)	8,545 (11.09%)	7,533 (11.85%)
運用資産利回り (インカム利回り)	1.57%	1.70%	1.94%	2.13%	1.88%
資産運用利回り (実現利回り)	1.69%	1.94%	3.03%	2.97%	1.98%
時価総合利回り	8.33%	3.71%	11.78%	0.95%	8.98%
資本金の額 (発行株式総数)	15,634 (189,157千株)	15,635 (189,159千株)	20,389 (212,696千株)	20,389 (210,320千株)	20,389 (210,320千株)
純資産額	70,338	88,551	124,638	118,278	86,549
総資産額	485,133	493,070	517,768	516,415	481,808
積立勘定として経理された資産額	127,159	114,969	105,585	100,101	94,739
責任準備金残高	343,446	331,739	330,829	332,566	329,070
貸付金残高	36,470	47,158	64,666	53,503	41,618
有価証券残高	277,047	276,959	307,669	331,661	305,170
ソルベンシー・マージン比率	1,010.4%	1,110.9%	1,132.5%	1,012.6%	899.3%
自己資本比率	14.50%	17.96%	24.07%	22.90%	17.96%
自己資本利益率(ROE)	4.72%	3.35%	2.76%	0.35%	1.92%
株価収益率(PE)	20.55倍	24.72倍	35.81倍	倍	倍
配当性向	39.41%	41.69%	51.15%	398.01%	132.58%
従業員数	2,350名	2,493名	2,662名	2,741名	2,745名

(注)1.正味損害率=(正味支払保険金+損害調査費)÷正味収入保険料

2.正味事業費率=(諸手数料及び集金費+保険引受に係る営業費及び一般管理費)÷正味収入保険料

3.ソルベンシー・マージン比率の算出方法については、「P.72 5.ソルベンシー・マージン比率」をご参照ください。

4.平成18年度以降の株価収益率については、平成18年9月26日付で上場廃止となっていますので、記載していません。

5.純資産額の算定にあたり、平成18年度から「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準〔企業会計基準第5号〕および「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針〔企業会計基準適用指針第9号〕」を適用しています。

2 保険引受の状況

(1) 保険料の推移

元受正味保険料(含む積立保険料)及び1人当たり保険料

(単位:百万円)

種 目	年 度	平成17年度			平成18年度			平成19年度		
		金 額	構成比	増収率	金 額	構成比	増収率	金 額	構成比	増収率
火 災		31,832	19.4%	2.0%	30,872	19.0%	3.0%	29,113	18.7%	5.7%
海 上		897	0.5	5.4	954	0.6	6.3	918	0.6	3.8
傷 害		21,448	13.1	8.7	19,573	12.1	8.7	17,361	11.2	11.3
自 動 車		76,433	46.5	1.3	76,580	47.2	0.2	75,510	48.5	1.4
自動車損害賠償責任		23,527	14.3	3.2	23,892	14.7	1.6	22,538	14.5	5.7
そ の 他		10,183	6.2	7.5	10,405	6.4	2.2	10,254	6.6	1.4
合 計		164,322	100.0	2.4	162,278	100.0	1.2	155,696	100.0	4.1
従業員一人当たり 元受正味保険料(含む積立保険料)		61		8.6	59		4.1	56		4.2

(注)1.元受正味保険料(含む積立保険料)とは、元受保険料から元受解約返れい金および元受その他返れい金を控除したものをいいます。

2.従業員一人当たり元受正味保険料(含む積立保険料) = 元受正味保険料(含む積立保険料) ÷ 従業員数

正味収入保険料

(単位:百万円)

種 目	年 度	平成17年度			平成18年度			平成19年度		
		金 額	構成比	増収率	金 額	構成比	増収率	金 額	構成比	増収率
火 災		24,689	17.1%	8.8%	24,782	17.1%	0.4%	23,678	16.7%	4.5%
海 上		1,004	0.7	4.1	1,034	0.7	3.0	1,036	0.7	0.2
傷 害		10,931	7.6	2.7	10,903	7.5	0.3	10,264	7.2	5.9
自 動 車		76,015	52.5	1.3	76,162	52.6	0.2	75,087	53.0	1.4
自動車損害賠償責任		22,320	15.4	0.9	22,047	15.2	1.2	21,960	15.5	0.4
そ の 他		9,658	6.7	8.0	9,781	6.8	1.3	9,658	6.8	1.3
合 計		144,620	100.0	0.2	144,711	100.0	0.1	141,684	100.0	2.1

(注)正味収入保険料とは、元受および受再契約の収入保険料から出再契約の再保険料を控除したものをいいます。

受再正味保険料

(単位:百万円)

種 目	年 度	平成17年度			平成18年度			平成19年度		
		金 額	構成比	増収率	金 額	構成比	増収率	金 額	構成比	増収率
火 災		2,049	10.4%	47.9%	3,003	14.9%	46.5%	2,910	14.5%	3.1%
海 上		289	1.5	3.0	250	1.2	13.3	247	1.2	1.3
傷 害		13	0.1	30.7	13	0.1	1.9	12	0.1	4.5
自 動 車		49	0.3	8.0	47	0.2	5.7	42	0.2	10.0
自動車損害賠償責任		16,749	84.6	0.8	16,333	81.0	2.5	16,338	81.6	0.0
そ の 他		618	3.1	10.4	511	2.5	17.3	472	2.4	7.5
合 計		19,770	100.0	2.3	20,159	100.0	2.0	20,024	100.0	0.7

(注)受再正味保険料とは、受再保険料から受再解約返れい金および受再その他返れい金を控除したものをいいます。

主要な業務の状況

支払再保険料

(単位:百万円)

種 目	年 度	平成17年度			平成18年度			平成19年度		
		金 額	構成比	増収率	金 額	構成比	増収率	金 額	構成比	増収率
火 災		5,977	23.1%	3.4%	6,251	23.8%	4.6%	5,889	24.0%	5.8%
海 上		182	0.7	8.8	170	0.6	6.4	129	0.5	24.3
傷 害		145	0.6	0.8	133	0.5	8.3	132	0.5	0.8
自 動 車		467	1.8	3.8	465	1.8	0.6	465	1.9	0.1
自動車損害賠償責任		17,956	69.4	3.8	18,178	69.1	1.2	16,917	68.8	6.9
そ の 他		1,143	4.4	0.7	1,114	4.2	2.6	1,055	4.3	5.3
合 計		25,873	100.0	2.1	26,313	100.0	1.7	24,589	100.0	6.6

(注)支払再保険料とは、再保険料から再保険返れい金およびその他再保険収入を控除したものをいいます。

(2) 出再を行った再保険者の数と出再保険料の上位5社の割合

	出再先保険会社の数	出再保険料のうち上位5社の出再先に集中している割合
平成19年度	52 ()	49.8% ()
平成18年度	56 ()	43.8% ()

(注)1 出再先保険会社の数は、特約再保険を1,000万円以上出再している再保険者(プール出再を含む)を対象にしています。

2 ()内は、第三分野保険に関する数値を表しています。(ただし、保険業法施行規則第71条に基づいて、保険料積立金を積み立てないとした保険契約に限ります。)

(3) 出再保険料の格付ごとの割合

格付区分	A-以上	BBB+ ~ BBB-	その他 (BB+以下・格付無)	合 計
平成19年度	97.0% ()	0.5% ()	2.5% ()	100.0% ()
平成18年度	88.3% ()	6.5% ()	5.2% ()	100.0% ()

(注)1 特約再保険を1,000万円以上出再している再保険者を対象としています。ただし、再保険プールを含んでいません。

格付区分は、以下の方法により行っています。

スタンダード・アンド・プアーズ社の格付を使用しています。

スタンダード・アンド・プアーズ社の格付を持たない場合は、エイ・エム・ベスト社、ムーディーズ社、フィッチ社の順で格付の有無を確認し、利用できる格付に読み替えて使用しています。

格付の読み替えは以下のとおりです。

スタンダード・アンド・プアーズ	A-以上	BBB+ ~ BBB-	BB+以下
エイ・エム・ベスト	B+以上		B以下
ムーディーズ	A3以上	Baa1 ~ Baa3	Ba1以下
フィッチ	A-以上	BBB+ ~ BBB-	BB+以下

2 ()内は、第三分野保険に関する数値を表しています。(ただし、保険業法施行規則第71条に基づいて、保険料積立金を積み立てないとした保険契約に限ります。)

〔国内契約・海外契約別の収入保険料の割合〕

区 分 \ 年 度	平成17年度	平成18年度	平成19年度
国 内 契 約	99.4%	98.8%	98.7%
海 外 契 約	0.6%	1.2%	1.3%

(注)上表は、収入保険料(元受正味保険料(除く収入積立保険料)と受再正味保険料の合計)について国内契約および海外契約の割合を記載しています。

(4) 解約返れい金

(単位:百万円)

種 目 \ 年 度	平成17年度	平成18年度	平成19年度
火 災	2,075	1,643	1,849
海 上	50	43	44
傷 害	2,126	1,879	1,887
自 動 車	911	869	787
自動車損害賠償責任	770	811	885
そ の 他	409	294	345
合 計	6,342	5,541	5,799

(注)解約返れい金とは、元受解約返れい金、受再解約返れい金および積立解約返れい金の合計額をいいます。

(5) 保険引受利益

(単位:百万円)

種 目 \ 年 度	平成17年度	平成18年度	平成19年度
火 災	4,100	5,613	1,885
海 上	59	201	194
傷 害	687	222	1,797
自 動 車	1,442	819	967
自動車損害賠償責任			
そ の 他	466	780	1,887
合 計	2,496	6,789	637

(6) 保険金の推移

元受正味保険金

(単位:百万円)

種 目 \ 年 度	平成17年度		平成18年度		平成19年度	
	金 額	構成比	金 額	構成比	金 額	構成比
火 災	10,375	12.9 %	12,695	15.2 %	8,188	10.2 %
海 上	373	0.5	345	0.4	365	0.5
傷 害	4,341	5.4	4,713	5.6	5,211	6.5
自 動 車	44,698	55.4	44,625	53.3	45,717	56.8
自動車損害賠償責任	16,024	19.9	16,238	19.4	16,048	19.9
そ の 他	4,766	5.9	5,120	6.1	4,986	6.2
合 計	80,579	100.0	83,738	100.0	80,518	100.0

(注)元受正味保険金とは、元受保険金から元受保険金戻入を控除したものをいいます。

主要な業務の状況

正味支払保険金

(単位:百万円)

年度 種 目	平成17年度			平成18年度			平成19年度		
	金額	構成比	正味損害率	金額	構成比	正味損害率	金額	構成比	正味損害率
火災	10,068	12.9%	42.7%	13,095	15.9%	54.8%	8,665	10.9%	38.7%
海上	562	0.7	59.5	441	0.5	46.4	448	0.6	46.2
傷害	4,344	5.6	43.8	4,719	5.7	47.7	5,215	6.5	55.1
自動車	44,125	56.4	64.0	44,120	53.7	64.3	45,460	57.0	66.6
自動車損害賠償責任	14,207	18.2	69.4	14,770	18.0	72.8	14,875	18.7	73.5
その他	4,818	6.2	55.2	5,064	6.2	57.2	5,029	6.3	57.1
合 計	78,126	100.0	59.0	82,212	100.0	62.1	79,694	100.0	61.4

(注)1 正味支払保険金とは、元受および受再契約の支払保険金から出再契約による回収再保険金を控除したものをいいます。

2 正味損害率=(正味支払保険金+損害調査費)÷正味収入保険料

受再正味保険金

(単位:百万円)

年度 種 目	平成17年度		平成18年度		平成19年度	
	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比
火災	1,380	8.4%	1,341	8.1%	1,692	9.9%
海上	242	1.5	183	1.1	153	0.9
傷害	5	0.0	7	0.0	6	0.0
自動車	42	0.3	34	0.2	30	0.2
自動車損害賠償責任	14,207	86.8	14,770	89.7	14,875	87.1
その他	490	3.0	125	0.8	319	1.9
合 計	16,368	100.0	16,463	100.0	17,077	100.0

(注)受再正味保険金とは、受再保険金から受再保険金戻入を控除したものをいいます。

回収再保険金

(単位:百万円)

年度 種 目	平成17年度		平成18年度		平成19年度	
	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比
火災	1,688	9.0%	940	5.2%	1,215	6.8%
海上	54	0.3	88	0.5	71	0.4
傷害	1	0.0	1	0.0	2	0.0
自動車	615	3.3	539	3.0	287	1.6
自動車損害賠償責任	16,024	85.1	16,238	90.3	16,048	89.6
その他	437	2.3	181	1.0	276	1.5
合 計	18,820	100.0	17,989	100.0	17,902	100.0

(注)回収再保険金とは、再保険金から再保険金割戻を控除したものをいいます。

〔未収再保険金の推移〕

(単位:百万円)

区 分	年 度	平成17年度	平成18年度	平成19年度
年度開始時の未収再保険金		2,140 ()	321 ()	944 ()
当該年度に回収できる事由が発生した額		2,189 ()	1,684 ()	1,536 ()
当該年度回収等		4,009 ()	1,061 ()	2,002 ()
年度末の未収再保険金 = + -		321 ()	944 ()	477 ()

(注)1.地震保険および自動車損害賠償責任保険に係る金額を除いて記載しています。

2.()内は、第三分野保険に関する数値を表しています。(ただし、保険業法施行規則第71条に基づいて、保険料積立金を積み立てないとした保険契約に限ります。)

(7) 積立保険(貯蓄型保険)の契約者配当金

積立保険(貯蓄型保険)では、保険期間が終了し満期を迎えたご契約者に対して、満期返れい金をお支払いするとともに、保険期間中の運用利回りが予定利回りを上回った場合には、毎月の満期契約ごとに契約者配当金を計算してお支払いします(運用利回りが予定の利回りを超えなかった場合、契約者配当金はお支払いしません)。

従いまして契約者配当金は毎月変動しますが、平成19年6月および平成20年6月に満期を迎えた積立ファミリー交通傷害保険のご契約に対してお支払いした契約者配当金は以下のとおりです。

〔満期返れい金100万円の例〕

満期月 及び保険期間		払込方法	一時払契約	年払契約	半年払契約	月払契約	団体扱契約
平成19年6月	3年		0円	0円	0円	0円	0円
	5年		0円	0円	0円	0円	0円
	10年		0円	0円	0円	0円	0円
平成20年6月	3年		0円	0円	0円	0円	0円
	5年		0円	0円	0円	0円	0円
	10年		0円	0円	0円	0円	0円

(8) 正味損害率、正味事業費率及びその合算率

(単位:%)

種 目	年 度	平成17年度			平成18年度			平成19年度		
		正味損害率	正味事業費率	合算率	正味損害率	正味事業費率	合算率	正味損害率	正味事業費率	合算率
火 災		42.7	46.2	89.0	54.8	45.5	100.2	38.7	46.1	84.8
海 上		59.5	41.2	100.7	46.4	41.6	88.0	46.2	39.9	86.1
傷 害		43.8	49.2	93.0	47.7	48.7	96.4	55.1	50.6	105.7
自 動 車		64.0	34.6	98.6	64.3	34.5	98.8	66.6	35.2	101.8
自動車損害賠償責任		69.4	19.6	89.0	72.8	20.1	92.9	73.5	21.1	94.6
そ の 他		55.2	50.6	105.7	57.2	50.5	107.7	57.1	51.7	108.8
合 計		59.0	36.5	95.5	62.1	36.4	98.5	61.4	37.1	98.5

(注)1. 正味損害率 = (正味支払保険金 + 損害調査費) ÷ 正味収入保険料

2. 正味事業費率 = (諸手数料及び集金費 + 保険引受に係る営業費及び一般管理費) ÷ 正味収入保険料

3. 合算率 = 正味損害率 + 正味事業費率

主要な業務の状況

(9) 出再控除前の発生損害率、事業費率及びその合算率

(単位:%)

年 度 種 目	平成17年度			平成18年度			平成19年度		
	発生損害率	事業費率	合算率	発生損害率	事業費率	合算率	発生損害率	事業費率	合算率
火 災	56.4	49.2	105.6	64.1	47.4	111.6	27.6	44.1	71.7
海 上	68.4	35.6	104.0	29.9	36.2	66.1	48.3	35.4	83.7
傷 害	44.1	48.5	92.5	48.6	48.1	96.7	64.0	49.7	113.7
(うち医療)				(3.8)			(3.5)		
(うちがん)				(62.4)			(55.5)		
自 動 車	63.8	34.3	98.1	66.9	34.3	101.2	68.1	34.7	102.8
そ の 他	47.0	43.5	90.5	50.4	46.1	96.5	60.5	47.2	107.7
(うち介護費用)				()			()		
合 計	59.1	39.3	98.4	62.9	39.2	102.1	58.6	39.0	97.6

- (注)1.地震保険および自動車損害賠償責任保険に係る金額を除いて記載しています。
 2.発生損害率=(出再控除前の発生損害額+損害調査費)÷出再控除前の既経過保険料
 3.事業費率=(支払諸手数料及び集金費+保険引受に係る営業費及び一般管理費)÷出再控除前の既経過保険料
 4.合算率=発生損害率+事業費率
 5.出再控除前の発生損害額=支払保険金+出再控除前の支払備金積増額
 6.出再控除前の既経過保険料=収入保険料-出再控除前の未経過保険料積増額
 7.医療、がん、介護費用の表示については、平成18年度より開示を行っています。

(10) 損害率の上昇に対する経常利益又は経常損失の変動

損害率の上昇シナリオ	すべての保険種目について、均等に発生損害率が1%上昇すると仮定します。
計 算 方 法	増加する発生損害額 = 既経過保険料 × 1% 増加する発生損害額のうち、正味支払保険金、支払備金積増額の内訳については、当年度発生事故におけるそれぞれの割合により按分しています。 増加する異常危険準備金取崩額 = 正味支払保険金の増加を考慮した取崩額 - 決算時取崩額 経常利益の減少額 = 増加する発生損害額 - 増加する異常危険準備金取崩額
経常利益の減少額	553百万円 (注)異常危険準備金残高の取崩額 639百万円

- (注)地震保険、自動車損害賠償責任保険については、ノーロス・ノープロフィットの原則に基づき、増加する発生保険金は責任準備金の取崩等により相殺しています。

3 資産運用の状況

(1) 総資産及び運用資産の推移

(単位:百万円)

区 分	年 度	平成17年度末			平成18年度末			平成19年度末		
		構成比	増減率	構成比	増減率	構成比	増減率			
総 資 産		517,768	100.0%	5.0%	516,415	100.0%	0.3%	481,808	100.0%	6.7%
運 用 資 産		466,750	90.1	8.2	466,254	90.3	0.1	415,959	86.3	10.8
運 用 資 産 内 訳	預 貯 金	52,220	10.1	10.1	38,224	7.4	26.8	30,719	6.4	19.6
	コ ー ル ロ ー ン				7,000	1.4		3,500	0.7	50.0
	買 入 金 銭 債 権	5,950	1.1	52.6	608	0.1	89.8	514	0.1	15.4
	有 価 証 券 (うち株式)	307,669 (132,516)	59.4 (25.6)	11.1 (41.0)	331,661 (123,987)	64.2 (24.0)	7.8 (6.4)	305,170 (84,128)	63.3 (17.5)	8.0 (32.1)
	貸 付 金	64,666	12.5	37.1	53,503	10.4	17.3	41,618	8.6	22.2
	土 地 ・ 建 物	36,242	7.0	1.2	35,256	6.8	2.7	34,435	7.1	2.3

(2) 利息及び配当金収入と運用資産利回り(インカム利回り)の推移

(単位:百万円)

区 分	平成17年度		平成18年度		平成19年度	
		利回り		利回り		利回り
預 貯 金	64	0.12%	74	0.17%	99	0.34%
コ ー ル ロ ー ン			1	0.25	55	0.47
買 入 金 銭 債 権	33	0.46	41	0.52	8	1.55
有 価 証 券	6,295	2.64	6,849	2.77	5,967	2.18
(公 社 債)	(1,142)	(1.54)	(1,365)	(1.46)	(1,646)	(1.43)
(株 式)	(1,365)	(2.37)	(1,538)	(2.63)	(1,604)	(2.83)
(外 国 証 券)	(3,029)	(3.68)	(2,696)	(3.62)	(1,569)	(1.98)
(その他の証券)	(757)	(3.10)	(1,249)	(5.94)	(1,147)	(5.32)
貸 付 金	878	1.56	1,124	1.86	1,010	2.07
土 地 ・ 建 物	335	0.91	340	0.94	330	0.94
小 計	7,606	1.94	8,430	2.13	7,472	1.88
そ の 他	85		114		61	
合 計	7,692		8,545		7,533	

(注)運用資産利回り(インカム利回り)... 運用資産に係る成果を、インカム収入(利息及び配当金収入)の観点から示す指標。分子は運用資産に係る利息及び配当金収入、分母は取得原価をベースとした利回り。

(3) 資産運用利回り(実現利回り)

(単位:百万円)

区 分	平成17年度			平成18年度			平成19年度		
	資産運用損益 (実現ベース)	平均運用額 (取得原価ベース)	利回り	資産運用損益 (実現ベース)	平均運用額 (取得原価ベース)	利回り	資産運用損益 (実現ベース)	平均運用額 (取得原価ベース)	利回り
預 貯 金	105	54,234	0.19%	235	42,826	0.55%	114	29,030	0.39%
コ ー ル ロ ー ン				1	397	0.25	55	11,846	0.47
買 入 金 銭 債 権	33	7,271	0.46	41	7,943	0.53	8	556	1.55
有 価 証 券	10,130	238,496	4.25	9,816	247,554	3.97	6,329	273,100	2.32
(公 社 債)	(1,541)	(74,266)	(2.08)	(1,794)	(93,582)	(1.92)	(1,908)	(115,397)	(1.65)
(株 式)	(4,014)	(57,526)	(6.98)	(4,090)	(58,461)	(7.00)	(4,739)	(56,775)	(8.35)
(外 国 証 券)	(3,441)	(82,238)	(4.19)	(2,498)	(74,473)	(3.35)	(745)	(79,372)	(0.94)
(その他の証券)	(1,133)	(24,465)	(4.63)	(1,433)	(21,037)	(6.82)	(427)	(21,555)	(1.98)
貸 付 金	952	56,404	1.69	1,159	60,535	1.92	1,033	48,758	2.12
土 地 ・ 建 物	335	36,703	0.91	340	36,036	0.94	330	35,182	0.94
金 融 派 生 商 品	285			52			193		
そ の 他	74			112			41		
合 計	11,917	393,111	3.03	11,759	395,294	2.97	7,879	398,475	1.98

(注)資産運用利回り(実現利回り)... 資産運用に係る成果を、当期の期間損益への寄与の観点から示す指標。

- ・資産運用損益(実現ベース)=資産運用収益+積立保険料等運用益-資産運用費用±特別損益のうち資産運用関連損益
- ・平均運用額(取得原価ベース)=取得原価又は償却原価による平均残高(原則として各月末残高の平均。ただし、コールローンおよび買入金銭債権は日々残高の平均)

主要な業務の状況

(4) 参考) 時価総合利回り

(単位:百万円)

区 分	平成17年度			平成18年度			平成19年度		
	資産運用損益等 (時価ベース)	平均運用額 (時価ベース)	利回り %	資産運用損益等 (時価ベース)	平均運用額 (時価ベース)	利回り %	資産運用損益等 (時価ベース)	平均運用額 (時価ベース)	利回り %
預 貯 金	105	54,324	0.19	235	42,826	0.55	114	29,030	0.39
コ ー ル ロ ー ン				1	397	0.25	55	11,846	0.47
買 入 金 銭 債 権	33	7,271	0.46	41	7,943	0.53	8	556	1.55
有 価 証 券	49,294	278,873	17.68	2,692	327,234	0.82	44,511	345,607	12.88
(公 社 債)	(1,472)	(76,822)	(1.92)	(2,182)	(96,070)	(2.27)	(1,752)	(118,273)	(1.48)
(株 式)	(42,132)	(94,017)	(44.81)	(3,731)	(133,070)	(2.80)	(32,945)	(123,562)	(26.66)
(外 国 証 券)	(2,980)	(83,064)	(3.59)	(3,255)	(74,977)	(4.34)	(10,037)	(80,585)	(12.46)
(その他の証券)	(2,708)	(24,968)	(10.85)	(986)	(23,115)	(4.27)	(3,281)	(23,186)	(14.15)
貸 付 金	952	56,404	1.69	1,159	60,535	1.92	1,033	48,758	2.12
土 地 ・ 建 物	335	36,703	0.91	340	36,036	0.94	330	35,182	0.94
金 融 派 生 商 品	287			93			862		
そ の 他	74			112			41		
合 計	51,083	433,487	11.78	4,489	474,973	0.95	42,292	470,981	8.98

(注) 時価総合利回り...時価ベースでの運用効率を示す指標。分子は実現損益に加えて時価評価差額の増減を反映させ、分母は時価をベースとした利回り。

・資産運用損益等(時価ベース) = (資産運用収益 + 積立保険料等運用益 - 資産運用費用 ± 特別損益のうち資産運用関連損益) + (当期末評価差額(*) - 前期末評価差額(*) + 繰延ヘッジ損益増減)

・平均運用額(時価ベース) = 取得原価または償却原価による平均残高 + その他有価証券に係る前期末評価差額(*) + 売買目的有価証券に係る前期末評価損益

(*) 税効果控除前の金額によっています。

(5) 海外投融資残高の内訳と利回りの推移

(単位:百万円)

区 分	年 度	平成17年度末		平成18年度末		平成19年度末	
			構成比 %		構成比 %		構成比 %
外 貨 建	外 国 公 社 債	19,834	25.5	19,691	25.5	18,724	23.4
	外 国 株 式					503	0.6
	そ の 他	3,372	4.3	5,098	6.6	4,530	5.7
	計	23,207	29.8	24,789	32.1	23,757	29.7
円 貨 建	非 居 住 者 貸 付	500	0.6	500	0.7	500	0.6
	外 国 公 社 債	19,359	24.9	22,219	28.7	30,356	37.9
	そ の 他	34,781	44.7	29,807	38.6	25,449	31.8
	計	54,640	70.2	52,527	67.9	56,305	70.3
合 計		77,848	100.0	77,317	100.0	80,063	100.0
インカム利回り		3.67%		3.61%		1.99%	
実 現 利 回 り		4.20%		3.46%		1.00%	
時価総合利回り		3.60%		4.27%		11.58%	

(注) 1 外貨建および円貨建の「その他」には外国投資信託を含みます。

2 「インカム利回り」は、海外投融資に係る利息及び配当金収入を当該資産の平均運用額(取得原価ベース)で除した比率です。

3 「実現利回り」は、海外投融資に係る資産についてP.69(3)と同様の方法により算出したものです。

4 「時価総合利回り」は、海外投融資に係る資産について上記(4)と同様の方法により算出したものです。

(6) 公共関係投融资の推移(新規引受ベース)

(単位:百万円)

区 分		平成17年度		平成18年度		平成19年度	
			構成比		構成比		構成比
公 社 債	国 債	333	24.6				
	地 方 債						
	公 社・公 団 債	15	1.1	11	69.1	9	64.3
	小 計	349	25.7	11	69.1	9	64.3
貸 付	公 共 団 体						
	公 社・公 団	1,009	74.3	5	30.9	5	35.7
	小 計	1,009	74.3	5	30.9	5	35.7
合 計		1,358	100.0	16	100.0	14	100.0

(7) 各種ローン金利

(単位:%)

貸 出 の 種 類		利 率												
平 成 18 年 度	一般貸付標準金利 (長期プライムレート)	平成18年 4月1日	平成18年 4月11日	平成18年 5月10日	平成18年 6月9日	平成18年 7月11日	平成18年 8月10日	平成18年 9月8日	平成18年 10月11日	平成18年 11月10日	平成18年 12月8日	平成19年 1月10日	平成19年 2月9日	平成19年 3月9日
		2.10	2.45	2.50	2.45	2.65	2.50	2.30	2.35	2.30	2.35	2.40	2.30	2.20
平 成 18 年 度	消 費 者 ロ ー ン	平成18年 4月1日			平成18年 6月5日						平成18年 12月5日			
		5.31			5.86						6.06			
平 成 19 年 度	一般貸付標準金利 (長期プライムレート)	平成19年 4月1日	平成19年 4月10日		平成19年 6月8日	平成19年 7月11日		平成19年 9月11日	平成19年 10月10日	平成19年 11月9日	平成19年 12月11日	平成20年 1月10日	平成20年 2月8日	平成20年 3月11日
		2.20	2.25		2.45	2.55		2.25	2.45	2.20	2.30	2.10	2.15	2.10
平 成 19 年 度	消 費 者 ロ ー ン	平成19年 4月1日			平成19年 6月5日						平成19年 12月5日			
		6.06			5.96						6.01			

(8) 公共債窓販状況

該当ありません。

4 特別勘定に関する指標

(1) 特別勘定資産残高

該当ありません。

(2) 特別勘定資産

該当ありません。

(3) 特別勘定の運用収支

該当ありません。

主要な業務の状況

5 ソルベンシー・マージン比率

(単位:百万円)

区 分	年 度	平成18年度 (平成19年3月31日現在)	平成19年度 (平成20年3月31日現在)	比較増減
(A)ソルベンシー・マージン総額		222,374	178,365	44,009
資本金等		70,834	70,195	639
価格変動準備金		3,686	4,108	421
危険準備金				
異常危険準備金		66,079	65,912	166
一般貸倒引当金		182	256	74
その他有価証券評価差額×90% (評価損の場合は100%)×(税効果控除前)		65,255	19,499	45,756
土地含み損益×85%(評価損の場合は100%)		92	2,200	2,293
払戻積立金超過額				
負債性資本調達手段等				
控除項目				
その他		16,428	16,191	237
(B)リスクの合計額 $\sqrt{(R_1 + R_2)^2 + (R_3 + R_4)^2} + R_5 + R_6$		43,921	39,663	4,257
一般保険リスク(R ₁)		8,177	8,034	143
第三分野保険の保険リスク(R ₂)				
予定利率リスク(R ₃)		175	467	291
資産運用リスク(R ₄)		18,222	14,259	3,963
経営管理リスク(R ₅)		987	895	92
巨大災害リスク(R ₆)		22,799	21,992	806
(C)ソルベンシー・マージン比率 $[(A)/\{(B) \times 1/2\}] \times 100$		1,012.6%	899.3%	113.3%

(注)1. 上記の金額および数値は、保険業法施行規則第86条および第87条ならびに平成8年大蔵省告示第50号の規定に基づいて算出しています。なお、「資本金等」は、純資産の部の合計額から社外流出予定額、評価・換算差額等および繰延資産を控除した額です。前期は「純資産の部合計(社外流出予定額、繰延資産及び評価・換算差額等を除く)」と表記していたものです。

2. 当期から保険業法施行規則等の改正によりソルベンシー・マージン比率の算出方法が変更されています。このため、前期と当期の数値はそれぞれ異なる基準によって算出されています。

ソルベンシー・マージン比率

損害保険会社は、保険事故発生の際の保険金支払や積立保険の満期返れい金支払等に備えて準備金を積み立てていますが、巨大災害の発生や、損害保険会社が保有する資産の大幅な価格下落等、「通常の予測を超える危険」が発生した場合でも、十分な支払能力を保持しておく必要があります。

こうした「通常の予測を超える危険」を示す「リスクの合計額」(左表の(B))に対する「損害保険会社が保有している資本金・準備金等の支払余力」(すなわちソルベンシー・マージン総額:左表の(A))の割合を示す指標として、保険業法等に基づき計算されたのが、「ソルベンシー・マージン比率」(左表の(C))です。

「通常の予測を超える危険」とは、次に示す各種の危険の総額をいいます。

保険引受上の危険：保険事故の発生率等が通常の予測を超えることにより発生し得る危険(巨大災害に係る危険を(一般保険リスク) 除く)
(三分野保険の保険リスク)

予定利率上の危険：実際の運用利回りが保険料算出時に予定した利回りを下回ることにより発生し得る危険
(予定利率リスク)

資産運用上の危険：保有する有価証券等の資産の価格が通常の予測を超えて変動することにより発生し得る危険等
(資産運用リスク)

経営管理上の危険：業務の運営上、通常の予測を超えて発生し得る危険で上記 ~ および 以外のもの
(経営管理リスク)

巨大災害に係る危険：通常の予測を超える巨大災害(関東大震災や伊勢湾台風相当)により発生し得る危険
(巨大災害リスク)

「損害保険会社が保有している資本金・準備金等の支払余力」(ソルベンシー・マージン総額)とは、損害保険会社の純資産(社外流出予定額等を除く)、諸準備金(価格変動準備金・異常危険準備金等)、土地の含み損益の一部等の総額です。

ソルベンシー・マージン比率は、行政当局が保険会社を監督する際に活用する客観的な判断指標のひとつですが、その数値が200%以上であれば「保険金等の支払能力の充実の状況が適当である」とされています。

経理の状況

当社は、保険業法第111条第1項の規定により公衆の縦覧に供する書類のうち、貸借対照表、損益計算書および株主資本等変動計算書等について、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、あらた監査法人による監査を受け、監査報告書を受領しています。

1 計算書類

(1) 貸借対照表

(単位:百万円)

年 度 科 目	平成18年度 (平成19年3月31日現在)		平成19年度 (平成20年3月31日現在)		比較増減
	金 額	構成比 %	金 額	構成比 %	
(資産の部)					
現金及び預貯金	38,364	7.43	30,817	6.40	7,547
現預金	140		97		
預貯金	38,224		30,719		
コール口	7,000	1.36	3,500	0.73	3,500
買入金銭債権	608	0.12	514	0.11	93
有価証券	331,661	64.22	305,170	63.34	26,490
国債	35,047		46,322		
地方債	754		671		
社債	72,557		78,898		
株外	123,987		84,128		
外国証券	76,123		78,940		
その他の証券	23,191		16,208		
貸付金	53,503	10.36	41,618	8.64	11,884
保険約款貸付	764		759		
一般貸付	52,738		40,858		
有形固定資産	36,927	7.15	36,050	7.48	876
土地建物	20,494		20,391		
その他の有形固定資産	14,761		14,044		
その他の有形固定資産	1,671		1,615		
無形固定資産	112	0.02	104	0.02	8
その他の資産	38,706	7.50	37,664	7.82	1,041
未収保険料	24		16		
代理店貸	8,667		7,505		
共同保険貸	401		408		
再保険貸	5,979		5,804		
外国再保険貸	1,956		1,451		
未収金	2,044		2,099		
未収収益	738		726		
預託金	1,206		1,202		
地震保険預託金	9,541		10,062		
仮払金	4,267		4,026		
金融派生商品	59		1		
その他の資産	3,820		4,360		
繰延税金資産	10,497	2.03	28,227	5.86	17,730
貸倒引当金	967	0.19	1,861	0.39	893
資産の部合計	516,415	100.00	481,808	100.00	34,606

(単位:百万円)

科 目	平成18年度 (平成19年3月31日現在)		平成19年度 (平成20年3月31日現在)		比較増減
	金 額	構 成 比	金 額	構 成 比	
(負債の部)		%		%	
保険契約準備金	377,134	73.03	375,346	77.90	1,787
支払準備金	44,567		46,275		
責任準備金	332,566		329,070		
その他の負債	14,254	2.76	13,038	2.71	1,215
共同保険借	576		527		
再保険借	5,918		4,321		
外国再保険借	650		526		
未払法人税等	1,310		573		
預り金	555		612		
前受収益	35		24		
未払金	1,743		1,522		
仮受金	3,415		4,684		
金融派生商品	46		243		
その他の負債	2		2		
退職給付引当金	2,309	0.45	1,730	0.36	578
役員退職慰労引当金			327	0.07	
賞与引当金	752	0.15	706	0.15	45
特別法上の準備金	3,686	0.71	4,108	0.85	421
価格変動準備金	3,686		4,108		
負債の部合計	398,136	77.10	395,259	82.04	2,877
(純資産の部)					
資本金	20,389	3.95	20,389	4.23	
資本剰余金	15,518	3.01	15,518	3.22	
資本準備金	12,620		12,620		
その他資本剰余金	2,898		2,898		
利益剰余金	36,608	7.09	36,888	7.66	280
利益準備金	5,635		5,971		
その他利益剰余金	30,973		30,916		
特別準備金	20,840		20,840		
配当引当積立金	6,300		4,300		
不動産圧縮積立金	1,742		1,729		
繰越利益剰余金	2,090		4,047		
株主資本合計	72,516	14.04	72,796	15.11	280
その他有価証券評価差額金	46,259	8.96	13,822	2.87	32,436
繰延ヘッジ損益	497	0.10	70	0.01	426
評価・換算差額等合計	45,761	8.86	13,752	2.85	32,009
純資産の部合計	118,278	22.90	86,549	17.96	31,729
負債及び純資産の部合計	516,415	100.00	481,808	100.00	34,606

現状

経営について

商品・サービスについて

業績データ

コーポレートデータ

経理の状況

平成19年度の注記事項

1. 有価証券の評価基準および評価方法は次のとおりとしています。
 - (1) 子会社株式の評価は、移動平均法に基づく原価法によっています。
 - (2) その他有価証券のうち時価のあるものの評価は、期末日の市場価格等に基づく時価法によっています。
 なお、評価差額は全部純資産直入法により処理し、また、売却原価の算定は移動平均法に基づいています。
 - (3) その他有価証券のうち時価のないものの評価は、移動平均法に基づく原価法または償却原価法によっています。
2. デリバティブ取引の評価は、時価法によっています。
3. 有形固定資産の減価償却は、定率法により行っています。
 ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物(建物付属設備を除く)については、定額法により行っています。
 (会計方針の変更)
 法人税法の改正に伴い、当期から、平成19年4月1日以後に取得した有形固定資産について、改正後の法人税法に規定する償却方法により減価償却費を計上しています。
 この結果、従来の方法によった場合に比べて、経常利益および税引前当期純利益は、それぞれ22百万円減少しています。
 (追加情報)
 当期から、平成19年3月31日以前に取得した有形固定資産のうち、償却可能限度額まで償却が終了したものについて、残存簿価を5年間で均等償却しています。
 この結果、従来の方法によった場合に比べて、経常利益および税引前当期純利益は、それぞれ18百万円減少しています。
4. 外貨建の資産および負債の本邦通貨への換算は外貨建取引等会計処理基準に基づき行っています。
5. 貸倒引当金は、債権の貸倒れによる損失に備えるため、資産の自己査定基準および償却・引当基準に基づき、次のとおり計上しています。
 破産、特別清算、手形交換所における取引停止処分等、法的・形式的に経営破綻の事実が発生している債務者に対する債権および実質的に経営破綻に陥っている債務者に対する債権については、債権額から担保の処分可能見込額および保証による回収が可能と認められる額等を控除し、その残額を計上しています。
 今後、経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に対する債権については、債権額から担保の処分可能見込額および保証による回収が可能と認められる額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認められる額を計上しています。
 上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績等から算出した貸倒実績率を債権額に乗じた額を計上しています。
 また、すべての債権は資産の自己査定基準に基づき、各資産の主管部および審査所管部が資産査定を実施し、当該部署から独立した内部監査部が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の計上を行っています。
6. 退職給付引当金は、従業員の退職給付に充てるため、当期末における退職給付債務および年金資産の見込額に基づいて、当期末に発生していると認められる額を計上しています。
 過去勤務債務については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(12年)による定額法により費用処理しています。
 数理計算上の差異については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(12年)による定額法により、翌期から費用処理しています。
7. 役員退職慰労引当金は、役員の退職慰労金に充てるため、内規に基づく当期末の要支給額を計上しています。なお、前期に計上している役員退職慰労引当金の額は、315百万円です。
 (表示方法の変更)
 保険業法施行規則の改正に伴い、前期において「退職給付引当金」に含めていた役員の退職慰労引当金は、当期から「役員退職慰労引当金」として表示しています。
8. 賞与引当金は、従業員賞与に充てるため、支給見込額を基準に計上しています。
9. 価格変動準備金は、株式等の価格変動による損失に備えるため、保険業法第115条の規定に基づき計上しています。
10. リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっています。
11. 外貨建資産に係る将来の為替相場の変動リスクを軽減する目的で実施している為替予約取引の一部については、繰延ヘッジ処理および振当処理を行っています。なお、繰延ヘッジ処理については、ヘッジ手段とヘッジ対象の重要な条件が同一であり、ヘッジに高い有効性があるため、ヘッジ有効性の評価を省略しています。
12. 消費税等の会計処理は税抜方式によっています。ただし、損害調査費、営業費及び一般管理費等の費用は税込方式によっています。
 なお、資産に係る控除対象外消費税等は仮払金に計上し、5年間で均等償却を行っています。
13. 有価証券には消費賃借契約により貸し付けているものが224百万円含まれています。
14. 貸付金のうち、破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額および貸付条件緩和債権額の合計額は1,465百万円です。この内訳は次のとおりです。
 - (1) 破綻先債権額は566百万円です。
 破綻先債権とは、元本または利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本または利息の取立てまたは弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸付金(貸倒償却を行った部分を除きます。以下「未収利息不計上貸付金」といいます。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由または同項第4号に規定する事由が生じている貸付金です。
 - (2) 延滞債権額は724百万円です。
 延滞債権とは、未収利息不計上貸付金であって、破綻先債権および債務者の経営再建または支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸付金以外の貸付金です。
 - (3) 3カ月以上延滞債権額はありません。
 3カ月以上延滞債権とは、元本または利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上遅延している貸付金で、破綻先債権および延滞債権に該当しないものです。

(4)貸付条件緩和債権額は175百万円です。

貸付条件緩和債権とは、債務者の経営再建または支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸付金で、破綻先債権、延滞債権および3カ月以上延滞債権に該当しないものです。

15.有形固定資産の減価償却累計額は21,499百万円、圧縮記帳額は5,674百万円です。

16.関係会社に対する金銭債権総額は278百万円、金銭債務総額は47百万円です。

17.繰延税金資産の総額は39,215百万円、繰延税金負債の総額は10,269百万円です。また、評価性引当額として繰延税金資産から控除した額は717百万円です。

繰延税金資産の発生の主な原因別の内訳は、責任準備金28,309百万円、退職給付引当金3,798百万円、有価証券評価損1,545百万円、支払備金1,259百万円および価格変動準備金1,487百万円です。

繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、その他有価証券に係る評価差額金7,843百万円です。

18.関係会社株式の額は、3,583百万円です。

19.担保に供している資産は、預貯金588百万円です。これは、信用状発行の目的により差入れているものです。

20.支払備金の内訳は次のとおりです。

支払備金(出再支払備金控除前、(ロ)に掲げる保険を除く)	42,000百万円
同上に係る出再支払備金	1,169百万円
差引(イ)	40,831百万円
地震保険および自動車損害賠償責任保険に係る支払備金(ロ)	5,444百万円
計(イ+ロ)	46,275百万円

21.責任準備金の内訳は次のとおりです。

普通責任準備金(出再責任準備金控除前)	119,098百万円
同上に係る出再責任準備金	2,897百万円
差引(イ)	116,200百万円
その他の責任準備金(ロ)	212,869百万円
計(イ+ロ)	329,070百万円

22.1株当たりの純資産額は411円51銭です。

算定上の基礎である当期純資産額は86,549百万円、このうち普通株主に帰属しないものはありません。また、普通株式の当期末発行済株式数は210,320千株です。

23.無形固定資産のうち主なものは電話加入権です。

24.退職給付に関する事項は次のとおりです。

(1)退職給付債務およびその内訳

イ.退職給付債務	20,172百万円
ロ.年金資産	9,841百万円
ハ.退職給付信託	13,350百万円
ニ.未積立退職給付債務(イ+ロ+ハ)	3,018百万円
ホ.未認識数理計算上の差異	337百万円
ヘ.未認識過去勤務債務	885百万円
ト.貸借対照表計上額の純額(ニ+ホ+ヘ)	2,470百万円
チ.前払年金費用	4,201百万円
リ.退職給付引当金(ト-チ)	1,730百万円

(2)退職給付債務等の計算基礎

退職給付見込額の期間配分方法	期間定額基準
割引率	2.0%
期待運用収益率	2.0%
過去勤務債務の額の処理年数	12年
数理計算上の差異の処理年数	12年

(3)退職一時金制度、適格退職年金制度および自社年金制度に基づく退職給付引当金の当期末残高(年金資産のうち、退職給付信託に係る退職給付引当金に相当する金額を含む。)の内訳は、次のとおりです。

	退職一時金	適格退職年金	自社年金	合計
	百万円	百万円	百万円	百万円
退職給付引当金(年金資産控除前)	5,306	478	5,278	10,106
退職給付信託の年金資産	3,575	2,038	6,963	12,577
退職給付引当金(純額)	1,730			1,730
前払年金費用(純額)		2,516	1,684	4,201

25.貸付金に係るコミットメント契約の融資未実行残高は次のとおりです。

貸出コミットメントの総額	4,300百万円
貸出実行残高	2,189百万円
差引額	2,110百万円

26.上記における子会社および関係会社の定義は、会社計算規則第2条に基づいています。

27.金額は記載単位未満を切り捨てて表示しています。

経理の状況

(2) 損益計算書

(単位:百万円)

科 目	年 度	平成18年度 (平成18年4月1日から 平成19年3月31日まで)	平成19年度 (平成19年4月1日から 平成20年3月31日まで)	比較増減
		金 額	金 額	
経 常 収 益		169,908	168,952	956
保 険 引 受 収 益		159,540	157,921	1,619
正 味 収 入 保 険 料		144,711	141,684	3,026
収 入 積 立 保 険 料		11,412	9,445	1,966
積 立 保 険 料 等 運 用 益		3,296	3,286	9
責 任 準 備 金 戻 入 額			3,495	3,495
為 替 差 益		112		112
そ の 他 保 険 引 受 収 益		8	8	0
資 産 運 用 収 益		10,084	10,914	829
利 息 及 び 配 当 金 収 入		8,545	7,533	1,012
有 価 証 券 売 却 益		4,500	6,445	1,944
有 価 証 券 償 還 益		0	0	0
金 融 派 生 商 品 収 益		52	193	141
為 替 差 益		188		188
そ の 他 運 用 収 益		94	28	66
積 立 保 険 料 等 運 用 益 振 替		3,296	3,286	9
そ の 他 経 常 収 益		283	117	166
経 常 費 用		169,256	166,330	2,926
保 険 引 受 費 用		138,784	130,331	8,452
正 味 支 払 保 険 金		82,212	79,694	2,517
損 害 調 査 費		7,661	7,288	372
諸 手 数 料 及 び 集 金 費		25,373	24,716	657
満 期 返 戻 金		18,864	16,615	2,248
契 約 者 配 当 金		1	4	2
支 払 備 金 繰 入 額		2,799	1,707	1,091
責 任 準 備 金 繰 入 額		1,736		1,736
為 替 差 損			176	176
そ の 他 保 険 引 受 費 用		134	127	6
資 産 運 用 費 用		1,621	6,321	4,700
有 価 証 券 売 却 損		844	1,376	531
有 価 証 券 評 価 損		524	3,731	3,206
有 価 証 券 償 還 損		183	694	510
為 替 差 損			458	458
そ の 他 運 用 費 用		67	60	7
営 業 費 及 び 一 般 管 理 費		28,014	28,513	498
そ の 他 経 常 費 用		836	1,163	326
貸 倒 引 当 金 繰 入 額		368	899	530
貸 倒 損 失		1	0	1
そ の 他 の 経 常 費 用		466	264	202
経 常 利 益		652	2,622	1,970
特 別 利 益		612	1,148	536
特 別 損 失		930	608	322
固 定 資 産 処 分 損 失		280	179	101
減 損 損 失			6	6
特 別 法 上 の 準 備 金 繰 入 額		414	421	7
価 格 変 動 準 備 金 繰 入 額		(414)	(421)	(7)
そ の 他 特 別 損 失		235		235
税 引 前 当 期 純 利 益		333	3,163	2,829
法 人 税 及 び 住 民 税		2,321	769	1,552
法 人 税 等 調 整 額		2,411	431	2,842
当 期 純 利 益		423	1,962	1,539

平成19年度の注記事項

1. 関係会社との取引による収益総額は208百万円、費用総額は4,192百万円です。

2.(1)正味収入保険料の内訳は次のとおりです。

収入保険料	166,274百万円
支払再保険料	24,589百万円
差引	141,684百万円

(2)正味支払保険料の内訳は次のとおりです。

支払保険金	97,596百万円
回収再保険金	17,902百万円
差引	79,694百万円

(3)諸手数料及び集金費の内訳は次のとおりです。

支払諸手数料及び集金費	25,826百万円
出再保険手数料	1,110百万円
差引	24,716百万円

(4)支払備金繰入額(は支払備金戻入額)の内訳は次のとおりです。

支払備金繰入額(出再支払備金控除前、(口)に掲げる保険を除く)	585百万円
同上にかかる出再支払備金繰入額	1,141百万円
差引(イ)	1,727百万円
地震保険および自動車損害賠償責任保険にかかる支払備金繰入額(口)	19百万円
計(イ+口)	1,707百万円

(5)責任準備金繰入額(は責任準備金戻入額)の内訳は次のとおりです。

普通責任準備金繰入額(出再責任準備金控除前)	262百万円
同上にかかる出再責任準備金繰入額	389百万円
差引(イ)	126百万円
その他の責任準備金繰入額(口)	3,622百万円
計(イ+口)	3,495百万円

(6)利息及び配当金収入の内訳は次のとおりです。

預貯金利息	99百万円
コールローン利息	55百万円
買入金銭債権利息	8百万円
有価証券利息・配当金	5,967百万円
貸付金利息	1,010百万円
不動産賃貸料	330百万円
その他利息・配当金	61百万円
計	7,533百万円

3. 金融派生商品収益中の評価損益は196百万円の損です。

4. 1株当たりの当期純利益は9円33銭です。

算定上の基礎である当期純利益は1,962百万円、このうち普通株主に帰属しないものはありません。また、普通株式の期中平均株式数は210,320千株です。

潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載していません。

5. 損害調査費、営業費及び一般管理費に計上した退職給付費用は634百万円であり、その内訳は次のとおりです。

勤務費用	737百万円
利息費用	445百万円
期待運用収益	214百万円
数理計算上の差異の費用処理額	187百万円
過去勤務債務の費用処理額	146百万円
計	634百万円

6. 当期における法定実効税率は36.2%、税効果会計適用後の法人税等の負担率は38.0%であり、この差異の主要な内訳は評価性引当額6.6%、受取配当等の益金不算入額 11.9%、交際費等の損金不算入額4.1%、住民税均等割等4.2%です。

7. 金額は記載単位未満を切り捨てて表示しています。

経理の状況

(3) 株主資本等変動計算書

平成18年度(平成18年4月1日から平成19年3月31日)

(単位:百万円)

	株主資本								
	資本金	資本剰余金		利益剰余金	利益剰余金				
		資本準備金	その他資本剰余金		その他利益剰余金				
					配当引当積立金	不動産圧縮特別勘定積立金	不動産圧縮積立金	特別準備金	繰越利益剰余金
前事業年度末残高	20,389	12,620	3,882	5,235	6,000	200	1,596	20,340	4,495
当事業年度変動額									
特別準備金の積立								500	500
配当引当積立金の積立					300				300
不動産圧縮積立金の積立							171		171
不動産圧縮積立金の取崩(当期分)							13		13
不動産圧縮積立金の取崩(前期分)							11		11
不動産圧縮特別勘定積立金の取崩						200			200
剰余金の配当				400					2,083
当期純利益									423
自己株式の取得									
自己株式の処分			0						
自己株式の消却			984						
株主資本以外の項目の当事業年度変動額(純額)									
当事業年度変動額合計			984	400	300	200	145	500	2,405
当事業年度末残高	20,389	12,620	2,898	5,635	6,300		1,742	20,840	2,090

(単位:百万円)

	評価・換算差額等				純資産合計
	自己株式	株主資本合計	其他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	
前事業年度末残高	927	73,833	50,804		124,638
当事業年度変動額					
特別準備金の積立					
配当引当積立金の積立					
不動産圧縮積立金の積立					
不動産圧縮積立金の取崩(当期分)					
不動産圧縮積立金の取崩(前期分)					
不動産圧縮特別勘定積立金の取崩					
剰余金の配当		1,683			1,683
当期純利益		423			423
自己株式の取得	60	60			60
自己株式の処分	2	3			3
自己株式の消却	984				
株主資本以外の項目の当事業年度変動額(純額)			4,545	497	5,042
当事業年度変動額合計	927	1,316	4,545	497	6,359
当事業年度末残高		72,516	46,259	497	118,278

平成18年6月の定時株主総会における利益処分項目です。

平成19年度(平成19年4月1日から平成20年3月31日)

(単位:百万円)

	株主資本							
	資本金	資本剰余金		利益剰余金				
		資本準備金	その他資本剰余金	利益準備金	その他利益剰余金			
					配当引当積立金	不動産圧縮積立金	特別準備金	繰越利益剰余金
前事業年度末残高	20,389	12,620	2,898	5,635	6,300	1,742	20,840	2,090
当事業年度変動額								
配当引当積立金の取崩					2,000			2,000
不動産圧縮積立金の取崩(当期分)						13		13
剰余金の配当				336				2,019
当期純利益								1,962
株主資本以外の項目の当事業年度変動額(純額)								
当事業年度変動額合計				336	2,000	13		1,956
当事業年度末残高	20,389	12,620	2,898	5,971	4,300	1,729	20,840	4,047

(単位:百万円)

	評価・換算差額等			純資産合計
	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	
前事業年度末残高	72,516	46,259	497	118,278
当事業年度変動額				
配当引当積立金の取崩				
不動産圧縮積立金の取崩(当期分)				
剰余金の配当	1,682			1,682
当期純利益	1,962			1,962
株主資本以外の項目の当事業年度変動額(純額)		32,436	426	32,009
当事業年度変動額合計	280	32,436	426	31,729
当事業年度末残高	72,796	13,822	70	86,549

現状

経営について

商品・サービスについて

業績データ

コーポレートデータ

経理の状況

平成19年度の注記事項

1. 発行済株式の種類および総数ならびに自己株式の種類および株式数に関する事項

	平成18年度末 株式数(千株)	平成19年度増加 株式数(千株)	平成19年度減少 株式数(千株)	平成19年度末 株式数(千株)
発行済株式				
普通株式	210,320	-	-	210,320
合計	210,320	-	-	210,320

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額	配当の原資	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
平成19年5月22日 取締役会	普通株式	1,682百万円	利益剰余金	8円	平成19年3月31日	平成19年6月21日

(2) 基準日が平成19年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が平成20年度となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額	配当の原資	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
平成20年5月20日 取締役会	普通株式	2,601百万円	利益剰余金	12.37円	平成20年3月31日	平成20年6月20日

(4) キャッシュ・フロー計算書

(単位:百万円)

科 目	期 別	平成18年度 (平成18年4月1日から 平成19年3月31日まで)	平成19年度 (平成19年4月1日から 平成20年3月31日まで)	比較増減
	金 額	金 額		
.営業活動によるキャッシュ・フロー				
税引前当期純利益		333	3,163	2,829
減価償却費		1,338	1,299	38
減損損失			6	6
支払備金の増加額		2,799	1,707	1,091
責任準備金の増加額		1,736	3,495	5,232
貸倒引当金の増加額		368	899	530
退職給付引当金の増加額		199	263	63
役員退職慰労引当金の増加額			12	12
賞与引当金の増加額		67	45	112
価格変動準備金の増加額		414	421	7
利息及び配当金収入		8,545	7,533	1,012
有価証券関係損益()		2,919	1,185	1,733
為替差損益()		182	297	480
有形固定資産関係損益()		398	971	572
その他資産(除く投資活動関連、財務活動関連)の増加額		4,517	870	3,647
その他負債(除く投資活動関連、財務活動関連)の増加額		657	675	1,333
その他		104	195	91
小 計		115	5,686	5,570
利息及び配当金の受取額		8,091	7,622	468
法人税等の支払額		2,648	1,490	1,158
営業活動によるキャッシュ・フロー		5,327	446	4,881
.投資活動によるキャッシュ・フロー				
預貯金の純増加額		59	319	378
買入金銭債権の取得による支出		15,076		15,076
買入金銭債権の売却・償還による収入		19,419	93	19,325
有価証券の取得による支出		112,711	170,267	57,555
有価証券の売却・償還による収入		84,502	147,117	62,615
貸付けによる支出		31,170	29,933	1,237
貸付金の回収による収入		42,333	41,817	515
小 計		12,643	11,490	1,153
(+)	(7,315)		(11,043)	(3,727)
有形固定資産の取得による支出		660	757	97
有形固定資産の売却による収入		882	1,305	423
その他		799	918	119
投資活動によるキャッシュ・フロー		11,622	10,023	1,598
.財務活動によるキャッシュ・フロー				
自己株式の取得による支出		60		60
自己株式の売却による収入		3		3
配当金の支払額		1,681	1,690	9
財務活動によるキャッシュ・フロー		1,737	1,690	47
現金及び現金同等物に係る換算差額		83	98	181
現金及び現金同等物の増加額		7,949	11,366	3,417
現金及び現金同等物期首残高		46,709	38,759	7,949
現金及び現金同等物期末残高		38,759	27,393	11,366

現状

経営について

商品・サービスについて

業績データ

コーポレートデータ

経理の状況

平成19年度の注記事項

1. キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

キャッシュ・フロー計算書における資金(現金及び現金同等物)は、手許現金、要求払預金および取得日から満期日または償還日までの期間が3か月以内の定期預金等の短期投資からなっています。

2. 現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

(平成20年3月31日現在)

現金及び預貯金	30,817百万円
コールローン	3,500百万円
買入金銭債権	514百万円
預入期間が3か月を超える定期預金	6,924百万円
現金同等物以外の買入金銭債権	514百万円
現金及び現金同等物	27,393百万円

3. 投資活動によるキャッシュ・フローには、保険事業に係る資産運用業務から生じるキャッシュ・フローを含んでいます。

(表示方法の変更)

保険業法施行規則の改正に伴い、前期において「退職給付引当金の増加額」に含めていた役員退職慰労引当金増加額について、当期から「役員退職慰労引当金の増加額」として表示しています。

(5) 貸借対照表(主要項目)の推移

(単位:百万円)

科 目	年 度	平成17年度 (平成18年3月31日現在)	平成18年度 (平成19年3月31日現在)	平成19年度 (平成20年3月31日現在)
現金及び預貯金		52,373	38,364	30,817
コールローン			7,000	3,500
買入金銭債権		5,950	608	514
有価証券		307,669	331,661	305,170
貸付金		64,666	53,503	41,618
不動産及び動産		38,088		
有形固定資産			36,927	36,050
無形固定資産			112	104
その他資産		44,440	38,706	37,664
繰延税金資産		5,225	10,497	28,227
貸倒引当金		646	967	1,861
資産の部合計		517,768	516,415	481,808
保険契約準備金		372,597	377,134	375,346
転換社債				
その他負債		14,067	14,254	13,038
退職給付引当金		2,508	2,309	1,730
役員退職慰労引当金				327
賞与引当金		685	752	706
特別法上の準備金		3,272	3,686	4,108
負債の部合計		393,130	398,136	395,259
資本金		20,389		
資本剰余金		16,502		
利益剰余金		37,868		
(当期純利益)		(2,943)		
株式等評価差額金		50,804		
自己株式		927		
資本の部合計		124,638		
負債及び資本の部合計		517,768		
資本金			20,389	20,389
資本剰余金			15,518	15,518
利益剰余金			36,608	36,888
株主資本合計			72,516	72,796
その他有価証券評価差額金			46,259	13,822
繰延ヘッジ損益			497	70
評価・換算差額等合計			45,761	13,752
純資産の部合計			118,278	86,549
負債及び純資産の部合計			516,415	481,808

(6) 損益計算書(主要項目)の推移

(単位:百万円)

年 度 科 目	平成17年度 (平成17年4月1日から 平成18年3月31日まで)	平成18年度 (平成18年4月1日から 平成19年3月31日まで)	平成19年度 (平成19年4月1日から 平成20年3月31日まで)
経 常 収 益	172,776	169,908	168,952
保 険 引 受 収 益	162,385	159,540	157,921
正 味 収 入 保 険 料	144,620	144,711	141,684
収 入 積 立 保 険 料	13,599	11,412	9,445
積 立 保 険 料 等 運 用 益	3,208	3,296	3,286
責 任 準 備 金 戻 入 額	910		3,495
そ の 他 保 険 引 受 収 益	47	120	8
資 産 運 用 収 益	9,896	10,084	10,914
利 息 及 び 配 当 金 収 入	7,692	8,545	7,533
有 価 証 券 売 却 益	4,237	4,500	6,445
そ の 他 運 用 収 益	1,175	334	221
積 立 保 険 料 等 運 用 益 振 替	3,208	3,296	3,286
そ の 他 経 常 収 益	494	283	117
経 常 費 用	167,417	169,256	166,330
保 険 引 受 費 用	137,295	138,784	130,331
正 味 支 払 保 険 金	78,126	82,212	79,694
損 害 調 査 費	7,267	7,661	7,288
諸 手 数 料 及 び 集 金 費	25,374	25,373	24,716
満 期 返 戻 金	25,114	18,864	16,615
契 約 者 配 当 金	5	1	4
支 払 備 金 繰 入 額	1,294	2,799	1,707
責 任 準 備 金 繰 入 額		1,736	
そ の 他 保 険 引 受 費 用	111	134	304
資 産 運 用 費 用	1,187	1,621	6,321
有 価 証 券 売 却 損	1,038	844	1,376
有 価 証 券 評 価 損	84	524	3,731
そ の 他 運 用 費 用	64	251	1,214
営 業 費 及 び 一 般 管 理 費	28,611	28,014	28,513
そ の 他 経 常 費 用	322	836	1,163
経 常 利 益	5,359	652	2,622
特 別 利 益	479	612	1,148
不 動 産 動 産 処 分 益	479		
固 定 資 産 処 分 益		612	1,148
特 別 損 失	1,062	930	608
不 動 産 動 産 処 分 損	311		
固 定 資 産 処 分 損		280	179
減 損 損 失	311		6
特 別 法 上 の 準 備 金 繰 入 額	395	414	421
そ の 他 特 別 損 失	44	235	
税 引 前 当 期 純 利 益	4,776	333	3,163
法 人 税 及 び 住 民 税	2,188	2,321	769
法 人 税 等 調 整 額	355	2,411	431
当 期 純 利 益	2,943	423	1,962
前 期 繰 越 利 益	1,552		
当 期 未 処 分 利 益	4,495		

現 状

経 営 に つ い て

商 品 ・ サ ー ビ ス に つ い て

業 績 デ ー タ

コ ー ポ レ ー ト デ ー タ

経理の状況

(7) 1株当たり配当金等の推移

項目 \ 年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度
1株当たり配当金	8円00銭	8円00銭	12円37銭
1株当たり当期純利益	15円64銭	2円01銭	9円33銭
配当性向	51.2%	398.0%	132.58%
1株当たり純資産額	592円31銭	562円37銭	411円51銭
従業員一人当たり総資産	194百万円	188百万円	175百万円

(注)1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式がないので記載していません。

2. 1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりです。

項目 \ 年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度
当期純利益(百万円)	2,943	423	1,962
普通株主に帰属しない金額(百万円)			
普通株主に係る当期純利益(百万円)	2,943	423	1,962
普通株式の期中平均株式数(千株)	188,226	210,357	210,320

2 資産の明細

(1) 現金及び預貯金の内訳と推移

(単位:百万円)

年 度 区 分	平成17年度末		平成18年度末		平成19年度末	
		構成比		構成比		構成比
現 金	153	0.3%	140	0.4%	97	0.3%
預 貯 金	52,220	99.7	38,224	99.6	30,719	99.7
(郵便振替・郵便貯金)	(729)	(1.4)	(516)	(1.3)	(629)	(2.0)
(当座預金)	(744)	(1.4)	(658)	(1.7)	(430)	(1.4)
(普通預金)	(37,486)	(71.6)	(26,227)	(68.4)	(19,685)	(63.9)
(通知預金)	(4,000)	(7.6)	(3,250)	(8.5)	(3,050)	(9.9)
(定期預金)	(7,960)	(15.2)	(6,272)	(16.4)	(5,624)	(18.2)
(譲渡性預金)	(1,300)	(2.5)	(1,300)	(3.4)	(1,300)	(4.2)
合 計	52,373	100.0	38,364	100.0	30,817	100.0

(2) 商品有価証券

該当ありません。

(3) 商品有価証券平均残高及び売買高

該当ありません。

(4) 保有有価証券の内訳と推移

(単位:百万円)

年 度 区 分	平成17年度末		平成18年度末		平成19年度末	
		構成比		構成比		構成比
国 債	21,096	6.8%	35,047	10.6%	46,322	15.2%
地 方 債	1,107	0.4	754	0.2	671	0.2
社 債	50,954	16.6	72,557	21.9	78,898	25.8
株 式	132,516	43.1	123,987	37.4	84,128	27.6
外 国 証 券	76,290	24.8	76,123	23.0	78,940	25.9
そ の 他 の 証 券	25,704	8.3	23,191	7.0	16,208	5.3
合 計	307,669	100.0	331,661	100.0	305,170	100.0

経理の状況

(5) 保有有価証券利回りの内訳と推移

区 分		年 度	平成17年度	平成18年度	平成19年度
インカム利回り	公 社 債		1.54%	1.46%	1.43%
	株 式		2.37	2.63	2.83
	外 国 証 券		3.68	3.62	1.98
	そ の 他		3.10	5.94	5.32
	合 計		2.64	2.77	2.18
実現利回り	公 社 債		2.08%	1.92%	1.65%
	株 式		6.98	7.00	8.35
	外 国 証 券		4.19	3.35	0.94
	そ の 他		4.63	6.82	1.98
	合 計		4.25	3.97	2.32
時価総合利回り	公 社 債		1.92%	2.27%	1.48%
	株 式		44.81	2.80	26.66
	外 国 証 券		3.59	4.34	12.46
	そ の 他		10.58	4.27	14.15
	合 計		17.68	0.82	12.88

(注) 1. 「インカム利回り」は、利息及び配当金収入を当該資産の平均運用額(取得原価ベース)で除した比率です。

2. 「実現利回り」は、P.69(3)と同様の方法により算出したものです。

3. 「時価総合利回り」は、P.70(4)と同様の方法により算出したものです。

(6) 有価証券の残存期間別残高

(単位:百万円)

区 分		年 度	1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超 期満の定めの ないものを含む	合 計
平成 18 年度 末	国 債		6,673	1,002	5,325		12,232	9,813	35,047
	地 方 債		28	391	19	315			754
	社 債		6,658	23,629	21,763	7,647	5,600	7,256	72,557
	株 式							123,987	123,987
	外 国 証 券		7,774	11,082	19,927	5,060	8,032	24,246	76,123
	そ の 他 の 証 券		710	956	1,697	591	737	18,496	23,191
	合 計		21,845	37,062	48,734	13,615	26,602	183,800	331,661
平成 19 年度 末	国 債		18,956	3,051	3,376		13,699	7,238	46,322
	地 方 債		284	53	333				671
	社 債		15,006	20,171	18,972	9,526	9,568	5,653	78,898
	株 式							84,128	84,128
	外 国 証 券		3,393	28,145	16,424	4,387	6,033	20,555	78,940
	そ の 他 の 証 券		3,306	901	1,484	69	370	10,075	16,208
	合 計		40,948	52,323	40,591	13,983	29,671	127,651	305,170

(7) 保有株式の業種別内訳と推移

(単位:百万円)

区 分	平成17年度末			平成18年度末			平成19年度末		
	株 数 <small>千株</small>	金 額	構成比 <small>%</small>	株 数 <small>千株</small>	金 額	構成比 <small>%</small>	株 数 <small>千株</small>	金 額	構成比 <small>%</small>
金融保険業	36,964	41,023	31.0	36,440	34,273	27.6	35,275	24,162	28.7
陸 運 業	20,336	12,856	9.7	20,946	12,365	10.0	20,946	9,069	10.8
鉄 鋼	22,573	10,596	8.0	24,603	14,412	11.6	23,603	8,385	10.0
商 業	11,315	12,403	9.4	11,496	11,356	9.2	11,290	7,276	8.6
機 械	13,549	8,934	6.7	13,182	7,832	6.3	13,531	4,924	5.9
食 料 品	6,206	5,234	4.0	6,052	5,323	4.3	6,052	4,447	5.3
建 設	9,450	7,280	5.5	9,535	5,876	4.7	7,535	4,305	5.1
電 気 ・ ガ ス 業	2,521	6,418	4.8	2,521	8,145	6.6	1,721	4,119	4.9
輸 送 用 機 器	8,019	5,853	4.4	8,069	5,264	4.2	8,076	3,812	4.5
金 属 製 品	3,914	4,898	3.7	3,714	3,924	3.2	3,701	2,607	3.1
そ の 他	21,772	17,016	12.8	18,172	15,213	12.3	18,274	11,018	13.1
合 計	156,624	132,516	100.0	154,734	123,987	100.0	150,010	84,128	100.0

(注)1. 業種区分は証券取引所の業種分類に準じています。

2. 陸運業は空運業を含んでいます。また、卸売業および小売業は商業として、銀行業、保険業およびその他金融業は金融保険業として記載しています。

(8) 貸付金残存期間別残高

(単位:百万円)

区 分	期 間	1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超 <small>期間の定めのないものを含む</small>	合 計
		貸 付 金	14,036	14,948	11,870	2,820	5,847	
変 動 金 利	11,583	10,918	10,976	2,623	3,407	578	40,089	
固 定 金 利	2,452	4,029	894	196	2,439	2,635	12,648	
平成18年度末	うち国内企業向け	13,966	14,568	11,143	2,597	4,772	573	47,621
	変 動 金 利	11,583	10,918	10,454	2,597	3,392	164	39,112
	固 定 金 利	2,383	3,649	688		1,379	408	8,509
	う ち そ の 他	70	379	727	222	1,075	2,640	5,116
	変 動 金 利	0		521	26	15	413	977
	固 定 金 利	69	379	205	196	1,060	2,226	4,139
平成19年度末	貸 付 金	9,060	13,729	8,839	2,559	3,837	2,833	40,858
	変 動 金 利	8,215	10,378	7,770	955	2,725	532	30,577
	固 定 金 利	845	3,350	1,068	1,603	1,112	2,301	10,281
	うち国内企業向け	9,006	13,005	8,642	2,274	2,700	549	36,178
	変 動 金 利	8,215	9,862	7,759	945	2,700	153	29,636
	固 定 金 利	790	3,142	883	1,328		396	6,542
う ち そ の 他	54	723	196	284	1,137	2,283	4,680	
変 動 金 利		515	11	10	25	379	941	
固 定 金 利	54	207	185	274	1,112	1,904	3,739	

(注)上記の他、約款貸付が平成18年度末764百万円、平成19年度末759百万円あります。

経理の状況

(9) 貸付金担保別内訳と推移

(単位:百万円)

区 分	平成17年度末		平成18年度末		平成19年度末	
		構成比		構成比		構成比
担 保 貸 付	7,543	11.7 %	6,188	11.6 %	6,677	16.0 %
有価証券担保貸付	400	0.6	285	0.5	215	0.5
不動産・動産・財団担保貸付	7,054	10.9	5,474	10.2	5,649	13.6
指名債権担保貸付	89	0.2	429	0.8	813	2.0
保 証 貸 付	7,579	11.7	6,657	12.4	6,765	16.3
信 用 貸 付	47,645	73.7	39,801	74.4	27,349	65.7
そ の 他	1,125	1.7	91	0.2	66	0.2
一 般 貸 付 計	63,893	98.8	52,738	98.6	40,858	98.2
約 款 貸 付	772	1.2	764	1.4	759	1.8
合 計	64,666	100.0	53,503	100.0	41,618	100.0
(うち劣後特約貸付)	(6,000)	(9.3)	(5,500)	(10.3)	(5,500)	(13.2)

(10) 貸付金用途別内訳と推移

(単位:百万円)

区 分	平成17年度末		平成18年度末		平成19年度末	
		構成比		構成比		構成比
設 備 資 金	15,207	23.5 %	13,190	24.7 %	11,593	27.9 %
運 転 資 金	49,458	76.5	40,312	75.3	30,025	72.1
合 計	64,666	100.0	53,503	100.0	41,618	100.0

(11) 貸付金の業種別内訳と推移

(単位:百万円)

区 分	平成17年度末		平成18年度末		平成19年度末	
		構成比		構成比		構成比
農 林 ・ 水 産 業		%		%	142	0.3 %
鉱 業						
建 設 業	3,721	5.7	2,610	4.9	1,560	3.7
製 造 業	5,167	8.0	4,770	8.9	3,796	9.1
卸 ・ 小 売 業	5,931	9.2	3,653	6.8	1,456	3.5
金 融 ・ 保 険 業	15,827	24.5	13,097	24.5	11,273	27.1
不 動 産 業	17,635	27.3	12,414	23.2	8,472	20.4
情 報 通 信 業	500	0.8	445	0.8	200	0.5
運 輸 業			1,000	1.9	1,800	4.3
電気・ガス・水道・熱供給業	85	0.1	40	0.1	10	0.0
サ ー ビ ス 業 等	8,211	12.7	9,498	17.8	7,398	17.8
そ の 他	5,687	8.8	5,116	9.6	4,680	11.2
(うち個人住宅・消費者ローン)	(5,120)	(7.9)	(4,557)	(8.5)	(4,130)	(9.9)
小 計	62,768	97.1	52,647	98.4	40,792	98.0
公 共 団 体	110	0.2	86	0.2	61	0.1
公 社 ・ 公 団	1,014	1.5	5	0.0	5	0.0
約 款 貸 付	772	1.2	764	1.4	759	1.8
合 計	64,666	100.0	53,503	100.0	41,618	100.0

(注)業種別区分は、日本標準産業分類の大分類に準じています。

(12) 貸付金企業規模別内訳と推移

(単位:百万円)

区 分	平成17年度末		平成18年度末		平成19年度末	
		構成比		構成比		構成比
大 企 業	40,675	63.6%	32,119	60.9%	25,193	61.7%
中 堅 企 業	12,069	18.9	10,095	19.1	6,748	16.5
中 小 企 業	5,349	8.4	5,320	10.1	4,175	10.2
そ の 他	5,798	9.1	5,202	9.9	4,741	11.6
一 般 貸 付 計	63,893	100.0	52,738	100.0	40,858	100.0

(注)1. 大企業とは資本金10億円以上の企業をいいます。

2. 中堅企業とは(注)1の「大企業」および(注)3の「中小企業」以外の企業をいいます。

3. 中小企業とは資本金3億円以下の企業をいいます(ただし、卸売業は資本金1億円以下、小売業、飲食業、サービス業は資本金5千万円以下の企業をいいます)。

4. その他とは非居住者貸付、公共団体・公企業、個人ローン等です。

(13) 貸付金地域別内訳の推移

(単位:百万円)

区 分	平成17年度末		平成18年度末		平成19年度末		
		構成比		構成比		構成比	
国 内	首 都 圏	53,583	91.2%	43,902	91.1%	32,526	88.6%
	その他の地域	4,177	7.1	3,768	7.8	3,695	10.1
	国 内 計	58,261	99.1	47,671	99.0	36,221	98.6
海 外 計	500	0.9	500	1.0	500	1.4	
合 計	58,761	100.0	48,171	100.0	36,721	100.0	

(注)1. 個人ローン・約款貸付等を含みません。

2. 国内の区分は、当社取扱部店所在地による分類です。

(14) 住宅関連融資の推移

(単位:百万円)

区 分	平成17年度末		平成18年度末		平成19年度末	
		構成比		構成比		構成比
個人向ローン 住宅抵当証書引受 地方住宅供給公社貸付	381	100.0%	343	100.0%	318	100.0%
合 計	381 (0.6%)	100.0	343 (0.6%)	100.0	318 (0.8%)	100.0
総貸付残高	64,666		53,503		41,618	

(注)「合計」欄の()内は総貸付残高に対する比率です。

経理の状況

(15) リスク管理債権の推移

(単位:百万円)

区 分 \ 年 度	平成17年度	平成18年度	平成19年度
破綻先債権額			566
延滞債権額	96	409	724
3ヵ月以上延滞債権額			
貸付条件緩和債権額	176		175
合 計	272	409	1,465
貸付金残高に対する比率	0.4%	0.8%	3.5%
(参考)貸付金残高	64,666	53,503	41,618

(注)各債権の定義は次のとおりです。

(1)破綻先債権

破綻先債権とは、元本または利息の支払の遅延が相当期間継続していること、その他の事由により、元本または利息の取立てまたは弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸付金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸付金」という)のうち、法人税法施行令に規定する事由が生じている貸付金です。

(2)延滞債権

延滞債権とは、未収利息不計上貸付金であって、破綻先債権および債務者の経営再建または支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸付金以外の貸付金です。

(3)3ヵ月以上延滞債権

3ヵ月以上延滞債権とは、元本または利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸付金で、破綻先債権および延滞債権に該当しないものです。

(4)貸付条件緩和債権

貸付条件緩和債権とは、債務者の経営再建または支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸付金で、破綻先債権、延滞債権および3ヵ月以上延滞債権に該当しないものです。

(16) 元本補てん契約のある信託に係る貸出金の状況

該当ありません。

(17) 債務者区分に基づいて区分された債権の推移

(単位:百万円)

区 分 \ 年 度	平成17年度	平成18年度	平成19年度
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	96	244	809
危険債権		164	484
要管理債権	176		175
正常債権	64,549	53,418	40,479
合 計	64,822	53,827	41,948

(注)上記の表は、貸付金・貸付有価証券およびそれらに準ずる未収利息・仮払金を基礎として区分しています。

- (1)破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始または再生手続開始の申立てにより経営破綻に陥っている債務者に対する債権およびこれらに準ずる債権であり、実質破綻先に対する債権および破綻先に対する債権です。
- (2)危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態および経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収および利息の受取りができない可能性の高い債権であり、破綻懸念先に対する債権です。
- (3)要管理債権とは、要注意先に対する債権のうち3ヵ月以上延滞貸付金(元本または利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸付金)および条件緩和貸付金(債務者の経営再建または支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸付金)です。ただし前記(1)(2)に掲げる貸付金を除きます。
- (4)正常債権とは、債務者の財政状態および経営成績に特に問題がないものとして、前記(1)(2)(3)およびこれらに準ずる債権以外のものに区分される債権であり、国、地方公共団体および被管理金融機関に対する債権、正常先に対する債権および要注意先に対する債権のうち要管理債権に該当する債権以外の債権です。

(18) 資産の自己査定結果

当社が保有する貸付金・有価証券等の各資産について資産の健全性維持を目的として、合理的かつ客観的な査定基準を策定し、適正な償却および引当金の計上を行っています。なお、平成19年度末において 分類資産については、その全額について償却または引当を行っています。

平成18年度末の資産の自己査定結果は以下のとおりです。

(単位:百万円)

区 分	非分類資産 (分類)	分 類 資 産				合 計
		分類	分類	分類	計	
貸 付 金	48,385	4,743	129	244	5,117	53,503
有 価 証 券 等	330,736	924		211	1,136	331,873
有 形 固 定 資 産	36,927					36,927
そ の 他	94,699	168	353	71	594	95,293
合 計	510,749	5,837	483	527	6,848	517,597

平成19年度末の資産の自己査定結果は以下のとおりです。

(単位:百万円)

区 分	非分類資産 (分類)	分 類 資 産				合 計
		分類	分類	分類	計	
貸 付 金	38,302	2,102	459	754	3,315	41,618
有 価 証 券 等	304,708	977		786	1,763	306,471
有 形 固 定 資 産	36,049	1			1	36,050
そ の 他	99,761	150	321	80	552	100,314
合 計	478,822	3,231	780	1,620	5,633	484,455

(注)1. 有価証券等とは、有価証券、買入金銭債権です。

2. その他とは、預貯金、コールローン、保険料債権、預託金等です。

3. 資産の自己査定結果における各分類債権の意義は次のとおりです。

(1) 非分類(分類)資産

回収の危険性または価値の毀損の可能性について、問題のない資産です。

(2) 分類資産

債権確保上の諸条件が満身に満たされていないため、あるいは、信用上疑義が存する等の理由により、その回収について通常の場合を超える危険を含むと認められる債権等の資産です。

(3) 分類資産

最終の回収または価値について重大な懸念が存し、したがって損失の可能性が高いが、その損失額について合理的な推計が困難な資産です。

(4) 分類資産

回収不能または無価値と判定される資産です。

4. 各欄の金額は、自己査定による償却および評価損計上実施前の残高を表示しています。

経理の状況

(19) 貸付金に対する自己査定、債務者区分に基づく債権及びリスク管理債権の関係

(単位:百万円)

自己査定(貸付金)				自己査定の 債務者区分(貸付金)	リスク管理債権 (貸付金)	債務者区分に基づいて 区分された債権(貸付金)
分類	分類	分類	分類			
引当率 90.8% 514	引当率 2.8% 15	不動産 担保等 36	有価証券 担保等 -	破綻先 566	破綻先債権 566	破産更生債権及び これらに準ずる債権 809
引当率 99.0% 239	引当率 -	不動産 担保等 -	有価証券 担保等 2	実質破綻先 242	延滞債権	
	引当率 89.7% 443	不動産 担保等 38	有価証券 担保等 -	破綻懸念先 481	724	危険債権 481
		不動産担保等 または 無担保 175	有価証券 担保等 -	要注意先 2,027	3か月以上延滞債権 -	要管理債権 175
		不動産担保等 または 無担保 1,852	有価証券 担保等 -		うち 要管理先 175	
			有価証券・ 不動産担保等 または無担保 38,300	正常先 38,300		正常債権 40,152
合計						
分類	分類	分類	分類	合計	合計	合計
754	459	2,102	38,302	41,618	1,465	41,618

(注) 1. リスク管理債権は貸付金のみを対象としています。

2. 「債務者区分に基づいて区分された債権」には、本来は貸付金以外の債権(未収利息、仮払金、貸付有価証券、支払承諾見返)を含みますが、上図では、他の分類との関係をわかりやすくするため、貸付金以外の債権を除き、貸付金のみを表示しています。

3. 破綻先、実質破綻先、破綻懸念先向け貸付金のうち無担保部分(分類・分類)については、個別の債権を精査した上で引き当てを行っており、その引当率は上図に示すとおりです。

4. 要注意先、正常先向け貸付金については、担保等により保全された部分も含めた債権額全体に対して、過去の貸倒実績に基づく引き当てを行っており、その引当率は、要管理先4.59%、要管理先以外の要注意先4.59%、正常先0.16%となっています。

上図の計数は直接償却後の金額となっており、貸借対照表計上額と同額となっています。

(20)有形固定資産明細表

(単位:百万円)

区 分 \ 年 度	平成17年度末	平成18年度末	平成19年度末
土 地	20,670	20,494	20,391
営 業 用	19,679	19,653	19,903
賃 貸 用	990	841	487
建 物	15,572	14,761	14,044
営 業 用	14,047	13,380	12,982
賃 貸 用	1,525	1,380	1,061
土地・建物合計	36,242	35,256	34,435
営 業 用	33,726	33,034	32,885
賃 貸 用	2,516	2,222	1,549
建設仮勘定			
営 業 用			
賃 貸 用			
合 計	36,242	35,256	34,435
営 業 用	33,726	33,034	32,885
賃 貸 用	2,516	2,222	1,549
その他の有形固定資産	1,846	1,671	1,615
有形固定資産合計	38,088	36,927	36,050

(21)支払承諾の残高内訳

該当ありません。

(22)支払承諾見返の担保別内訳

該当ありません。

(23)長期性資産

(単位:百万円)

区 分 \ 年 度	平成17年度末	平成18年度末	平成19年度末
長 期 性 資 産	105,585	100,101	94,739

(注)長期性資産は、積立保険の払戻積立金・契約者配当準備金の合計額を表示しています。

現
状

経
営
に
つ
い
て

商
品
・
サ
ー
ビ
ス
に
つ
い
て

業
績
デ
ー
タ

コ
ー
ポ
レ
ー
ト
デ
ー
タ

経理の状況

(24) その他資産明細表

(単位:百万円)

年 度 区 分	平成17年度末	平成18年度末	平成19年度末
未 収 保 険 料	37	24	16
代 理 店 貸	8,940	8,667	7,505
共 同 保 険 貸	390	401	408
再 保 険 貸	6,037	5,979	5,804
外 国 再 保 険 貸	1,434	1,956	1,451
未 収 金	8,894	2,044	2,099
未 収 収 益	451	738	726
預 託 金	1,395	1,206	1,202
地 震 保 険 預 託 金	8,988	9,541	10,062
仮 払 金	4,091	4,267	4,026
金 融 派 生 商 品	135	59	1
繰 延 ヘ ッ ジ 損 失	690		
そ の 他 の 資 産	2,952	3,820	4,360
合 計	44,440	38,706	37,664

3 負債・資本の明細

(1) 保険契約準備金の推移

支払備金

(単位:百万円)

年 度 種 目	平成17年度末	平成18年度末	平成19年度末
火 災	6,017	6,837	5,237
海 上	568	419	416
傷 害	2,911	3,076	4,112
自 動 車	22,894	24,908	26,560
自動車損害賠償責任	5,419	5,463	5,444
そ の 他	3,957	3,862	4,504
合 計	41,767	44,567	46,275

〔期首時点支払備金(見積り額)の当期末状況(ラン・オフ・リザルト)〕

(単位:百万円)

会 計 年 度	期 首 支 払 備 金	前期以前発生事故に係る 当期支払保険金	前期以前発生事故に係る 当期末支払備金	当期把握 見積り差額
平成18年度	35,614	24,256	16,633	5,275
平成19年度	37,267	23,909	17,628	4,271

(注)1 国内元受契約に係る出再控除前の金額です。

2.地震保険および自動車損害賠償責任保険に係る金額を除いて記載しています。

3.当期把握見積り差額 = 期首支払備金 - (前期以前発生事故に係る当期支払保険金 + 前期以前発生事故に係る当期末支払備金)

〔事故発生からの期間経過に伴う最終損害見積り額の推移表〕

自動車保険

(単位:百万円)

事故発生年度		平成18年度			平成19年度		
		金額	比率	変動	金額	比率	変動
累計 保険金 + 支払 備金	事故発生年度末	42,678			45,113		
	1年後	43,499	1.019	821			
	2年後						
	3年後						
	4年後						
最終損害見積り額		43,499			45,113		
累計保険金		38,614			30,763		
支払備金		4,885			14,351		

傷害保険

(単位:百万円)

事故発生年度		平成18年度			平成19年度		
		金額	比率	変動	金額	比率	変動
累計 保険金 + 支払 備金	事故発生年度末	3,934			5,190		
	1年後	5,038	1.281	1,104			
	2年後						
	3年後						
	4年後						
最終損害見積り額		5,038			5,190		
累計保険金		4,302			2,343		
支払備金		736			2,847		

賠償責任保険

(単位:百万円)

事故発生年度		平成18年度			平成19年度		
		金額	比率	変動	金額	比率	変動
累計 保険金 + 支払 備金	事故発生年度末	2,727			2,530		
	1年後	2,826	1.036	99			
	2年後						
	3年後						
	4年後						
最終損害見積り額		2,826			2,530		
累計保険金		2,432			1,394		
支払備金		394			1,136		

- (注)1.国内元受契約に係る出再控除前の金額です。
 2.「比率」欄には、前年度末における累計保険金と支払備金の合計額が、当該年度1年間で変動した倍率を記載しています。
 3.「変動」欄には、前年度末における累計保険金と支払備金の合計額が、当該年度1年間で変動した額を記載しています。
 4.本表は平成18年度からの開示であるため、「累計保険金 + 支払備金」の数値のうち網掛け部分については該当がありません。
 5.傷害保険は、平成19年度より統計の見積法を導入したことから、平成18年度の「最終損害見積り額」は、「累計保険金 + 支払備金」として記載しています。

経理の状況

責任準備金

(単位:百万円)

年 度		平成17年度末	平成18年度末	平成19年度末
種 目				
火 災		135,351	137,118	137,346
海 上		2,795	2,866	2,819
傷 害		84,278	82,053	79,950
自 動 車		38,275	38,009	33,985
自動車損害賠償責任		46,952	49,295	51,471
そ の 他		23,176	23,222	23,495
合 計		330,829	332,566	329,070

〔責任準備金積立水準〕

区 分		年 度	平成18年度末	平成19年度末
積 立 方 式	標準責任準備金対象契約		標準責任準備金	標準責任準備金
	標準責任準備金対象外契約		平準純保険料式又は全期チルメル式	平準純保険料式又は全期チルメル式
積 立 率			100.0%	100.0%

- (注)1 積立方式および積立率は、保険業法第3条第5項第1号に掲げる保険に係る保険契約および保険業法第3条第5項第1号に掲げる保険を主たる保険としている保険契約を除いています。
- 2 保険料積立金および積立保険に係る払戻積立金以外について積立方式という概念がないため、積立方式は保険料積立金および積立保険に係る払戻積立金について記載しています。
- 3 積立率=(実際に積み立てている普通責任準備金+払戻積立金)÷(下記(1)~(3)の合計額)
- (1)標準責任準備金対象契約に係る平成8年大蔵省告示第48号に定める方式により計算した保険料積立金および払戻積立金(保険業法施行規則第68条第2項に定める保険契約に限る)
- (2)標準責任準備金対象外契約に係る平準純保険料式により計算した平成13年7月1日以降に保険期間が開始する保険契約に係る保険料積立金、保険業法施行規則第68条第2項に定める保険契約以外の保険契約で平成13年7月1日以降に保険期間が開始する保険契約に係る払戻積立金ならびに平成13年7月1日前に保険期間が開始する保険契約に係る普通責任準備金および払戻積立金
- (3)平成13年7月1日以降に保険期間が開始する保険契約に係る未経過保険料

責任準備金の残高の内訳

(単位:百万円)

区 分		普通責任準備金	異常危険準備金	危険準備金	払戻積立金	契約者配当準備金	合 計
平成18年度末	火 災	86,042	24,594		26,341	140	137,118
	海 上	355	2,510				2,866
	傷 害	4,165	6,654		70,851	382	82,053
	自 動 車	24,244	12,822		943		38,009
	自動車損害賠償責任	49,295					49,295
	そ の 他	12,052	8,711		2,447	10	23,222
	合 計	176,155	55,292		100,583	533	332,566
平成19年度末	火 災	87,557	26,296		23,370	121	137,346
	海 上	305	2,514				2,819
	傷 害	4,113	6,886		68,641	308	79,950
	自 動 車	23,522	9,788		674		33,985
	自動車損害賠償責任	51,471					51,471
	そ の 他	12,012	9,116		2,355	11	23,495
	合 計	178,983	54,602		95,042	442	329,070

(2) 引当金明細表

(単位:百万円)

区 分	平成18年度末 残 高	平成19年度 増 加 額	平成19年度減少額		平成19年度末 残 高	摘 要	
			目的使用	その他			
貸倒引当金	一般貸倒引当金	182	256	0	182	256	洗い替え による取崩額
	個別貸倒引当金	785	1,604	5	779	1,604	回収等 による取崩額
	特定海外債権引当勘定						
計	967	1,861	5	962	1,861		
賞与引当金	752	706	752	0	706		
価格変動準備金	3,686	421	0	0	4,108		

(3) 貸付金償却の額

(単位:百万円)

区 分 \ 年 度	平成17年度	平成18年度	平成19年度
貸付金償却額	159		

(4) 資本金等明細表

純資産の変動については、「P.80、81 株主資本等変動計算書」をご参照ください。

経理の状況

4 損益の状況

(1) 売買目的有価証券運用益の内訳

該当ありません。

(2) 売買目的有価証券運用損の内訳

該当ありません。

(3) 有価証券売却益の内訳

(単位:百万円)

区 分 \ 年 度	平成17年度	平成18年度	平成19年度
国 債 等	1,026	1,017	719
株 式	2,764	3,201	5,459
外 国 証 券	446	281	266
合 計	4,237	4,500	6,445

(注)国債等には、国内公社債およびその他の証券などを含みます。

(4) 有価証券売却損の内訳

(単位:百万円)

区 分 \ 年 度	平成17年度	平成18年度	平成19年度
国 債 等	285	232	120
株 式	31	134	348
外 国 証 券	721	478	907
合 計	1,038	844	1,376

(注)国債等には、国内公社債およびその他の証券などを含みます。

(5) 有価証券評価損の内訳

(単位:百万円)

区 分 \ 年 度	平成17年度	平成18年度	平成19年度
国 債 等			699
株 式	84	524	1,974
外 国 証 券			1,056
合 計	84	524	3,731

(注)国債等には、国内公社債およびその他の証券などを含みます。

(6)有形固定資産処分益の内訳

(単位:百万円)

区 分 \ 年 度	平成17年度	平成18年度	平成19年度
土 地 ・ 建 物	479	610	1,146
その他の有形固定資産	0	1	2
合 計	479	612	1,148

(7)有形固定資産処分損の内訳

(単位:百万円)

区 分 \ 年 度	平成17年度	平成18年度	平成19年度
土 地 ・ 建 物	189	31	113
その他の有形固定資産	122	181	64
合 計	311	213	177

(8)事業費の内訳

(単位:百万円)

区 分 \ 年 度	平成17年度	平成18年度	平成19年度
人 件 費	19,666	20,180	20,572
物 件 費	14,344	13,646	13,477
税 金	1,779	1,761	1,665
抛 出 金	1	0	0
負 担 金	87	86	86
諸手数料及び集金費	25,374	25,373	24,716
合 計	61,253	61,049	60,518

(注)1.金額は、損益計算書における損害調査費、営業費及び一般管理費ならびに諸手数料及び集金費の合計額です。

2. 抛出金は、火災予防抛出金および交通事故予防抛出金です。

3. 負担金は、保険業法第265条の33の規程に基づく保険契約者保護機構負担金です。

(9)減価償却費明細表

(単位:百万円)

資産の種類	取得原価	平成19年度償却費	償却累計額	平成19年度末残高	償却累計率
建 物	31,674	795	17,630	14,044	55.7%
営 業 用	28,885	735	15,902	12,982	55.1%
賃 貸 用	2,788	60	1,727	1,061	61.9%
その他の有形固定資産	5,485	504	3,869	1,615	70.5%
合 計	37,159	1,299	21,499	15,659	

(注)1.取得原価は、減損評価損控除後としています。

2. 社宅用・厚生用の建物は、営業用を含めて表示しています。

経理の状況

(10) リース取引

平成18年度				平成19年度			
1. リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引 リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、減損損失累計額相当額及び期末残高相当額				1. リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引 リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、減損損失累計額相当額及び期末残高相当額			
	取得価額 相当額	減価償却累計額 相当額	期末残高 相当額		取得価額 相当額	減価償却累計額 相当額	期末残高 相当額
動産	68百万円	42百万円	25百万円	動産	68百万円	51百万円	11百万円
取得価額相当額は、未経過リース料期末残高が有形固定資産の期末残高等に占める割合が低いいため、支払利子込み法により算定しています。				同左			
未経過リース料期末残高相当額				未経過リース料期末残高相当額			
1年内 12百万円				1年内 7百万円			
1年超 13百万円				1年超 3百万円			
合計 25百万円				合計 11百万円			
未経過リース料期末残高相当額は、未経過リース料期末残高が有形固定資産の期末残高等に占める割合が低いいため、支払利子込み法により算定しています。				同左			
支払リース料、リース資産減損勘定の取崩額、減価償却費相当額及び減損損失				支払リース料、リース資産減損勘定の取崩額、減価償却費相当額及び減損損失			
支払リース料 12百万円				支払リース料 11百万円			
減価償却費相当額 12百万円				減価償却費相当額 11百万円			
減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっています。				減価償却費相当額の算定方法 同左			
2. オペレーティング・リース取引 未経過リース料				2. オペレーティング・リース取引 該当ありません。			
1年内 3百万円							
1年超 百万円							
合計 3百万円							
(減損損失について) リース資産に配分された減損損失はありません。				(減損損失について) 同左			

5 時価情報等

(1) 有価証券に係る時価情報

売買目的有価証券

該当ありません。

満期保有目的の債券で時価のあるもの

該当ありません。

子会社株式及び関連会社株式で時価のあるもの

該当ありません。

その他有価証券で時価のあるもの

(単位:百万円)

種 類	平成18年度末			平成19年度末			
	取得原価	貸借対照表 計上額	差 額	取得原価	貸借対照表 計上額	差 額	
貸借対照表 計上額が 取得原価を 超えるもの	公 社 債	67,356	70,516	3,160	81,802	85,101	3,298
	株 式	50,194	117,379	67,184	44,003	74,179	30,176
	外国証券	54,308	56,006	1,697	17,572	18,113	541
	そ の 他	14,648	16,369	1,720	846	978	131
	小 計	186,508	260,271	73,763	144,225	178,373	34,148
貸借対照表 計上額が 取得原価を 超えないもの	公 社 債	38,126	37,842	284	41,369	40,791	578
	株 式	2,714	2,317	397	6,833	5,760	1,073
	外国証券	16,865	16,380	484	65,373	56,856	8,516
	そ の 他	6,096	5,974	121	16,768	14,555	2,212
	小 計	63,802	62,515	1,287	130,345	117,964	12,380
合 計	250,311	322,786	72,475	274,570	296,337	21,767	

(注)「取得原価」欄には減損処理後の帳簿価額を記載しています。

前期及び当期中に売却したその他有価証券

(単位:百万円)

種 類	平成18年度			平成19年度		
	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
その他有価証券	65,304	4,500	844	76,565	6,445	1,376

時価評価されていない主な有価証券の内容及び貸借対照表計上額

平成18年度末		平成19年度末	
1. 満期保有目的の債券 該当ありません。		1. 満期保有目的の債券 該当ありません。	
2. 子会社株式及び関連会社株式 株式(非上場の国内株式) 83百万円 外国証券(非上場の外国株式) 3,500百万円		2. 子会社株式及び関連会社株式 株式(非上場の国内株式) 83百万円 外国証券(非上場の外国株式) 3,500百万円	
3. その他有価証券 株式(非上場の国内株式) 4,208百万円 外国証券 その他 236百万円 その他 847百万円		3. その他有価証券 株式(非上場の国内株式) 4,105百万円 外国証券 その他 470百万円 その他 673百万円	

現 状

経営について

商品・サービスについて

業績データ

コーポレートデータ

経理の状況

その他有価証券のうち満期のあるものの償還予定額

(単位:百万円)

種 類	平成18年度末				平成19年度末			
	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
国 債	6,673	6,327	12,232	9,813	18,956	6,428	13,699	7,238
地 方 債	28	411	315		284	386		
社 債	6,658	45,393	13,248	7,256	15,006	39,143	19,095	5,653
外 国 証 券	7,774	31,010	13,093	13,753	3,393	44,570	10,420	11,705
そ の 他	710	2,654	1,329		3,306	2,386	439	
合 計	21,845	85,796	40,218	30,824	40,948	92,915	43,655	24,597

(注)「その他」には買入金銭債権として計上しているコマーシャルペーパーを含めています。

(2) 金銭の信託に係る時価情報

運用目的の金銭の信託

該当ありません。

満期保有目的の金銭の信託

該当ありません。

運用目的、満期保有目的以外の金銭の信託

該当ありません。

(3) デリバティブ取引関係

取引の状況に関する事項

1. 取引の内容・取引に対する取組方針・取引の利用目的

当社は、公社債の投資に係る将来の金利変動によるリスクを軽減する目的で、債券オプション取引を行っているほか、外貨建有価証券の投資に係る将来の為替変動によるリスクを軽減する目的で先物為替予約・通貨オプション取引を、また株式投資に係る将来の価格変動によるリスクを軽減する目的で、株式オプション取引を行っています。

当社では、取引の方針として、主として将来の金利・為替・価格の変動によるリスクを軽減するためにデリバティブ取引を活用することとし、投機を目的とした取引およびレバレッジ効果の高いハイリスクな取引は行わないこととしています。

上記のようなヘッジを目的とするデリバティブ取引以外に、一定のリスクの範囲内で運用収益を獲得する等の目的で行う為替予約取引、通貨オプション取引、債券オプション取引、株式オプション取引があります。

2. 取引に係るリスクの内容

デリバティブ取引は、市場リスクおよび信用リスク等を内包しています。

市場リスクは、取引対象物の将来の市場価格(為替・金利・株価等)の変動とボラティリティ(予想相場変動率)等の将来の変動によって損失を被る可能性です。

信用リスクは、取引の相手方が倒産等により当初の契約どおりに取引を履行できなくなった場合に損失を被る可能性です。当社は、取引先について、資産規模・決算状況および格付等を吟味し慎重に選定しているため、信用リスクは極めて小さいものと判断しています。

なお、クレジットデリバティブ取引は取引対象物の信用リスクを有しています。

3.取引に係るリスク管理態勢

当社のデリバティブ取引に係るリスク管理は、経営上多額な損失を被ることがないように、市場リスクに晒されている資産に対し、そのリスク軽減のため適切かつ効果的にデリバティブ取引が利用されているか、また、取引限度を超えた単独の取引が存在していないか、等の点検に重点を置いて行っています。

デリバティブ取引の利用にあたっては、取引担当セクションと業務管理セクションを分離し相互牽制を行うとともに、取引量に応じた決裁権限規程および資産運用規程等を定め、当該規程に基づき取引を行っています。デリバティブ取引の総量・リスク状況・含み損益の状況およびリスク軽減効果の状況については、定期的に、当社のリスク管理を担当しているリスク管理委員会および取締役会に報告しています。

取引の時価等に関する事項

次の表における「契約額等」は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額又は計算上の想定元本であり、当該金額自体は、デリバティブ取引に係る市場リスクまたは信用リスクを表すものではありません。

デリバティブ取引の契約額等、時価及び評価損益

a.通貨関連

(単位:百万円)

区分	取引の種類	平成18年度末			平成19年度末				
		契約額等		時価	評価損益	契約額等		時価	評価損益
		うち1年超				うち1年超			
市場取引以外の取引	為替予約取引 売建								
	米ドル	5,299		9	9	3,336		107	107
	ユーロ	5,332		3	3	2,337		21	21
	英ポンド	693		0	0				
	カナダドル	304		0	0				
	買建								
	ユーロ	2,323		21	21				
	英ポンド					808		15	15
	NZドル					809		26	26
	カナダドル					1,018		44	44
豪ドル					1,388		28	28	
合計		13,953		9	9	9,699		242	242

(注)時価の算定方法

為替予約取引...先物為替相場によっています。

b.金利関連

該当ありません。

c.株式関連

該当ありません。

経理の状況

d. 債券関連

該当ありません。

e. その他

(単位:百万円)

区分	取引の種類	平成18年度末				平成19年度末			
		契約額等		時価	評価損益	契約額等		時価	評価損益
			うち1年超				うち1年超		
市場取引以外の取引	クレジットデリバティブ取引 売建	1,300		3	3				
	合計	1,300		3	3				

(注)時価の算定方法

クレジットデリバティブ取引...クレジットデリバティブ契約を締結している取引金融機関から提示された価格によっています。

6 財務諸表の適正性と財務諸表作成に係る内部監査の有効性について

当社取締役社長は、当社の平成19年4月1日から平成20年3月31日までの事業年度に係る財務諸表等は、不実の記載がないものと平成20年6月2日付で認識しています。

不実の記載がないと認識するに至った理由は、当社は、財務諸表等を適正に作成するため内部監査を含む以下の内部管理体制を整備していますが、その体制が機能していることを確認したためです。

- 1.業務分掌と所管部署ならびに権限基準が明確にされ、各部署が適正に業務を遂行する体制を整備していること。
- 2.経理部門では、財務諸表等の作成に必要な情報を把握し、その内容を財務諸表等に適正に反映していること。
- 3.経理部門では、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づき財務諸表等を作成していること。
- 4.財務諸表等の作成にあたっては、適宜会計監査人の助言を受け、適正に処理していること。
- 5.内部監査部門では、財務諸表作成に係る各部門の業務プロセスが、法令・社内規程等に従い、適切に遂行されていることを確認していること。

コーポレートデータ

沿革	108
株式の状況	109
会社の組織	111
役員の状況	112
従業員の状況	115
企業集団の状況	116
設備の状況	118

沿革

日新火災のあゆみ

年月	事項
明治	
41年(1908年)6月	帝国帆船海上保険株式会社として東京に設立
43年(1910年)8月	社名を東洋海上保険株式会社と改称
大正	
14年(1925年)10月	社名を東洋海上火災保険株式会社と改称
昭和	
17年(1942年)4月	東明火災海上保険株式会社を合併
18年(1943年)7月	豊国火災保険株式会社と福寿火災保険株式会社の両社と合併して現在の日新火災海上保険株式会社と改称
24年(1949年)5月	東京証券取引所に株式を上場
27年(1952年)10月	ロンドンのウイリス社に代理店を委嘱、マリンの再保険取引開始(ノンマリンは昭和34年4月開始)
32年(1957年)7月	日新実業株式会社(現 日新火災インシュアランスサービス株式会社)を設立
41年(1966年)6月	地震保険の発売
45年(1970年)4月	株式会社日新損害調査センター(現 日新火災損害調査株式会社)を設立
49年(1974年)1月	中国人民保険公司及再保険取引開始
50年(1975年)9月	ニューヨークのアトランティック・ミュージカル社と提携
51年(1976年)9月	代理店特別研修生制度発足
53年(1978年)7月	TALKクラブ(当社専業代理店ならびに代理店会による連合組織)発足
55年(1980年)9月	日新ビジネスサービス株式会社(現 日新火災キャリアアンドライフサービス株式会社)を設立
57年(1982年)6月	ロンドン駐在員事務所開設
58年(1983年)2月	トークビルサービス株式会社(現 日新火災総合サービス株式会社)を設立
62年(1987年)7月	本店を東京都千代田区から港区に移転
63年(1988年)10月	日新火災浦和センター(現 さいたまセンター)を開設
11月	日新情報システム開発株式会社を設立
12月	総合オンライン第1期システム(MELON)稼働
平成	
元年(1989年)4月	国債窓口販売業務を開始
2年(1990年)6月	資産運用管理システム(DREAM)稼働
7月	総合オンライン第2期システム稼働
3年(1991年)4月	日新総合サービス株式会社(現 日新火災総合サービス株式会社)を設立

年月	事項
平成	
4年(1992年)2月	東京本社・浦和本社(現 さいたま本社)の2本社体制スタート
6年(1994年)7月	東京本社を東京都港区から千代田区に移転
8年(1996年)7月	富国生命保険相互会社と業務提携
11月	第1回・第2回無担保転換社債(各100億円、合計200億円)発行
9年(1997年)8月	「はあべすと(現 ジョイエ)シリーズの発売
10月	日新火災テレフォンサービスセンター開設
10年(1998年)7月	創立90周年
12月	全社情報ネットワーク(Vネット)完成
11年(1999年)1月	総合自動車保険「VAP」の発売
10月	明治生命(現 明治安田生命)保険相互会社と業務提携
12月	東京本社を千代田区神田駿河台に移転
12年(2000年)2月	ニッシン・インシュアランス・ガーンジー・ピーシーシー・リミテッドを設立
4月	ユニバーサルリスクソリューション株式会社を設立
13年(2001年)3月	自動車保険「無事故円満」の発売
4月	米国ミネソタ州セント・ポール社と業務提携
7月	「がん保険」の発売
15年(2003年)3月	東京海上火災(現 東京海上日動火災)保険株式会社と業務提携・資本提携
4月	住宅ローン利用者向け火災保険「すまいの保険・住自在(じゆうじざい)」の発売
7月	家庭用自動車保険「HAP」の発売
16年(2004年)3月	第1回無担保転換社債満期償還
10月	賃貸入居者向け家財専用火災保険「L(エル)プランSuper」の発売
17年(2005年)3月	積立型医療保険「ジョイエ医療保険」の発売
18年(2006年)3月	第2回無担保転換社債満期償還
5月	株式会社ミレアホールディングス(現 東京海上ホールディングス株式会社)との経営統合に合意
9月	株式会社ミレアホールディングス(現 東京海上ホールディングス株式会社)の完全子会社化に伴い株式上市廃止
11月	「自動車保険インターネット約款」サービス開始
19年(2007年)6月	日新総合サービス株式会社とトークビルサービス株式会社が合併し、日新火災総合サービス株式会社と改称
20年(2008年)7月	創立100周年

は商品の発売

株式の状況

株主及び株式の状況

平成20年3月31日現在、当社が発行する株式の総数は389,957千株、発行済株式総数は210,320千株、資本金は203億円です。なお、当社は、株式交換により平成18年9月30日付で株式会社ミレアホールディングスの完全子会社となっています。

基本事項

決算期日	毎年3月31日
定時株主総会	毎年4月1日から4ヵ月以内に開催
期末配当の基準日	毎年3月31日
公告掲載方法	電子公告の方法により行います。ただし、事故その他やむを得ない事由により電子公告をすることができない場合は、東京都において発行する日本経済新聞に掲載します。 公告を掲載する当社ホームページ http://www.nisshinfire.co.jp
1単元の株式数	1,000株
株主名簿管理人	なし
上場証券取引所	非上場

第101期定時株主総会

第101期定時株主総会が、本年6月20日、東京都千代田区神田駿河台二丁目3番地東京本社において開催されました。報告事項及び決議事項は以下の通りです。

報告事項 平成19年度(平成19年4月1日から平成20年3月31日まで)事業報告及び計算書類報告の件
本件は、上記事業報告及び計算書類の内容を報告しました。

決議事項

第1号議案 取締役10名選任の件
本件は、原案どおり、宮島洋、水上誠、徳本政幸、福山雅朝、馬路修司、松原裕、松浦聡、釜中貞彦、花村吉昭、大園恵美の10氏が選任され、就任しました。
なお、大園恵美氏は、社外取締役です。

第2号議案 監査役1名選任の件
本件は、原案どおり、新たに岡本富士夫氏が選任され、就任しました。

第3号議案 退任取締役および退任監査役に対する退職慰労金贈呈ならびに役員退職慰労金制度廃止に伴う打ち切り支給の件
本件は、原案どおり、退任取締役 多田佳嗣、秋元茂夫の両氏ならびに、退任監査役 高橋諒氏に対し、当社の定める一定の基準による相当額の範囲内において退職慰労金を贈呈することとし、その具体的な金額、贈呈の時期、方法等は、退任取締役については取締役会に、退任監査役については監査役の協議に、それぞれ一任することで承認可決されました。
また、第1号議案が承認可決され重任となりました取締役 宮島洋、水上誠、徳本政幸、福山雅朝、馬路修司、松原裕、松浦聡および大園恵美の8氏ならびに任期中の監査役 萩原祥元、上野昭二および池田登の3氏に対し、本定時株主総会終結の時までの在任期間に対応する退職慰労金を、当社の定める一定の基準による相当額の範囲内において支給することとし、支給の時期は、各氏の退任時とし、その具体的な金額、方法等は、取締役については取締役会に、監査役については監査役の協議にそれぞれ一任することで承認可決されました。

第4号議案 取締役および監査役の報酬等の額の変更および報酬等の内容の決定の件
本件は、原案どおり、取締役および監査役に対してストックオプションとして割り当てる新株予約権は、これまでご承認いただいている取締役の月額報酬総額3,300万円以内、監査役の月額報酬総額600万円以内とは別枠として、各々年額総額8,800万円以内および年額総額1,400万円以内とし、各事業年度に関してミレアホールディングス 定時株主総会の日から1年以内の日に取締役に対し294個(ミレアホールディングス 普通株式29,400株)および監査役に対し47個(ミレアホールディングス 普通株式4,700株)を上限としてミレアホールディングスの新株予約権を割り当てることとする承認可決されました。

株式の状況

大株主

(平成20年3月31日現在)

氏名又は名称	所在地	所有株式数	発行済株式総数に対する 所有株式数の割合
株式会社ミレアホールディングス	東京都千代田区丸の内一丁目2番1号	210,320 ^{千株}	100 [%]
合 計		210,320	100

(注) 1,000株未満は切り捨てて表示しています。

発行済株式総数及び資本金の額の推移

年 月 日	発行済株式総数		資本金の額		摘 要
	増 減 数	残 高	増 減 額	残 高	
平成13年3月31日	1,942 ^{千株}	194,805 ^{千株}		15,634,652 ^{千円}	利益による株式の消却 (平成12年4月1日～平成13年3月31日)
平成14年3月31日	5,648	189,157		15,634,652	利益による株式の消却 (平成13年4月1日～平成14年3月31日)
平成17年3月31日	2	189,159	499	15,635,152	転換社債の株式への転換 (平成16年4月1日～平成17年3月31日)
平成18年3月31日	23,537	212,696	4,754,488	20,389,640	転換社債の株式への転換 (平成17年4月1日～平成18年3月31日)
平成19年3月31日	2,376	210,320		20,389,640	自己株式の消却 (平成18年4月1日～平成19年3月31日)
平成20年3月31日		210,320		20,389,640	

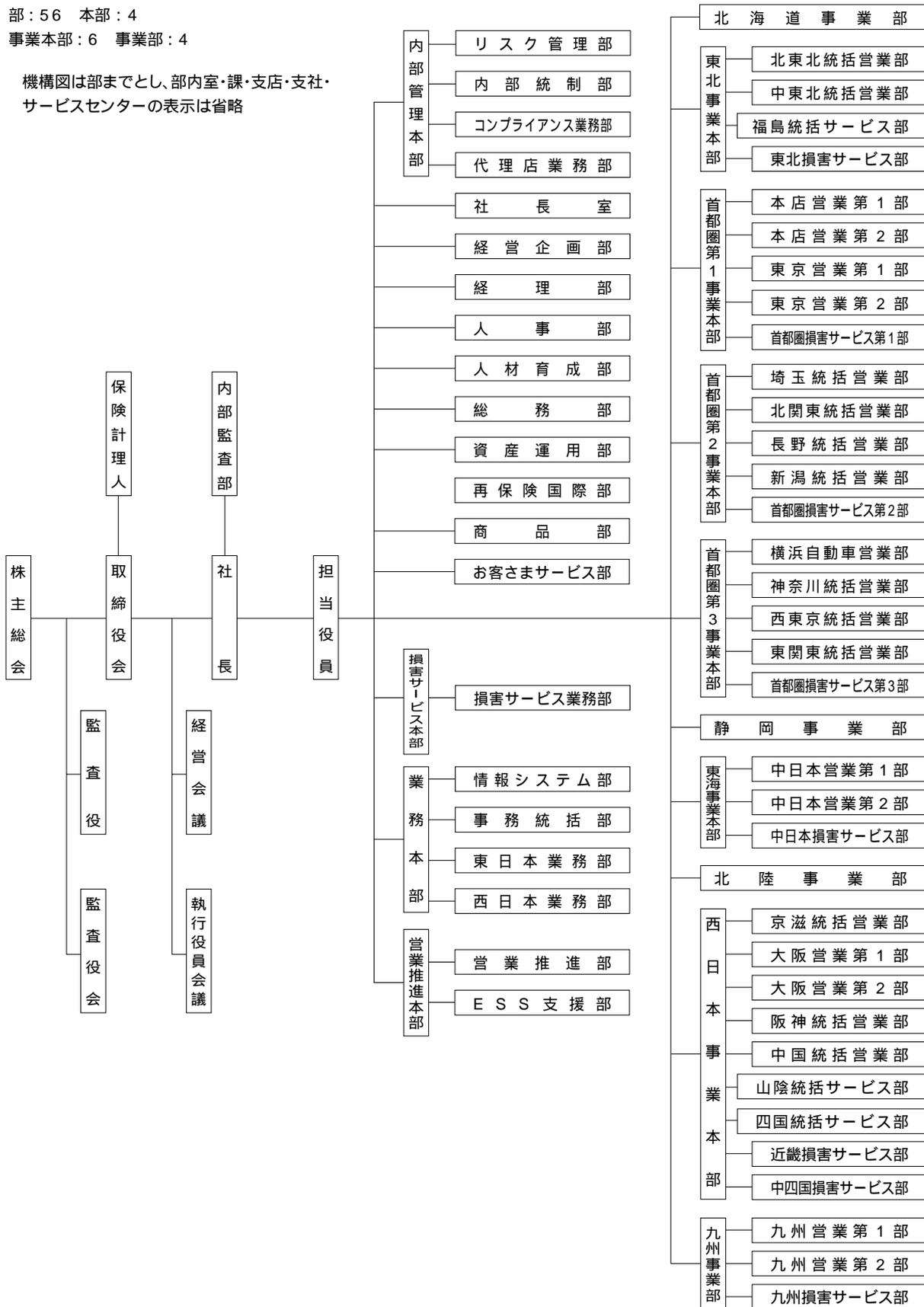
平成20年7月1日、当社の持株会社である株式会社ミレアホールディングスは東京海上ホールディングス株式会社に社名を変更しました。

会社の組織

組織図(平成20年6月20日現在)

部: 56 本部: 4
事業本部: 6 事業部: 4

機構図は部までとし、部内室・課・支店・支社・サービスセンターの表示は省略



現状

経営について

商品・サービスについて

業績データ

コーポレートデータ

役員 の 状 況

取 締 役

(平成20年6月20日現在)

役 名	氏 名 (生年月日)	略 歴	担 当
代表取締役社長	宮島 洋 (昭和25年5月4日生)	昭和49年4月 当社入社 以後 総合企画部長を経て、 平成12年6月 取締役総合企画部長 平成13年4月 取締役人事総務部長 同 年11月 取締役人事総務部長兼改革推進室長 平成14年4月 取締役人事部長兼改革推進室長 平成15年4月 常務取締役営業推進本部副本部長 同 年6月 専務取締役(代表取締役)専務執行役員 営業推進本部副本部長 平成16年4月 専務取締役(代表取締役)専務執行役員 営業推進本部長 平成17年4月 取締役社長(代表取締役)営業推進本部長 平成18年6月 株式会社ミレアホールディングス取締役(現職) 平成19年4月 取締役社長(代表取締役)(現職)	内部監査部
代表取締役	水上 誠 (昭和24年7月26日生)	昭和48年4月 当社入社 以後 人事総務部長を経て、 平成12年6月 取締役人事総務部長 平成13年4月 取締役営業企画部長 平成14年4月 取締役営業推進部長 平成15年4月 常務取締役 同 年6月 専務取締役(代表取締役)専務執行役員 業務統括本部長兼経営企画部長 平成16年6月 専務取締役(代表取締役)専務執行役員 業務統括本部長 平成18年4月 専務取締役(代表取締役)専務執行役員 同 年6月 取締役(代表取締役)専務執行役員 平成19年6月 取締役(代表取締役)副社長執行役員(現職)	社長総括補佐、 人事部、 人材育成部、 総務部
代表取締役	徳本 政幸 (昭和23年10月9日生)	昭和49年4月 当社入社 以後 経営企画部長を経て、 平成15年6月 取締役執行役員業務統括本部副本部長 平成16年6月 取締役執行役員業務統括本部副本部長兼 経営企画部長 平成17年4月 取締役常務執行役員業務統括本部副本部長兼 業務統括本部室長兼経営企画部長 同 年6月 取締役常務執行役員業務統括本部副本部長兼 業務統括本部室長 平成18年4月 取締役常務執行役員業務本部長 平成19年4月 取締役常務執行役員内部管理本部長 同 年6月 取締役(代表取締役) 専務執行役員営業推進本部長(現職) 平成20年1月 ミレア日本厚生少額短期保険株式会社取締役(現職)	お客さまサービス部、 営業推進部、 ESS支援部、 首都圏事業本部室
取締役	福山 雅朝 (昭和26年9月28日生)	昭和49年4月 当社入社 以後 損害サービス業務部長を経て、 平成17年4月 執行役員損害サービス業務部長 平成18年6月 取締役執行役員損害サービス業務部長 平成19年4月 取締役執行役員業務本部長 平成20年4月 取締役執行役員首都圏第2事業本部長兼 業務本部副本部長(現職)	埼玉統括営業部、 北関東統括営業部、 長野統括営業部、 新潟統括営業部、 首都圏損害サービス第2部、 (情報システム部)、(事務統括部)
取締役	馬路 修司 (昭和30年4月6日生)	昭和53年4月 東京海上火災保険株式会社入社 平成14年7月 同社中部・北陸本部部长 平成16年10月 東京海上日動火災保険株式会社名古屋営業第一部長 平成18年6月 当社取締役執行役員 平成20年4月 取締役常務執行役員業務本部長(現職)	商品部、情報システム部、事務統括部、 東日本業務部、西日本業務部、 代理店システムサポートセンター、 海上保険室、北海道事業部
取締役	松原 裕 (昭和29年5月11日生)	昭和52年11月 当社入社 以後 経営企画部長を経て、 平成19年4月 執行役員経営企画部長 同 年6月 取締役執行役員内部管理本部長兼 経営企画部長 平成20年4月 取締役執行役員内部管理本部長(現職)	リスク管理部、 内部統制部、 コンプライアンス業務部、 代理店業務部、 経理部
取締役	松浦 聡 (昭和29年5月30日生)	昭和53年4月 東京海上火災保険株式会社入社 平成16年10月 東京海上日動火災保険株式会社四国自動車営業部長 平成19年8月 当社取締役執行役員営業推進本部副本部長(現職)	静岡事業部、 北陸事業部、 九州事業部
取締役	釜中 貞彦 (昭和30年6月13日生)	昭和53年7月 当社入社 以後 情報システム部長を経て、 平成19年4月 執行役員損害サービス業務部長 平成20年6月 取締役執行役員損害サービス本部長兼 損害サービス業務部長(現職)	資産運用部、 損害サービス業務部
取締役	花村 吉昭 (昭和33年11月19日生)	昭和56年4月 当社入社 以後 経営企画部長を経て、 平成20年6月 取締役執行役員経営企画部長(現職)	社長室、 経営企画部、 再保険国際部
取締役	大園 恵美 (昭和40年8月8日生)	平成12年4月 一橋大学大学院国際企業戦略研究科専任講師 平成14年10月 一橋大学大学院国際企業戦略研究科 准教授(現職) 平成16年6月 当社取締役(現職) 平成18年6月 株式会社りそな銀行取締役(現職)	

(注)1 .平成18年6月28日以降、当社は会長・社長以外の役付取締役を廃止しました。
2 .取締役 大園恵美は、会社法第2条第15号に定める社外取締役です。
3 .担当欄の()は副担当です。

監査役

(平成20年6月20日現在)

役名	氏名 (生年月日)	略歴
監査役 (常勤)	萩原 祥元 (昭和25年6月4日生)	昭和48年4月 当社入社 以後 検査部長を経て、 平成17年6月 監査役(常勤)(現職)
監査役 (常勤)	岡本 富士夫 (昭和24年7月21日生)	昭和47年4月 当社入社 以後 内部監査部専門部長を経て、 平成20年6月 監査役(常勤)(現職)
監査役	上野 昭二 (昭和19年2月5日生)	昭和42年4月 東京海上火災保険株式会社入社 同社営業企画部長、人事企画部長を経て、 平成5年6月 同社取締役 平成8年6月 同社常務取締役 平成11年6月 同社専務取締役 平成13年6月 同社取締役副社長 平成14年4月 株式会社ミレアホールディングス取締役 平成16年10月 東京海上日動火災保険株式会社取締役副社長 平成17年6月 東京海上日動あんしん生命保険株式会社監査役、 東京海上日動フィナンシャル生命保険株式会社監査役(現職)、 株式会社ミレアホールディングス常勤監査役 平成18年6月 当社監査役(現職) 平成19年6月 株式会社東京海上日動キャリアサービス監査役(現職)
監査役	池田 登 (昭和18年7月11日生)	昭和42年4月 株式会社静岡銀行入行 平成9年6月 同行取締役名古屋駐在兼名古屋事務所長 平成11年4月 同行取締役西部カンパニー長補佐 同年6月 同行常務取締役 平成13年6月 静岡保険総合サービス株式会社代表取締役社長 平成19年6月 当社監査役(現職)

(注) 監査役 上野昭二および池田登は、会社法第2条第16号に定める社外監査役です。

現
状

経
営
に
つ
い
て

商
品
・
サ
ー
ビ
ス
に
つ
い
て

業
績
デ
ー
タ

コ
ー
ポ
レ
ー
ト
デ
ー
タ

役員 の 状 況

執 行 役 員

(平成20年6月20日現在)

役 名	氏 名 (生年月日)	略 歴	担 当
社 長	宮 島 洋 みやしま ひろし	「取締役」の欄をご参照ください。	
副社長執行役員	水 上 誠 みず かみ まこと	「取締役」の欄をご参照ください。	
専務執行役員 (西日本 事業本部長)	福 島 良 平 ふくしま りょうへい (昭和23年6月10日生)	昭和47年4月 当社入社 以後 東海北陸本部長を経て、 平成13年6月 取締役東海北陸本部長 同 年 9月 取締役東海北陸本部長兼中日本業務部長 平成15年6月 取締役常務執行役員業務統括本部副本部長 平成16年4月 取締役常務執行役員 平成18年4月 取締役常務執行役員西日本事業本部副本部長 平成19年4月 取締役常務執行役員西日本事業本部長 同 年 6月 専務執行役員西日本事業本部長(現職)	四国統括サービス部、 京滋統括営業部、 大阪営業第1部、 大阪営業第2部、 阪神統括営業部、 中国統括営業部、 山陰統括営業部、 近畿損害サービス部、 中四国損害サービス部
専務執行役員	徳 本 政 幸 とくもと まさゆき	「取締役」の欄をご参照ください。	
常務執行役員 (東北 事業本部長)	有 賀 克 明 ありが かつあき (昭和24年10月15日生)	昭和47年4月 当社入社 以後 静岡統括営業部長を経て、 平成15年6月 執行役員静岡統括営業部長 平成17年4月 執行役員神奈川統括営業部長 平成19年4月 常務執行役員首都圏第1事業本部長 平成20年4月 常務執行役員東北事業本部長(現職)	北東北統括営業部、 中東北統括営業部、 福島統括サービス部、 東北損害サービス部
常務執行役員 (首都圏第1 事業本部長)	竹 野 泰 生 たけの やすお (昭和26年4月3日生)	昭和50年4月 当社入社 以後 本店営業第1部長を経て、 平成18年4月 執行役員東海事業本部長 平成20年4月 常務執行役員首都圏第1事業本部長(現職)	本店営業第1部、本店営業第2部、 東京営業第1部、東京営業第2部、 首都圏損害サービス第1部
常務執行役員	馬 路 修 司 まじしゅうじ	「取締役」の欄をご参照ください。	
執行役員	福 山 雅 朝 ふくやま まさと	「取締役」の欄をご参照ください。	
執行役員 (東海 事業本部長)	稲 垣 信 夫 いながき のぶお (昭和28年7月22日生)	昭和51年4月 当社入社 以後 静岡事業部長を経て、 平成19年4月 執行役員静岡事業部長 平成20年4月 執行役員東海事業本部長(現職)	中日本営業第1部、 中日本営業第2部、 中日本損害サービス部
執行役員	松 原 裕 まつばら ゆう	「取締役」の欄をご参照ください。	
執行役員 (首都圏第3 事業本部長)	坂 井 輝 雄 さかい てるお (昭和31年2月15日生)	昭和53年4月 当社入社 以後 人事部長を経て、 平成19年4月 執行役員人事部長 平成20年4月 執行役員首都圏第3事業本部長(現職)	横浜自動車営業部、西東京統括営業部、 東関東統括営業部、神奈川統括営業部、 首都圏損害サービス第3部
執行役員	釜 中 貞 彦 かまなか ひとし	「取締役」の欄をご参照ください。	
執行役員	松 浦 聡 まつうら さとし	「取締役」の欄をご参照ください。	
執行役員 (代理店 業務部長)	松 井 素 行 まつい もとゆき (昭和30年7月20日生)	昭和53年4月 当社入社 以後 代理店業務部長を経て、 平成20年4月 執行役員代理店業務部長(現職)	
執行役員	花 村 吉 昭 はなむら よしあき	「取締役」の欄をご参照ください。	
執行役員 (営業推進部長)	村 島 雅 人 むらしま まさと (昭和35年3月21日生)	昭和57年4月 当社入社 以後 営業推進部長を経て、 平成20年6月 執行役員営業推進部長(現職)	

従業員の状況

従業員数等

(平成20年3月31日現在)

区 分	総 合 職	一 般 職	嘱託職員・他
従 業 員 数	1,028名	910名	807名
	2,745名		
平 均 年 齢	40.5歳		
平 均 勤 務 年 数	10.2年		
平 均 年 間 給 与	5,676,006円		

(注)1. 従業員数については、就業人員数を記載しています。 2. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでいます。

新規採用数の推移

(各年度とも4月1日現在)

年 度	総 合 職	一 般 職	合 計
平成16年度	17名	65名	82名
平成17年度	32名	63名	95名
平成18年度	25名	67名	92名
平成19年度	38名	58名	96名
平成20年度	28名	42名	70名

(注) 職種転換者および関連会社からの移籍者は除く

社員の採用と教育

採用方針

お客さまに最も身近で信頼されるリテール損害保険会社の実現を目指す当社では、日本国内における地域に密着した営業活動を通じて人と人との和を大切に考える独自のビジネスモデルを実践することのできる人材を求め、積極的な採用活動を行っています。具体的には、「円滑な人間関係を築くことのできるコミュニケーション能力を持つ」、「決定したことに対し、責任をもって最後まで執着して完遂させる粘り強さを持つ」人物像を求めています。また、新卒者以外にも中途採用や第二新卒の採用を行い、幅広い人材の確保に努めています。

採用にあたっては、応募や入社試験の機会を等しく提供し、公平・公正な選考を行うとともに、面接を重視し、一人ひとりの適性・能力および意欲を見極めた採用を行っています。

採用選考過程において、応募者に対する基本的人権の尊重や就職の機会均等を全ての人に保障し、就職差別のない公平・明白な採用選考を行うという観点から、「公正採用基本方針」を策定し、面接者への教育を実施しています。

社員育成体制

「お客さま本位の最も身近で信頼されるリテール損害保険会社を目指す」ことを経営理念に掲げ、その到達点を「お客さま本位における業界トップランナー」と明確に定めた当社は、その実現のためにあるべき社員像を、「『ありがとう』と言っただけの人」という言葉で具体的に表しました。当社では、その社員像および社員像の具現化を目的に定めた8つの基本行動(チームワーク・挨拶・身だしなみ・コミュニケーション・行動・約束・感謝・仕事で学ぶ)を柱に、真の意味のお客さま本位を自らの業務を通じて実践できる社員の教育・研修・育成を、体系的なプログラムに基づき実施しています。

新入社員に対しては、入社後2年以内に会社戦力として十分な技量を身につけることを目標に、教育・研修を実施しています。その後については、階層別、部門別、職種別、経験年数別、年齢層別、選択制、OJT、自己啓発、あるいは全社員共通等の各種研修メニューを提供し、個々に必要な知識や能力等に応じた教育・研修を実施しています。

また当社では、業務知識の習得のみならず、時代の要請に応える意識の変革・醸成や、お客さまのニーズを敏感にとらえ的確に対応しうる幅広い知識と技能を持つ、損害保険サービス業に従事するにふさわしい社員の育成に努めています。

福利厚生制度

法律で定められている社会保険等の福利厚生制度の他、以下の諸制度を実施しています。

・財形貯蓄制度 ・住宅資金貸付制度 ・持株会制度 ・共済会 ・各種保養施設 他

企業集団の状況

主要な事業の内容及び組織の構成

当社及び当社の関係会社において営まれている主な事業の内容及び、各関係会社の当該事業における位置付けは、次のとおりです。

(1) 保険及び保険関連事業

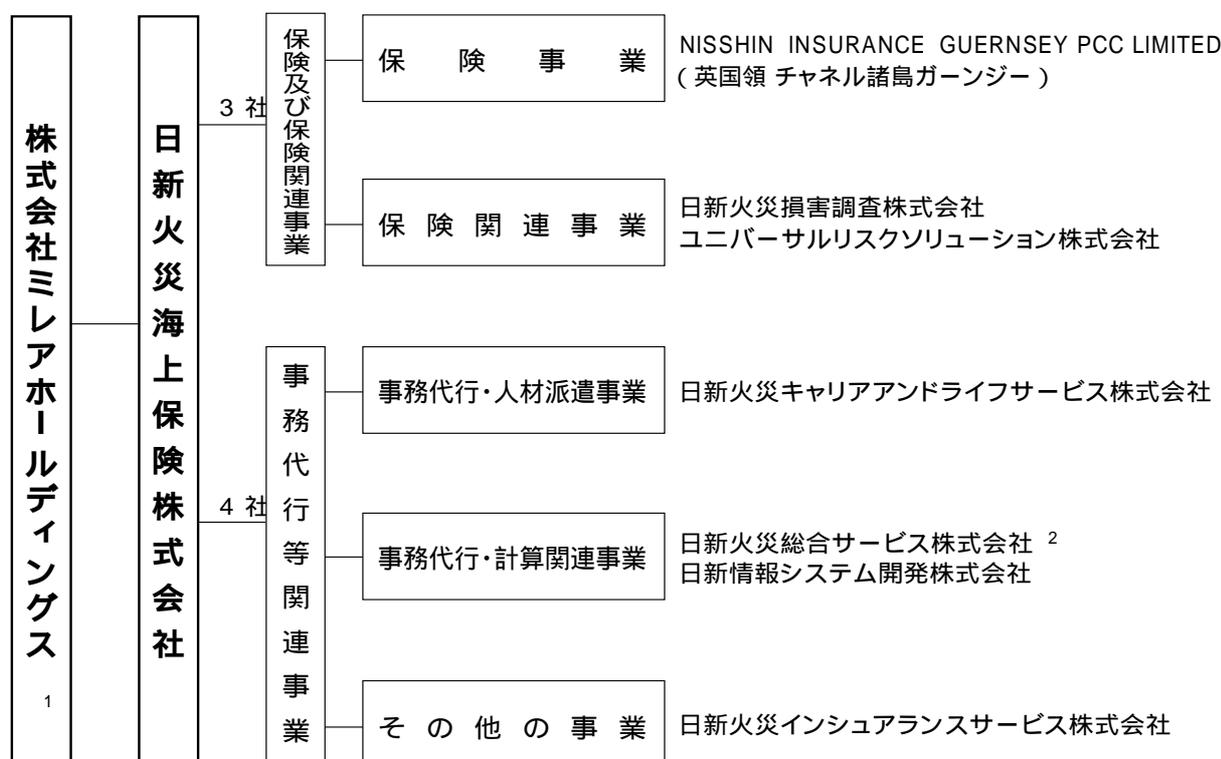
各種損害保険の元受・再保険の引受業務及び保険金の支払業務等を営む部門で、関係会社はこのうち保険金支払に係る損害調査業務及びリスクコンサルタント業務並びに海外での保険引受業務を行っています。

(2) 事務代行等関連事業

上記以外の各種業務を営む部門で、関係会社は物流関係のほか、各種事務代行業務を行っています。

[事業系統図]

(平成20年3月31日現在)



1 平成20年7月1日、当社の持株会社である株式会社ミレアホールディングスは東京海上ホールディングス株式会社に社名を変更しました。
 2 平成19年6月1日、日新総合サービス株式会社はトークビルサービス株式会社と合併し、解散しました。同日、トークビルサービス株式会社は日新火災総合サービス株式会社に社名を変更しました。

子会社等

(平成20年3月31日現在)

会社名	設立年月日	資本金	当社の議決権の 所有割合	当社子会社等の 議決権の所有割合	本社所在地	主な事業内容
日新火災インシュアランスサービス(株)	昭和 32. 7.24	百万円 20	10%	90%	東京都千代田区 神田駿河台2-5	保険代理業、個人ローン 業務、リース業務
日新火災損害調査(株)	45. 4. 1	20	100		東京都千代田区 神田駿河台2-3	自動車保険、その他 保険の損害調査業務
日新火災キャリアアンド ライフサービス(株)	55. 9.26	20	100		東京都千代田区 神田駿河台2-3	計算受託・福利厚生業務、 人材派遣業務
日新火災総合サービス(株)	58. 2. 1	10	100		東京都千代田区 神田駿河台2-3	荷造・印刷・製本・集配 業務、不動産・付随設備 保守管理業務等
日新情報システム開発(株)	63.11. 1	20	100		埼玉県さいたま市 浦和区上木崎2-7-5	プログラム作成、 ソフトウェア開発
NISSHIN INSURANCE GUERNSEY PCC LIMITED	12. 2.16	700	100		PO BOX 384, The Albany, South Esplanade, St. Peter Port, Guernsey GY14NF	損害保険業
ユニバーサルリスク ソリューション(株)	12. 4.11	10	100		東京都千代田区 神田駿河台2-3	リスクコンサルタント業務

連結財務諸表

当社では、連結の範囲に含めるべき重要な子会社がないことから、連結財務諸表を作成していません。

現
状

経
営
に
つ
い
て

商
品
・
サ
ー
ビ
ス
に
つ
い
て

業
績
デ
ー
タ

コ
ー
ポ
レ
ー
ト
デ
ー
タ

設備の状況

設備投資等の概要

当期の設備投資は、主として損害保険事業において、営業店舗の建物・設備等の維持改善を目的に実施しました。当期中の投資総額は7億6千万円でした。

主要な設備の状況

(平成20年3月31日現在)

店名	所在地	所属 出先機関	帳簿価額(百万円)			従業員数
			土地(面積 m ²)	建物	動産	
本店/東京本社 ¹	東京都千代田区	19 ^店	12,021(5,355)	5,600	276	774 ^人
さいたま本社 ²	さいたま市浦和区	8	3,091(9,015)	1,688	333	275
神奈川統括営業部	横浜市中区	6	0(234)	316	51	128
長野統括営業部	長野市	4	87(836)	92	11	47
新潟統括営業部	新潟市	3	203(1,041)	61	10	49
北海道事業部	札幌市中央区	9	5(705)	215	45	101
東北事業本部	仙台市青葉区	27	1,064(2,670)	945	134	249
静岡事業部	静岡市葵区	4	4(170)	132	29	85
東海事業本部	名古屋市中区	12	555(2,491)	863	78	209
北陸事業部	富山市	4	65(1,026)	370	11	74
西日本事業本部	大阪市北区	34	374(1,883)	379	131	542
九州事業部	福岡市博多区	15	406(1,969)	206	56	212

1 東京営業第1部、東京営業第2部、西東京統括営業部、東関東統括営業部を含む

2 埼玉統括営業部、北関東統括営業部を含む

(注)1 .上記「店名」は、本部又は独立統括営業部ごとの区分によって記載し、「所属出先機関」以下の各計数は、同一の本部または統括営業部に属する支店、支社および営業所等出先機関の合計を記載しています。海外駐在員事務所は本店の所属出先機関に含んでいます。

2 .上記は全て営業用設備です。

3 .上記の他、主要な賃貸用設備として以下のものがあります。

4 .前記の他、主要な社宅用・厚生用設備として以下のものがあります。

(単位:百万円)

設備名	帳簿価額	
	土地(面積 m ²)	建物(面積 m ²)
名古屋ビル (名古屋市中区)	1 (337)	422 (2,921)
武蔵野ビル (東京都武蔵野市)	119 (1,090)	247 (2,171)

(単位:百万円)

設備名	帳簿価額	
	土地(面積 m ²)	建物
トークハイム日進 (さいたま市北区)	804 (3,536)	609

5 .主要な設備のうち、リース契約によるものについては該当ありません。

損害保険用語の解説

か行

価格変動準備金

保険会社が保有する株式・債券などの資産の価格変動による損失に備えることを目的とした準備金です。資産の一定割合を積み立て、株式・債券などの売買等による損失が利益を超える場合にその差額を取り崩します。

過失相殺

損害賠償額を算出するにあたり、被害者にも過失があった場合、その過失の割合に応じて損害賠償額を減額することをいいます。

クーリングオフ

契約の取り消し請求権のことです。損害保険の場合には、保険業法の定めにより、保険期間が1年を超える個人契約について、契約の申込日からその日を含め8日以内であれば契約の解除ができる場合があります。

契約者配当金

積立保険(貯蓄型保険)の積立保険料部分において、保険会社が予定利率を超える運用益をあげた場合に、満期返れい金と合わせて保険会社から保険契約者に支払われる配当金をいいます。

契約の解除

保険契約者または保険会社の意思表示によって、契約が初めからなかったのと同様の状態に戻すことをいいます。ただし、多くの保険約款では、告知義務違反などによる解除の場合は、契約の当初まで遡るのではなく、将来に向かってのみ効力を生ずるように規定しています。

契約の失効

保険契約が効力を失い終了することをいいます。例えば、保険金支払の対象とならない事故によって保険の対象が滅失した場合には、保険契約は失効します。

告知義務

保険契約を締結する際に、保険契約者は保険会社に対して重要な事実を申し出なければならないという義務、また、重要な事項について不実のことを申し出てはならないという義務のことをいいます。

さ行

再調達価額

時価(額)に対する言葉で、保険の対象と同等の物を新たに建築または購入するために必要な金額をいいます。

再保険

保険会社が危険の分散を図るため、引き受けた保険契約上の保険金支払責任の一部または全部を他の保険会社に転嫁するための保険のことをいいます。

再保険料

再保険上の責任を他の保険会社に転嫁する際に、対価として支払う保険料のことをいいます。

時価(額)

再調達価額から、経過年数や使用・消耗による減価分を差し引いた金額のことをいいます。

事業費

保険会社が事業を行うための経費で、損害保険会計では「損害調査費」、「営業費及び一般管理費」、「諸手数料及び集金費」を総称したものです。

質権設定

火災保険などで、保険契約を締結した物件が災害に遭った場合の保険金請求権を、被保険者が他人(質権者)に質入れすることをいいます。

支払備金

決算日までに発生した保険事故で、保険金がまだ支払われていないものについて、保険金の支払いのために積み立てる準備金のことをいいます。

責任準備金

将来の保険金支払いなどの保険契約上の保険会社が負う債務に対して、あらかじめ積み立てておく準備金をいいます。これには、次年度以降の保険期間に対応する保険料を積み立てる「普通責任準備金」、異常災害時に備える「異常危険準備金」、積立保険の満期返れい金・契約者配当金の支払いに備える「払戻積立金」「契約者配当準備金」などがあります。

全損

保険の対象が完全に滅失した場合(火災保険であれば全焼・全壊)や、修理・回収に要する費用が再調達価額または時価(額)を超えるような場合をいいます。

損害てん補

保険事故によって生じた損害に対し、保険会社が保険金を支払うことをいいます。

損害率

収入保険料に対する支払保険金の割合のことで、保険会社の経営分析や保険料率の算定に用いられます。通常は、正味支払保険金に損害調査費を加えて正味収入保険料で除した割合を指します。

損害保険用語の解説

た行

大数の法則

サイコロを振ったときに1の目の出る確率は、振る回数を増やすほど6分の1に近づいていきます。このように、ある独立的に起こる事象について、それが大量に観察されれば、その事象の発生する確率が一定値に近づくとする法則のことです。例えば、火災などの事故を長年にわたって統計学的に調べると、その発生率を全体として予測できることとなります。保険料の算出のもととなる保険事故の発生率は、この「大数の法則」に基づいて算出されています。

超過保険 / 一部保険

保険金額(契約金額)が保険価額(保険の対象であるものの実際の価額)を超える保険のことを超過保険といいます。また、保険価額よりも保険金額が少ない保険のことを一部保険といい、この場合、保険金額の保険価額に対する割合で保険金が支払われます。

重複保険

同一の被保険利益について、保険期間の全部または一部を共通にする複数の保険契約が存在する場合、また、複数の保険契約の保険金額(契約金額)の合計額が保険価額(保険の対象であるものの実際の価額)を超えている場合をいいます。

通知義務

保険契約締結後、保険の対象を変更した、譲渡したなど、契約内容に変更が生じた場合に、保険契約者がそれを保険会社に通知しなければならない義務のことをいいます。

積立勘定

積立保険(貯蓄型保険)において、その積立資産を他の資産と区分して運用する仕組みのことです。

積立保険(貯蓄型保険)

火災保険・傷害保険などの補償機能のほかに貯蓄機能を持ちあわせた長期保険のことで、満期時には満期返れい金が支払われます。

な行

ノンフリート契約者

自らが所有・使用し、自動車保険契約を締結している自動車が9台以下の契約者のことです。これに対し、10台以上の契約者をフリート契約者といいます。

ノンフリート等級別料率

ノンフリート契約者の自動車に適用する無事故割引(割増)制度です。事故の有無により翌年の継続契約の等級が決められ、その等級に応じて保険料が割引(割増)されます。

は行

被保険者

保険事故が起こったとき、保険の補償を受ける人または保険の対象となる人をいいます。

比例てん補

保険金額(契約金額)が保険価額(保険の対象であるものの実際の価額)を下回っている一部保険の場合に、保険金額の保険価額に対する割合に応じて保険金を削減して支払うことをいいます。

分損

保険の対象の一部に損害が生じた場合のことで、全損に至らない損害をいいます。

保険価額

保険事故が発生した場合に、被保険者が被る可能性のある損害の最高見積額をいいます。保険契約によって時価(額)または再調達価額のいずれかを基準として評価します。

保険期間

保険の契約期間、すなわち保険会社が責任を負う期間をいいます。この期間内に保険事故が発生した場合にのみ、保険会社は保険金を支払います。ただし、特に約定がある場合を除き、保険期間中であっても保険料が支払われていないときには保険会社の責任は開始しないため、保険金は支払われません。

保険金

保険事故により損害が生じた場合に、保険会社が被保険者に支払う金銭のことをいいます。

保険金額

保険契約において設定する契約金額をいいます。保険事故が発生した場合に保険会社が支払う保険金の限度額のことです。その金額は、保険会社と保険契約者との契約によって定められます。

保険契約者

自己の名前で保険会社に対し保険契約の申し込みをする人のことで、契約が成立すれば保険料の支払義務を負います。ほとんどの場合、保険契約者が同時に被保険者となりますが、他人を被保険者とする保険契約もあります。

保険契約準備金

保険契約に基づく保険金支払いなどの責任を果たすために、保険会社が決算期末に積み立てる準備金で、責任準備金・支払準備金などがあります。

保険事故

保険契約において、保険会社はその事実の発生を条件として保険金の支払を約束した偶然な事実をいいます。火災、交通事故、人の死傷などがその例です。

保険証券

保険契約の成立およびその内容を証明するために、保険会社が作成して保険契約者に交付する文書のことをいいます。

保険の目的

保険を付ける対象のことで、自動車保険での自動車、火災保険での建物・家財などがこれにあたります。

保険引受利益

正味収入保険料等の保険引受収益から、保険金・損害調査費などの保険引受費用と保険引受に係る営業費及び一般管理費を控除し、その他収支を加減したもので、保険の引受によって得られる利益を示すものです。なお、その他収支は自動車損害賠償責任保険等に係る法人税相当額などです。

保険約款

保険会社が保険契約者と結ぶ保険契約の内容を定めたものです。保険約款には、同一種類の保険契約の全てに共通する契約内容を定めた普通保険約款と、個々の契約において普通保険約款の規定内容を補充・変更・排除する特別約款(特約条項)があります。

保険料

被保険者の被る危険を保険会社が負担する対価として、保険契約者が保険会社に支払う金銭をいいます。

保険料控除制度

地震保険契約または生命保険契約を締結し保険料を支払った場合に、その一定額が契約者のその年の所得から差し引かれ、所得税と住民税の負担が軽減される制度です。これには、地震保険料控除制度と生命保険料控除制度があります(損害保険料控除制度は廃止されましたが、経過措置があります)。

保険料即収の原則

保険契約を締結すると同時に保険料の全額を領収しなければならないという原則のことで、なお、保険料分割払契約など特に約定がある場合にはこの原則は適用されません。

ま行

マリン / ノンマリン

マリンは海上保険を意味し、船舶保険・貨物保険・運送保険のことをいいます。ノンマリンはマリン以外の保険のことをいい、火災保険・自動車保険・傷害保険などが該当します。

満期返れい金

積立保険(貯蓄型保険)において、保険期間の満了まで契約が有効に存続し、保険料全額の払い込みが完了している契約について、満期時に保険会社が保険契約者に支払う金銭のことをいいます。この金額は契約時に定められています。

免責

保険金が支払われない契約上の事由のことです。保険会社は、保険事故が発生した場合には保険契約に基づいて保険金支払の義務を負いますが、特定の事由が生じたときには例外としてその義務を免れることになっています。例えば、戦争その他変乱によって生じた事故、保険契約者が自ら招いた事故、地震・噴火・津波等による事故があります。保険約款に「保険金を支払わない場合」や「てん補しない損害」などとして記載されています。

免責金額

自己負担額のことをいいます。一定金額以下の損害について、保険契約者または被保険者が自己負担するものとして設定する金額のことで、免責金額を超える損害については、免責金額を控除した金額を支払う方式と、損害額の全額を支払う方式とがあります。

元受保険

再保険に対応する用語で、ある保険契約について再保険契約がなされているとき、再保険契約に対してそのある保険を元受保険といいます。また、保険会社が個々の保険契約者と契約する全ての保険を指す場合もあります。

店舗の一覧

東京本社(本店)	〒101-8329	東京都千代田区神田駿河台2-3	(03)3292-8000
さいたま本社	〒330-9311	埼玉県さいたま市浦和区上木崎2-7-5	(048)834-2211
ロンドン駐在員事務所	c/o Willis Ten Trinity Square	London EC3P 3AX, U.K.	44(0)20-7488-8121

(平成20年7月1日現在)

営業店舗の一覧

北海道事業部	〒060-0063	北海道札幌市中央区南三条西3-12-1(札幌トークビル)	(011)241-1311
札幌第1支店	〒060-0063	北海道札幌市中央区南三条西3-12-1(札幌トークビル)	(011)241-1315
小樽支社	〒047-0032	北海道小樽市稲穂2-22-1(日専連小樽ビル)	(0134)27-3311
函館支社	〒040-0001	北海道函館市五稜郭町33-1(五稜郭フコク生命ビル)	(0138)54-8591
札幌第2支店	〒060-0063	北海道札幌市中央区南三条西3-12-1(札幌トークビル)	(011)241-1316
苫小牧事務所	〒053-0022	北海道苫小牧市表町2-1-14(王子不動産第3ビル)	(0144)34-8191
室蘭事務所	〒050-0074	北海道室蘭市中島町1-23-18(YSプラザビル4F)	(0143)45-3441
旭川支店	〒070-0035	北海道旭川市五条通9-1703-4	(0166)26-4431
稚内事務所	〒097-0005	北海道稚内市大黒2-3-14(第2丹羽ビル)	(0162)22-9765
北見支社	〒090-0022	北海道北見市北二条東1(大槻ビル)	(0157)24-6471
道東サービス支店	〒085-0016	北海道釧路市錦町5-3(三ツ輪ビル5F)	(0154)23-8251
帯広支社	〒080-0010	北海道帯広市大通南10-8(帯広フコク生命ビル)	(0155)22-8711
東北事業本部	〒980-0804	宮城県仙台市青葉区大町1-4-7	(022)227-3153
北東北統括営業部	〒020-0034	岩手県盛岡市盛岡駅前通15-19(フコク生命ビル2F)	(019)623-4330
盛岡サービス支店	〒020-0034	岩手県盛岡市盛岡駅前通15-19(フコク生命ビル2F)	(019)623-4316
花巻支社	〒025-0312	岩手県花巻市二枚橋6-335-1(ユーズステーション花巻)	(0198)26-1771
岩手南支店	〒024-0032	岩手県北上市川岸3-10-2(東北永愛友商事ビル2F)	(0197)65-3821
大船渡営業所	〒022-0002	岩手県大船渡市大船渡町欠の下向1-123	(0192)25-0595
三陸事務所	〒026-0024	岩手県釜石市大町1-8-6(明治中央ビル2F)	(0193)24-3118
青森サービス支店	〒030-0861	青森県青森市長島2-10-3(青森フコク生命ビル6F)	(017)775-1461
むつ事務所	〒035-0072	青森県むつ市金谷1-4-6(アドバンスビル1F)	(0175)23-8621
弘前支社	〒036-8001	青森県弘前市代官町38(弘前代官町ビル8F)	(0172)36-1555
八戸サービス支店	〒031-0072	青森県八戸市城下4-5-9	(0178)43-1567
秋田サービス支店	〒010-0001	秋田県秋田市中通4-5-2(明治安田生命秋田第二ビル4F)	(018)837-5255
大館事務所	〒017-0814	秋田県大館市赤館町7-6	(0186)49-3568
大曲事務所	〒014-0027	秋田県大仙市大曲通町8-26(正和ビル2F)	(0187)63-0680
本荘事務所	〒015-0834	秋田県由利本荘市岩瀬下13-13(徳永ビル2F)	(0184)24-2922
中東北統括営業部	〒980-0804	宮城県仙台市青葉区大町1-4-7	(022)227-3310
仙台支店	〒980-0804	宮城県仙台市青葉区大町1-4-7	(022)263-5465
仙南支社	〒981-1232	宮城県名取市大手町1-1-22	(022)382-6811
古川支社	〒989-6115	宮城県大崎市古川駅東1-5-11(向山館2F)	(0229)24-1620
気仙沼事務所	〒988-0017	宮城県気仙沼市南町2-5-12	(0226)24-2004
仙台東支社	〒983-0012	宮城県仙台市宮城野区出花1-9-3(ヴェーポートオバタ1F)	(022)259-6280
山形支店	〒990-0023	山形県山形市松波1-8-14	(023)622-4006
天童支社	〒994-0034	山形県天童市本町2-1-26(寿商事ビル2F)	(023)654-4471
米沢事務所	〒992-0039	山形県米沢市門東町3-3-1(米沢共立ビル2F)	(0238)22-7883
酒田支社	〒998-0853	山形県酒田市みずほ2-19-1	(0234)23-5106
福島統括サービス部	〒963-8871	福島県郡山市本町2-1-12	(024)932-3151
郡山支店	〒963-8871	福島県郡山市本町2-1-12	(024)932-2266
白河支社	〒961-0975	福島県白河市立石山1-3(丸昌ビル2F)	(0248)22-6618
福島支店	〒960-8035	福島県福島市本町5-5(殖産銀行フコク生命ビル7F)	(024)526-0205
いわき支店	〒970-8026	福島県いわき市平字大町7-1(平セントラルビル7F)	(0246)22-1881
会津若松支店	〒965-0042	福島県会津若松市大町2-14-24(山本中央ビル2F)	(0242)24-5661

首都圏第1事業本部	〒101-8329	東京都千代田区神田駿河台2-3	(03)5282-5555
本店営業第1部	〒101-8329	東京都千代田区神田駿河台2-3	(03)5282-5546
本店営業第2部	〒101-8329	東京都千代田区神田駿河台2-3	(03)5282-5546
東京ダイレクトサポートセンター	〒101-8329	東京都千代田区神田駿河台2-3	(03)5282-5596
東京営業第1部	〒101-0062	東京都千代田区神田駿河台2-5(村田ビル3F)	(03)5282-5115
東京中央支店	〒101-0062	東京都千代田区神田駿河台2-5(村田ビル3F)	(03)5282-5556
江東支店	〒130-0014	東京都墨田区亀沢4-5-4(ブルームビル1F)	(03)3625-2040
東京東支店	〒121-0816	東京都足立区梅島2-3-15(岩立ビル2F)	(03)3886-0111
東京営業第2部	〒170-6051	東京都豊島区東池袋3-1-1(サンシャイン60 51F)	(03)3987-4888
池袋支店	〒170-6051	東京都豊島区東池袋3-1-1(サンシャイン60 51F)	(03)3987-4061
新宿支店	〒160-0023	東京都新宿区西新宿3-2-11(新宿三井ビルディング二号館9F)	(03)3343-3941
渋谷支店	〒150-0042	東京都渋谷区宇田川町33-7(都民興業渋谷ビル5F)	(03)3464-1221
城南支店	〒144-0052	東京都大田区蒲田5-29-6(とみん蒲田ビル6F)	(03)3733-2251
首都圏第2事業本部	〒330-9311	埼玉県さいたま市浦和区上木崎2-7-5	(048)834-1479
埼玉統括営業部	〒330-9311	埼玉県さいたま市浦和区上木崎2-7-5	(048)834-1479
埼玉新都心支店	〒330-9311	埼玉県さいたま市浦和区上木崎2-7-5	(048)834-2295
埼玉東支店	〒344-0067	埼玉県春日部市中央1-13-6(春日部フコク生命ビル3F)	(048)761-6181
埼玉北サービス支店	〒360-0042	埼玉県熊谷市本町2-48(熊谷第一生命ビル7F)	(048)523-1313
埼玉西支店	〒350-1122	埼玉県川越市脇田町18-6(川越小川ビル6F)	(049)226-3411
北関東統括営業部	〒330-9311	埼玉県さいたま市浦和区上木崎2-7-5	(048)834-1479
群馬支店	〒371-0023	群馬県前橋市本町2-4-3	(027)224-3622
太田支店	〒373-0851	群馬県太田市飯田町945	(0276)45-4691
宇都宮支店	〒320-0815	栃木県宇都宮市中河原町1-24	(028)635-1571
黒磯事務所	〒329-3153	栃木県那須塩原市大原間143-7(那須塩原サンライズマンション102号)	(0287)65-0931
小山営業所	〒323-0807	栃木県小山市城東1-6-42(第3高岩ビル3F)	(0285)24-4094
長野統括営業部	〒380-0901	長野県長野市居町47	(026)244-8016
長野サービス支店	〒380-0901	長野県長野市居町47	(026)244-0232
上田支社	〒386-0018	長野県上田市常田2-20-26(常田ビル)	(0268)27-3240
松本支店	〒390-0874	長野県松本市大手2-10-3	(0263)33-3210
諏訪支社	〒392-0011	長野県諏訪市赤羽根1-8	(0266)57-6600
飯田事務所	〒395-0044	長野県飯田市本町4-1243	(0265)52-0280
新潟統括営業部	〒950-0087	新潟県新潟市中央区東大通1-3-8(明治安田生命新潟駅前ビル2F)	(025)245-0320
新潟支店	〒950-0087	新潟県新潟市中央区東大通1-3-8(明治安田生命新潟駅前ビル2F)	(025)245-0324
長岡支店	〒940-0052	新潟県長岡市神田町2-1-6	(0258)32-2285
六日町支社	〒949-6600	新潟県南魚沼市六日町800-1(装宴ビル2F)	(025)773-3547
三条サービス支店	〒955-0065	新潟県三条市旭町2-13-23	(0256)33-1045
首都圏第3事業本部	〒101-8329	東京都千代田区神田駿河台2-3	(03)5282-5555
横浜自動車営業部	〒221-0052	神奈川県横浜市神奈川区栄町8-1(ポートサイドビル1F)	(045)461-2223
神奈川統括営業部	〒231-0007	神奈川県横浜市中区弁天通5-72	(045)633-5280
横浜支店	〒231-0007	神奈川県横浜市中区弁天通5-72	(045)633-5288
横浜中央支店	〒231-0007	神奈川県横浜市中区弁天通5-72	(045)633-5291
横須賀支社	〒238-0008	神奈川県横須賀市大滝町1-25-1(横須賀ベイビュービルディング5F)	(046)822-0974
川崎支店	〒210-0014	神奈川県川崎市川崎区貝塚1-1-3(川崎フコク生命ビル2F)	(044)244-0171
神奈川県央サービス支店	〒228-0803	神奈川県相模原市相模大野7-1-6(相模大野第一生命ビル6F)	(042)749-1912
湘南サービス支店	〒254-0034	神奈川県平塚市宝町3-1(平塚MNビル8F)	(0463)21-2176
小田原支社	〒250-0011	神奈川県小田原市栄町1-6-1(小田原第一生命ビル6F)	(0465)23-0155
西東京統括営業部	〒190-0012	東京都立川市曙町2-22-22(TBK立川ビル5F)	(042)525-2821
立川支店	〒190-0012	東京都立川市曙町2-22-22(TBK立川ビル5F)	(042)527-7771
三鷹支社	〒180-0006	東京都武蔵野市中町1-16-10(日本生命武蔵野ビル5F)	(0422)55-8177
山梨支店	〒400-0032	山梨県甲府市中央4-7-13	(055)228-1277
富士吉田支社	〒403-0004	山梨県富士吉田市下吉田50(山吉商店ビル2F)	(0555)22-5801
東関東統括営業部	〒101-8329	東京都千代田区神田駿河台2-3	(03)5282-5555
水戸支店	〒310-0805	茨城県水戸市中央1-1-7	(029)221-9125
土浦支社	〒300-0051	茨城県土浦市真鍋1-11-12(延増第1ビル4F)	(029)822-5748
下館支社	〒308-0841	茨城県筑西市二本成80-1(みすじビル3F)	(0296)25-0312
千葉支店	〒260-0021	千葉県千葉市中央区新宿2-7-10(千葉TALKビル2F)	(043)244-0521
木更津支社	〒292-0057	千葉県木更津市東中央2-4-14(木更津東中央ビル5F)	(0438)23-2262
市川支店	〒272-0023	千葉県市川市南八幡3-6-18(ミーナアサヒビル3F)	(047)376-3321
柏支店	〒277-0011	千葉県柏市東上町2-28(第1水戸屋ビル4F)	(04)7163-7443

店舗の一覧

静岡事業部	〒420-0031	静岡県静岡市葵区呉服町1-1-2(静岡呉服町スクエア9F)	(054)253-3105
静岡支店	〒420-0031	静岡県静岡市葵区呉服町1-1-2(静岡呉服町スクエア9F)	(054)254-8861
藤枝支店	〒426-0034	静岡県藤枝市駅前2-14-8(フルカワクリエイトビル2F)	(054)645-2200
沼津支店	〒410-0801	静岡県沼津市大手町4-3-45(アゴラ沼津6F)	(055)962-1311
富士サービス支店	〒417-0045	静岡県富士市錦町1-2-1(シンセアビル錦町6F)	(0545)52-1532
浜松支店	〒430-0928	静岡県浜松市中区板屋町527(静岡不動産ビル4F)	(053)455-4311
東海事業本部	〒460-0003	愛知県名古屋市中区錦2-4-11	(052)231-7676
中日本営業第1部	〒460-0003	愛知県名古屋市中区錦2-4-11	(052)231-7196
知多営業所	〒475-0922	愛知県半田市昭和町1-35(半田名鉄南館ビル2F)	(0569)22-8267
三河支店	〒444-0044	愛知県岡崎市康生通南2-5	(0564)21-1601
豊橋支店	〒440-0886	愛知県豊橋市東小田原町88	(0532)54-3188
愛知北支店	〒486-0844	愛知県春日井市鳥居松町2-268	(0568)81-8400
一宮支店	〒491-0851	愛知県一宮市大江1-11-21	(0586)72-0178
中日本営業第2部	〒460-0003	愛知県名古屋市中区錦2-4-11	(052)231-7531
岐阜支店	〒500-8069	岐阜県岐阜市今小町28	(058)264-7261
高山支社	〒506-0025	岐阜県高山市天満町4-64-8(第一ビル2F)	(0577)32-1277
多治見支店	〒507-0034	岐阜県多治見市豊岡町2-57-2	(0572)22-7268
中津川営業所	〒508-0037	岐阜県中津川市えびす町7-30(イシックス駅前通りビル3F)	(0573)65-0451
三重支店	〒510-0068	三重県四日市市三栄町2-17	(059)351-2477
津支社	〒514-0028	三重県津市東丸之内22-14(津フコク生命ビル3F)	(059)227-5185
松阪支社	〒515-0004	三重県松阪市朝日町387-5(しんゆうビル2F)	(0598)51-2030
北陸事業部	〒930-0026	富山県富山市八人町8-5	(076)433-2533
金沢支店	〒920-0981	石川県金沢市片町1-3-27(日新火災金沢ビル)	(076)263-2150
七尾支社	〒926-0052	石川県七尾市山王町ソ部41-8	(0767)53-0878
福井支店	〒910-0024	福井県福井市照手1-2-15	(0776)21-0401
富山支店	〒930-0026	富山県富山市八人町8-5	(076)433-3545
高岡支店	〒933-0871	富山県高岡市駅南1-8-34(アラヤビル4F)	(0766)22-1824
西日本事業本部	〒530-0002	大阪府大阪市北区曽根崎新地2-2-16(桜橋東洋ビル6F)	(06)6343-3610
関西ダイレクトサポートセンター	〒530-0002	大阪府大阪市北区曽根崎新地2-2-16(桜橋東洋ビル6F)	(06)6343-3323
京滋統括営業部	〒600-8004	京都府京都市下京区四条通寺町西入ル奈良物町358(日新火災京都ビル7F)	(075)211-4591
京都支店	〒600-8004	京都府京都市下京区四条通寺町西入ル奈良物町358(日新火災京都ビル7F)	(075)211-4592
福知山サービス支社	〒620-0059	京都府福知山市厚東町208(FM-Eビル2F)	(0773)22-6327
大津サービス支店	〒520-0806	滋賀県大津市打出浜13-49(日新火災大津ビル2F)	(077)522-4077
彦根支店	〒522-0073	滋賀県彦根市旭町1-24(田中ビル2nd5F)	(0749)22-1826
八日市支社	〒527-0022	滋賀県東近江市八日市上之町1-43(松原ビル3F)	(0748)23-6378
大阪営業第1部	〒530-0002	大阪府大阪市北区曽根崎新地2-2-16(桜橋東洋ビル6F)	(06)6343-3600
大阪営業第2部	〒530-0002	大阪府大阪市北区曽根崎新地2-2-16(桜橋東洋ビル6F)	(06)6343-3607
難波支店	〒556-0011	大阪府大阪市浪速区難波中1-12-5(難波室町ビル7F)	(06)6647-7055
堺支店	〒590-0063	大阪府堺市堺区中安井町3-2-13(堺フコク生命ビル3F)	(072)238-1985
和歌山支店	〒640-8045	和歌山県和歌山市ト半町31	(073)422-1131
田辺支店	〒646-0046	和歌山県田辺市本町49-3(田辺中央ビル2F)	(0739)24-1621
新宮支社	〒647-0052	和歌山県新宮市橋本2-14-35	(0735)22-2353
大阪東支店	〒577-0056	大阪府東大阪市長堂2-3-21(日本生命布施駅前ビル4F)	(06)4308-8570
奈良サービス支店	〒634-0078	奈良県橿原市八木町1-6-1(草楽ビル6F)	(0744)23-3650
阪神統括営業部	〒530-0002	大阪府大阪市北区曽根崎新地2-2-16(桜橋東洋ビル6F)	(06)6343-3801
北大阪支店	〒567-0032	大阪府茨木市西駅前町6-26(田畑ビル3F)	(072)623-6146
梅田支店	〒530-0002	大阪府大阪市北区曽根崎新地2-2-16(桜橋東洋ビル6F)	(06)6343-3608
神戸支店	〒651-0086	兵庫県神戸市中央区磯上通7-1-30(三宮フコク生命ビル2F)	(078)242-4911
姫路サービス支店	〒670-0924	兵庫県姫路市紺屋町6	(079)288-5580
枚方支社	〒573-0022	大阪府枚方市宮之阪2-2-2(スカイパレス有馬1F)	(072)805-5571
中国統括営業部	〒730-0036	広島県広島市中区袋町3-17(シシンヨービル6F)	(082)247-9261
広島サービス支店	〒730-0036	広島県広島市中区袋町3-17(シシンヨービル6F)	(082)247-9262
福山支店	〒720-0801	広島県福山市入船町2-8-3	(084)922-2129
尾道支社	〒722-0024	広島県尾道市西則未町2-22(東中国スズキビル)	(0848)25-5131
山口支店	〒747-0809	山口県防府市寿町2-11(吉幸ビル3F)	(0835)25-1711
周南営業所	〒745-0073	山口県周南市代々木通り2-3(代々木公園前ビル5F)	(0834)21-1204
岡山支店	〒700-0904	岡山県岡山市柳町2-10-22	(086)225-0541
倉敷支社	〒710-0051	岡山県倉敷市幸町1-40(明治安田生命倉敷幸町ビル2F)	(086)424-5556

山陰統括サービス部	〒690-0886	島根県松江市母衣町34	(0852)22-2627
松江支店	〒690-0886	島根県松江市母衣町34	(0852)22-3525
米子支社	〒683-0053	鳥取県米子市明治町157(米子駅前パーキングビル)	(0859)34-5357
出雲支社	〒693-0004	島根県出雲市渡橋町398(正友ビル2F)	(0853)23-6699
浜田事務所	〒697-0024	島根県浜田市黒川町4196(岡本ビル2F)	(0855)23-1090
鳥取支店	〒680-0034	鳥取県鳥取市元魚町2-105(アイシンビル2F)	(0857)23-4651
四国統括サービス部	〒760-0025	香川県高松市古新町8-1(四国パナソニックビル6F)	(087)851-0026
高松支店	〒760-0025	香川県高松市古新町8-1(四国パナソニックビル6F)	(087)851-0030
松山支社	〒790-0002	愛媛県松山市二番町4-5-2(R-2番町ビル5F)	(089)941-8298
伊予三島支社	〒799-0411	愛媛県四国中央市下柏町75-1(ロイヤルマンション柏1F)	(0896)24-5306
徳島支店	〒770-0831	徳島県徳島市寺島本町西1-7-1(日通朝日徳島ビル4F)	(088)622-3711
高知支店	〒780-0834	高知県高知市堺町2-26(高知中央第一生命ビル9F)	(088)823-4488
中村支社	〒787-0013	高知県四万十市右山天神町300	(0880)34-6010
九州事業部	〒812-0025	福岡県福岡市博多区店屋町8-30(博多フコク生命ビル8F)	(092)281-8162
九州営業第1部	〒812-0025	福岡県福岡市博多区店屋町8-30(博多フコク生命ビル8F)	(092)281-8162
福岡第1支店	〒812-0025	福岡県福岡市博多区店屋町8-30(博多フコク生命ビル8F)	(092)281-8161
唐津事務所	〒847-0821	佐賀県唐津市町田812-7	(0955)73-9449
福岡第2支店	〒812-0025	福岡県福岡市博多区店屋町8-30(博多フコク生命ビル8F)	(092)281-8165
沖縄事務所	〒900-0015	沖縄県那覇市久茂地2-12-21(電波堂ビル3F)	(098)863-3235
大牟田サービス支社	〒836-0844	福岡県大牟田市浄真町6-1	(0944)55-1311
久留米サービス支店	〒830-0018	福岡県久留米市通町5-18(日栄第2ビル)	(0942)35-2819
佐賀サービス支社	〒840-0833	佐賀県佐賀市中の小路6-26(佐嘉栄商事ビル)	(0952)22-4711
北九州支店	〒802-0066	福岡県北九州市小倉北区萩崎町1-4	(093)923-1581
大分サービス支店	〒870-0026	大分県大分市金池町2-6-15(EME大分駅前ビル3F)	(097)535-2143
九州営業第2部	〒812-0025	福岡県福岡市博多区店屋町8-30(博多フコク生命ビル8F)	(092)281-8162
熊本支店	〒860-0844	熊本県熊本市水道町14-27(KADビル8F)	(096)325-7211
八代支社	〒866-0843	熊本県八代市花園町17-11(森ビル2F)	(0965)35-5270
阿蘇事務所	〒869-2301	熊本県阿蘇市内牧620-3	(0967)32-3242
鹿児島サービス支店	〒890-0063	鹿児島県鹿児島市鴨池2-10-20	(099)254-1115
宮崎サービス支店	〒880-0805	宮崎県宮崎市橋通東1-7-4(第1宮銀ビル5F)	(0985)24-3833
長崎サービス支店	〒850-0023	長崎県長崎市出来大工町25	(095)825-4131
諫早支社	〒854-0026	長崎県諫早市東本町5-17(土橋ビル4F)	(0957)21-4855
佐世保サービス支店	〒857-0805	長崎県佐世保市光月町4-14	(0956)23-3171
海上保険部門			
本店営業第2部	〒101-8329	東京都千代田区神田駿河台2-3	(03)5282-5546
海上営業グループ	〒101-8329	東京都千代田区神田駿河台2-3	(03)5282-5552
海上営業グループ(西日本)	〒530-0002	大阪府大阪市北区曽根崎新地2-2-16(桜橋東洋ビル6F)	(06)6343-3619

現状

経営について

商品・サービスについて

業績データ

コーポレートデータ

店舗の一覧

(平成20年7月1日現在)

損害サービス店舗の一覧

北海道事業部	
北海道損害サービス課 (011)241-1314	旭川サービスセンター (0166)23-2732
札幌サービスセンター (011)241-1313	道東サービス支店 (0154)23-8251
北東北統括営業部	
盛岡サービス支店 (019)623-4316	八戸サービス支店 (0178)43-1567
青森サービス支店 (017)775-1461	秋田サービス支店 (018)837-5255
福島統括サービス部	
郡山支店 (024)932-2266	いわき支店 (0246)22-1881
福島支店 (024)526-0205	会津若松支店 (0242)24-5661
東北損害サービス部	
損害サービス課 (022)227-3620	酒田サービスコーナー (0234)23-5968
火新サービスセンター (022)227-2135	岩手南サービスセンター (0197)65-3833
山形サービスセンター (023)624-2900	仙台サービスセンター (022)227-2133
首都圏損害サービス第1部	
損害サービス課 (03)5282-5557	医療保険サービスセンター (03)5282-5647
火新サービスセンター (03)5282-5558	東京第1サービスセンター (03)5282-5560
傷害サービスセンター (03)5282-5559	東京第2サービスセンター (03)5282-5668
埼玉統括営業部	
埼玉北サービス支店 (048)523-1313	
長野統括営業部	
長野サービス支店 (026)244-0232	
新潟統括営業部	
三条サービス支店 (0256)33-1045	
首都圏損害サービス第2部	
損害サービス課 (048)834-2249	埼玉西サービスセンター (049)226-3413
松本サービスセンター (0263)33-9700	太田サービスセンター (0276)45-4702
安心サービスセンター (048)834-1539	新潟サービスセンター (025)245-0345
宇都宮サービスセンター (028)635-1183	長岡サービスセンター (0258)32-2293
群馬サービスセンター (027)224-5021	自賠責損害サービスセンター (048)834-2577
埼玉新都心サービスセンター (048)834-1834	
神奈川統括営業部	
神奈川県央サービス支店 (042)749-1912	湘南サービス支店 (0463)21-2176
首都圏損害サービス第3部	
損害サービス課 (03)5282-5639	市川サービスセンター (047)376-3350
神奈川サービスセンター (045)633-5295	柏サービスセンター (04)7163-8256
横須賀サービスコーナー (046)822-0576	水戸サービスセンター (029)224-0823
小田原サービスセンター (0465)24-3381	土浦サービスセンター (029)826-1322
横浜サービスセンター (045)461-2521	下館サービスセンター (0296)25-0320
川崎サービスセンター (044)244-4446	立川サービスセンター (042)524-0711
千葉サービスセンター (043)244-3130	山梨サービスセンター (055)228-1218
静岡事業部	
富士サービス支店 (0545)52-1532	
中日本損害サービス部	
損害サービス課 (052)231-9292	岐阜サービスセンター (058)264-8231
三重サービスセンター (059)351-2977	一宮サービスセンター (0586)72-0511
火新サービスセンター (052)231-9225	富山サービスセンター (076)433-3557
名古屋サービスセンター (052)231-9226	高岡サービスセンター (0766)28-1834
津サービスセンター (059)227-6231	福井サービスセンター (0776)27-2851
多治見サービスセンター (0572)25-8661	金沢サービスセンター (076)263-2180
愛知北サービスセンター (0568)81-6911	静岡サービスセンター (054)254-8896
三河サービスセンター (0564)21-1576	沼津サービスセンター (055)962-7086
豊橋サービスセンター (0532)56-4744	浜松サービスセンター (053)455-4395

京滋統括営業部	
福知山サービス支社 (0773)22-6327	大津サービス支店 (077)522-4077
大阪営業第2部	
奈良サービス支店 (0744)23-3650	
阪神統括営業部	
姫路サービス支店 (079)288-5580	
中国統括営業部	
広島サービス支店 (082)247-9262	
山陰統括サービス部	
松江支店 (0852)22-3525	鳥取支店 (0857)23-4651
出雲支社 (0853)23-6699	
四国統括サービス部	
高松支店 (087)851-0030	徳島支店 (088)622-3711
松山支社 (089)941-8298	高知支店 (088)823-4488
伊予三島支社 (0896)24-5306	
近畿損害サービス部	
損害サービス課 (06)6343-3628	和歌山サービスセンター (073)422-1134
神戸サービスセンター (078)242-4930	田辺サービスセンター (0739)24-1671
火新サービスセンター (06)6343-3634	大阪東サービスセンター (06)4308-8580
京都サービスセンター (075)211-4594	北大阪サービスセンター (072)625-3071
彦根サービスセンター (0749)23-1960	堺サービスセンター (072)222-3873
大阪サービスセンター (06)6343-3639	
中四国損害サービス部	
損害サービス課 (082)247-9265	岡山サービスセンター (086)224-7976
福山サービスセンター (084)923-4108	倉敷サービスコーナー (086)424-5556
山口サービスセンター (0834)21-1585	火新サービスセンター (082)247-9272
九州営業第1部	
大牟田サービス支社 (0944)55-1311	佐賀サービス支社 (0952)22-4711
久留米サービス支店 (0942)35-2819	大分サービス支店 (097)535-2143
九州営業第2部	
鹿児島サービス支店 (099)254-1115	長崎サービス支店 (095)825-4131
宮崎サービス支店 (0985)24-3833	佐世保サービス支店 (0956)23-3171
九州損害サービス部	
損害サービス課 (092)281-8135	火新サービスセンター (092)281-8136
北九州サービスセンター (093)923-1591	福岡サービスセンター (092)281-8164
熊本サービスセンター (096)325-7115	
海上保険部門	
海上保険室 (03)5282-5532	

テレフォンサービスセンター

フリーダイヤル



ジコ ナシナシ

0120-25-7474

店舗ネットワーク

海外ネットワーク

(平成20年6月20日現在)



国内営業店舗および損害サービス拠点数

支店：93 営業所：5 損害サービス拠点：98
支社：41 事務所：16





日新火災海上保険株式会社

日新火災の現状 2008 2008年7月発行

テレホンサービスセンター：☎ 0120-25-7474 (24時間・365日)

ホームページアドレス：<http://www.nisshinfire.co.jp>

「日新火災の現状2008」はFSC認証紙を採用しています

本誌で使用しているFSC認証紙の原料は、「植林～保育～伐採」のサイクルを適正に管理して育てられた森林から採取された木材です。森林の育成は、周りの生態系などにも十分配慮して行われています。本誌は、CO₂を吸収するなどさまざまな公益性を有する森林の保護を応援したいとの想いから、環境にやさしい「FSC認証紙」を採用しました。

